福山市上下水道局

工事検査必携

２０１３年（平成２５年）

福山市上下水道局

目　　次

福山市上下水道局工事検査要綱 …… 1

福山市上下水道局工事検査技術基準 …… 4

土木工事検査技術基準 …… 5

建築工事検査技術基準 …… 30

福山市上下水道局工事成績評定要綱 …… 45

工事成績評定表 …… 46

評定基準(土木工事編) …… 49

評定基準(建築工事編) …… 109

工事成績評定通知書 …… 136

関係法令・参考資料

会計法(抜粋) …… 139

予算決算及び会計令(抜粋) …… 139

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(抜粋) …… 141

地方自治法(抜粋) …… 142

予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員を指定する規則 …… 144

地方自治法施行令(抜粋) …… 144

建設業法(抜粋) …… 145

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(抜粋) …… 151

福山市上下水道局工事請負契約約款(逐条解説) …… 152

建設工事の種類・区分 …… 167

許可業種と資格 …… 170

福山市上下水道局工事検査要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は，法令並びに福山市上下水道局契約規程及び福山市上下水道局建設工事施行規程に定めるもののほか，これらの規程に基づき締結する工事請負契約に係る検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

（検査の種類）

第２条　検査の種類は，次のとおりとする。

（１）中間検査

工事の施行の中途において必要に応じて行う検査（随時検査，一部完成検査，出来形検査，その他の検査）

（２）完成検査

工事の完成を確認するための検査

（検査体制）

第３条　検査は，工事検査課長が次条の規定により，工事ごとに指定した者（以下「検査員」という。）によって行わせるものとする。

（検査員の指定）

第４条　工事請負金額が５０万円以上の工事については，工事検査課の職員（技師に限る。）のうちから工事検査課長が工事ごとに検査員を指定し，当該工事担当課長に通知するものとする。

２　請負金額が５０万円未満の工事については，前条及び前項の規定にかかわらず，当該工事担当課の技師の次長以上の職（調整員〔政策担当〕を含む。以下同じ。）にある者によって検査を実施する。ただし，給排水課の所管する取付管埋設工事のうち，工事請負金額が 50 万円未満の工事の完成検査・立会については，給排水課の次長以上の職（調整員〔政策担当〕を含む。以下同じ。）にある者によりこれを実施する。

３　工事検査課長は，請負金額５０万円以上２００万円未満の工事について，やむを得ない事由があるときは，当該工事を担当する技師の次長以上の職にある者を検査員にすることができる。

４　工事検査課長は，同一の時期に多数の検査を行わなければならないとき，その他必要があると認めるときは、第１項の規定にかかわらず，技師の次長以上の職員を検査員に指定することができる。

５　工事検査課長は，特に専門的な知識又は技能を必要とすること，その他の理由により必要と認めるときは，職員以外の者に委嘱して検査を行わせることができる。

（検査の立会）

第５条　検査は，受注者，担当監督員（福山市建設工事監督員規程（平成２０年訓令第５号。以下「監督員規程」という。）第６条第１項に規程する担当監督員をいう。）及び次の各号に掲げる工事区分に応じ，当該各号に定める者の立会のうえ，これを行う

ものとする。

（１）請負金額が 9,000 万円以上の工事

当該工事を担当する総括監督員（監督員規程第４条第１項に規程する総括監督員をいう。次号において同じ。）

（２）請負金額が 200 万円以上 9,000 万円未満の工事

当該工事を担当する主任監督員（監督員規程第 5 条第１項に規程する主任監督員をいう。）又は総括監督員

２　第４条第２項の規定により検査を行う場合は当該工事を担当する課以外の次長以上の職にある者の完成確認を要するものとする。

３　第４条第３項の規定により検査を行う場合は当該工事を担当する課以外の技師の次長以上の職にある者の完成確認を要するものとする。

４　検査に立会した監督員は，検査の実施にあたって意見を述べることができる。

（検査実施基準）

第６条　検査員は，契約書，設計書，図面，仕様書その他の関係図書に基づいて適正かつ厳正に検査を行わなければならない。

（必要書類の提出要求等）

第７条　検査員は，検査にあたって必要があると認めるときは，受注者及び工事の監督員から必要書類の提出又は説明を求めるものとする。

（検査実施の手続）

第８条　当該工事担当課長は，検査を依頼するにあたっては，検査依頼書に検査に必要な書類を添えて検査員に送付しなければならない。

２　検査員は，前項の規定による依頼をうけたときは，速やかに当該検査日時を定めて，当該工事担当課長に通知するものとする。

（検査の中止等）

第９条　検査員は，検査ができない事情があるとき，その他検査の実施について疑義が生じたときは，検査を中止し，速やかに，第 4 条第 1 項の検査に係るものにあっては**工事検査課長**に，同条第 3 項の検査に係るものにあっては当該工事担当課長に報告し，その指示を受けなければならない。

（破壊，分解又は試運転検査）

第１０条　検査員は，検査にあたって必要があると認めるときは，受注者に対して検査目的物の破壊，分解又は試運転その他の措置を求めることにより検査を行うものとする。

（検査報告書の作成）

第１１条　検査員は，検査の結果受注者の工事が契約の内容に適合したものであると認めるときは，工事検査報告書により報告しなければならない。ただし，請負金額が５００万円未満の工事及び緊急の修繕工事にあたっては，同報告書中工事成績評定表の記入を省略することができる。

２　検査員は，検査の結果不合格と判定した工事について，手直し又は補強をさせる必要があると認めるときは，第４条第１項の検査に係るものにあっては**工事検査課**

長の，同条第３項の検査に係るものにあっては当該工事担当課長の承認を得て，履行期限を定め受注者に手直し又は補強をさせるものとする。

３　検査員は，手直し又は補強をさせた工事目的物の検査については，当該部分のみの検査により合否の判定をすることができる。

４　検査員は，第２項の規定による手直し又は補強をさせたときは，その旨を工事検査手直調書に記載し，第４条第１項の検査に係るものにあっては工事検査課長に，同条第３項の検査に係るものにあっては当該工事担当課長へ報告するものとする。

（検査の技術的基準）

第１２条　検査員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は，管理者が別に定める福山市上下水道局工事検査技術基準による。

（雑　則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか，工事の検査について必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

この要綱は，昭和５８年５月１日から施行し，昭和５８年４月１日以降に締結した契約から適用する。

附　則（昭和５９年８月１日一部改正）

この要綱は，昭和５９年８月１日から施行し，同日以降に締結した契約から適用する。

附　則（平成１４年10月１日一部改正）

この要綱は，平成１４年10月１日から施行し，管理者が別に定める日から適用する。

（平成１５年４月１日から適用）

附　則（平成１５年３月３１日一部改正）

この要綱は，平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月３１日一部改正）

この要綱は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３１日一部改正）

この要綱は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日一部改正）

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月１日一部改正）

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月２５日一部改正）

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日一部改正）

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年８月２０日一部改正）

この要綱は，平成２５年10月１日から施行し，同日以降に締結した契約から適用する。

福山市上下水道局工事検査技術基準

（目　的）

1　この技術基準は，福山市上下水道局工事検査要綱により実施する検査について，必要な技術的事項を定めることにより，円滑かつ適正な検査の執行を図ることを目的とする。

（検査の基準）

2　土木に関する工事は別に定める土木工事検査技術基準を，また，建築に関する工事は別に定める建築工事，電気設備工事及び機械設備工事検査技術基準を適用する。

附　則

(施工期日)

1　この基準は，1994 年（平成 6 年）4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この基準は，管理者が別に定める日から適用する。

附　則

この基準は，2009 年（平成 21 年）4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は，2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は，2012 年（平成 24 年）4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は，2013 年（平成 25 年）10 月 1 日から施行する。

土木工事検査技術基準

（適用範囲）

第１　この技術基準は，福山市上下水道局工事検査要綱により実施する土木に関する工事の検査について適用する。

（検査の内容）

第２　検査は，次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 工事関係図書

(2) 実施状況

(3) 位置，出来形，品質及び出来ばえ

（検査の方法及び基準）

第３　検査の方法及び基準は，次のとおりとする。

(1) 工事関係図書（施工計画書，実施工程表，施工図等，工事の記録，その他必要と認める書類等をいう。）の検査は，当該書類の整備状況を設計図書及び仕様書等（共通仕様書，指針，基準等をいう。以下「設計図書等」という。） と対比して適否を判定するものとする。

(2) 実施状況の検査は，施工管理（施工計画，工程管理，出来形管理，品質管理，工事写真等その他の施工状況に関する各種の記録等をいう。） 及び現場管理（仮設計画，安全管理，現場内の整備状況等をいう。） の状況を設計図書等と対比して，施工内容の適否を判定するものとする。

(3) 位置，出来形，品質及び出来ばえの検査は，実地において行うものとし，位置，出来形，品質については，設計図書等と対比して，別表の検査基準に基づき適否を判定するものとする。ただし，特別な事由により実地にて検査できない場合は，工事写真，出来形及び品質管理の記録等により，適否を判定することができるものとする。また，外部からの観察及び施工管理の資料等により，適否を判定することが困難な場合は，必要に応じて最小限度破壊して検査を行うものとする。出来ばえについては，観察により適否を判定するものとする。

（検査の準備）

第４　検査の円滑化を図るため，検査を実施するに当たっては，原則として次の各号に掲げるものを準備するものとする。

(1) 書類

ア　施工計画書

イ　施工図

ウ　出来形及び品質管理の資料

エ　工程管理の資料

オ　工事写真

カ　その他必要と認められる書類

(2) 検査に必要な器具等
(3) 検査時に必要とする交通誘導員及び交通安全器具
(4) 工事完成区間内の測点，測点距離及び主要構造物の各種寸法のペイント等による明示

（検査の合否判定）

第５　検査の合否判定の基準は，次によるものとする。

(1)　観察により適合し，かつ，測定値又は施工管理の資料による値が，規格値以内である場合は合格とする。

(2) 測定値又は施工管理の資料による値が，規格値の上限を上回った場合は，機能上支障がなければ合格と認めることもある。

(3) 観察により不適合がある場合及び測定値又は施工管理の資料による値が，規格値の下限を下回った場合は不合格とする。

(4) 各工種において，測定値及び施工管理の資料による値が規格値内であっても，すべて基準値を下回る場合は不合格とする。

別　表

（検査の基準）

1　共通事項

(1) 検査員が特に必要と認めた場合には，次表の検査要領欄に掲げる事項以外の事項を指定して検査することができる。

(2) 図面及び特記仕様書等で管理基準（規格値，施工管理基準，管理方法をいう。以下同じ。）が示されている場合は，当該管理基準を優先するものとする。

(3) 次表に定められていないものは，広島県土木工事共通仕様書に準拠するものとする。

(4)　工事内容等により本基準を適用することが不適当な場合は，適用除外とする。

2　出来形規格値及び検査事項

(1) 各工種共通

ア　基準高の規格値は，設計図書に明示されているもの及び路側構造物を対象とする。

イ　延長の規格値は，施工延べ延長を対象とする。

(2) 次表の参考欄の施工管理基準及び管理様式について

ア　施工管理基準は，標準的なものを記載した。

イ　管理様式(A)は，設計値に対し偏差を求め，広島県土木工事共通仕様書の管理様式(1)の出来形管理図表を作成するものとする。

ただし，資料数 10 点以下の場合は，管理様式(B)とすることができる。

ウ　管理様式(B)は，完成図，設計図表等を使用し，設計値と実測値を比較対象したものを作成するものとする。

エ　管理様式(C)は，管理様式(A)の管理を行うものとするが，断面に変化がある場合には，設計値と対比できるようにした出来形展開図（必要に応じ数量計算表）を作成するものとする。

オ　管理様式（A）（B）（C）の表示のないものは，広島県土木工事共通仕様書の管理様式に準拠するものとする。

工種と考査工種の対応表

工　　種	適用する考査工種 （品質，出来ばえ）
配水池，水管橋橋台等のコンクリート構造物	コンクリート構造物工事
鋼製構造物	鋼橋工事を参照 上記以外の工事
配管，推進，シールド，水管橋，橋梁添架	上水道工事，工業用水道工事
敷地造成	土工・法面工事
浄水場等の大規模な舗装工事	舗装工事
構造物の基礎，地盤改良	基礎工事
配管及び構造物の塗装工事	塗装工事
場内の植栽工事	植栽工事
ポンプ設置工	機械設備工事，電気設備工事
電気盤設置工，計装機器設置工	電気設備工事
各種機械設置工	機械設備工事
建築工事(新築)	建築工事(新築)
建築工事(改修)	建築工事(改修)
上記以外の工事	上記以外の工事
多工種複合工事	主たる工種で評定

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
土工	道路土工 (掘削工)	基準高 法長 ℓ＜5m 〃 ℓ≧5m 幅 W	±５０ －２００ 法長の－４％ －１００	適宜	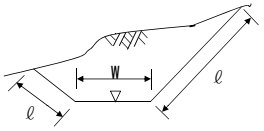 ※ただし，転石等の掘削の基準高は除く。	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部及び各法肩の両端で測定。 なお，道路土工の基準高は道路中心線も測定。
	道路土工 (路体盛土工) (路床盛土工)	基準高 法長 ℓ＜5m 〃 ℓ≧5m 幅 W	±５０ －１００ 法長の－２％ －１００	適宜		
	河川土工 (盛土工)	基準高 法長 ℓ＜5m 〃 ℓ≧5m 幅 W	－５０ －１００ 法長の－２％ －１００	適宜	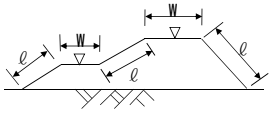	
	河川土工 (掘削工)	基準高 法長 ℓ＜5m 〃 ℓ≧5m 幅 W	±５０ －２００ 法長の－４％ －１００	適宜		
	切土・盛土 (敷地造成工)	基準高 切土 〃 盛土 法長 ℓ＜5m 切土 盛土 法長 ℓ≧5m 切土 盛土 幅 W	－５０～＋１００ －５０ －２００ －１００ 法長の－４％ 法長の－２％ －２００	適宜	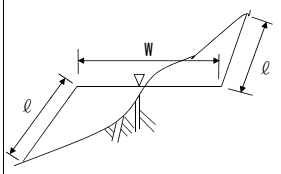	
	法面整形工 (土羽打盛土)	厚さ t 法長 ℓ＜5m 〃 ℓ≧5m	－３０ －１００ 法長の－２％	適宜	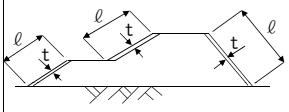	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所，法の中央で測定。 ※法長については，道路土工，河川土工の盛土工に順ずる。
基礎工	切込砂利 砕石基礎工 割ぐり石基礎工 均しコンクリート	幅 W 厚さ t1，t2 延長 L	設計値以上 －３０ 各構造物の規格値による	適宜	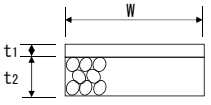	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
	基礎工(護岸) 砂基礎	幅 W 厚さ t 延長 L	－３０ －３０ 各構造物の規格値による	適宜	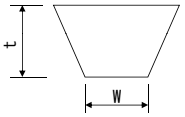	

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
基礎工	コンクリート基礎 (現場打) (プレキャスト)	基準高 幅(現場打部分) W 高さ(現場打部分) h 延長 L	±３０ －３０ －３０ －２００	適宜	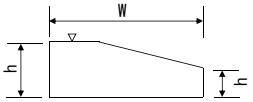	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
	既製杭工 ①既製コンクリート杭, 鋼管杭, H鋼杭 ②鋼管ソイルセメント杭	基準高 根入長 偏心量 d ① 偏心量 d ② 傾斜 杭径 ②	±５０ 設計値以上 D/４以内かつ １００以内 １００以内 1/１００以内 設計値以上	適宜	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 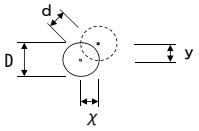 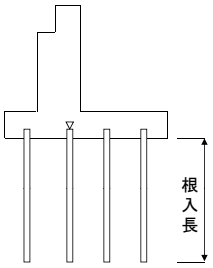	全数について杭中心で測定。
	場所打杭工	基準高 根入長 偏心量 d 傾斜 杭径	±５０ 設計値以上 １００以内 1/１００以内 設計径(公称径) －３０以上	適宜		
	深礎工	基準高 根入長 偏心量 d 傾斜	±５０ 設計値以上 １５０以内 1/５０以内	適宜		
擁壁工・護岸工	コンクリートブロック積工 コンクリートブロック張工 石積(張)工	基準高 法長 ℓ＜３m 〃 ℓ≧３m 厚さ t 裏込砕石厚さ t' 延長 L	±５０ －５０ －１００ －５０ －５０ －２００	適宜 ブロック積工で施工面積５０㎡以上は，１箇所以上コア抜取り及び，注水(削孔１．２m程度)を行う。	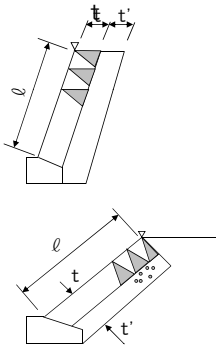	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。
	場所打擁壁工	基準高 厚さ t 裏込厚さ t' 幅 W 高さ h＜３m 〃 h≧３m 延長 L	±５０ －２０ －５０ －３０ －５０ －１００ －２００	適宜	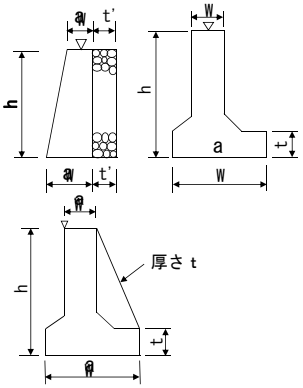	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
擁壁工・護岸工	コンクリート被覆工（護岸工）	基準高	±５０	適　宜	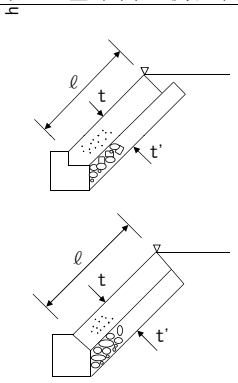	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
		法　長　ℓ＜３ｍ	－５０			
		〃　ℓ≧３ｍ	－１００			
		厚　さ　ｔ＜10ｃｍ	－２０			
		〃　ｔ≧10ｃｍ	－３０			
		裏込砕石厚さ　ｔ’	－５０			
		延　長　Ｌ	－２００			
	コンクリート被覆工（天端被覆工） 小段・平張工 土間コンクリート	幅　Ｗ	－５０	適　宜	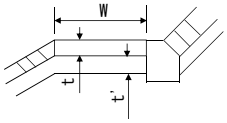	
		厚　さ　ｔ	－１０			
		基礎厚さ　ｔ’	－４５			
		延　長　Ｌ	－２００			
排水工	側溝工 自由勾配側溝工 水路工 Ｌ型側溝工 (現場打，プレキャスト) Ｕ型側溝工 (現場打，プレキャスト)	基準高	±３０	適　宜	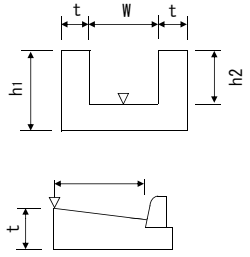	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
		延　長　Ｌ	－２００			
		厚さ(現場打部分) ｔ	－２０			
		幅(現場打部分)　Ｗ	－３０			
		高さ(現場打部分) ｈ1	－３０			
		〃 (現場打部分) ｈ2	－３０			
	暗渠工	幅　Ｗ	－５０	適　宜	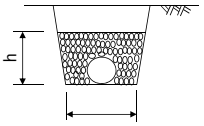	
		深　さ　ｈ	－３０			
		延　長　Ｌ	－２００			
	集水桝工 (現場打，プレキャスト)	基準高	±３０	適　宜	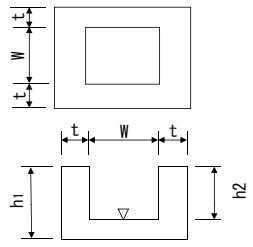	1箇所毎。
		厚さ(現場打部分) ｔ	－２０			
		幅(現場打部分)　Ｗ	－３０			
		高さ(現場打部分) ｈ1	－３０			
		〃 (現場打部分) ｈ2	－３０			

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
排水工	現場打函渠(カルバート)工	基準高 厚さ t 幅 W 高さ h 延長 L＜２０m 〃 L≧２０m	±３０ －２０ －３０ ±３０ －５０ －１００	適宜	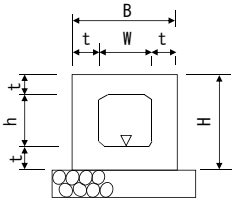	両端，施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。
	プレキャストカルバート(ボックス)工	基準高 ※幅(現場打部分) B ※高(現場打部分) H 延長 L (注) ※印は，現場打ち部分のある場合。	±３０ －５０ －３０ －２００			施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
	樋門・樋管本体函渠工	基準高 厚さ(現場打部分) t 〃 B 幅(現場打部分) W 〃 h 延長 L (注) プレキャスト製品使用の場合は，製品寸法を規格証明書で確認するものとし，「基準高」と「延長」を測定。	±３０ －２０ －３０ －３０ ±３０ －２００			管渠寸法は，両端，施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱，操作台等は，図面の寸法表示箇所で測定。
	管渠工 函渠工 （暗渠工）	基準高 幅(現場打部分) W 高さ(現場打部分) h 延長 L	±３０ －５０ －３０ －２００	適宜	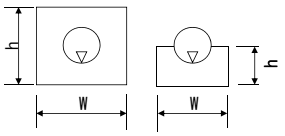	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
矢板工	矢板工 【指定及び任意仮設は除く】 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 根入長 変位 ℓ 延長 L	±５０ 設計値以上 １００以下 －２００	適宜	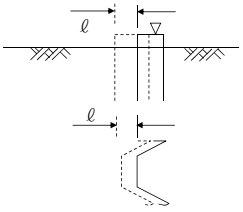	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。，延長40m(又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は，施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所，延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
仮設工	土留・仮締切工 【任意仮設は除く】 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 根入長 延長 L	±１００ 設計値以上 －２００	適宜	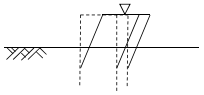	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
	土留・仮締切工 【任意仮設は除く】 (締切盛土)	基準高 天端幅 W 法長 ℓ	－５０ －１００ －１００	適宜	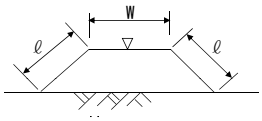	

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
法面工	現場打法枠工 現場吹付法枠工	法長 ℓ＜１０ｍ 〃 ℓ≧１０ｍ 幅 W 高さ h 吹付枠中心間隔 a 延長 L	－１００ －２００ －３０ －３０ ±１００ －２００	適宜	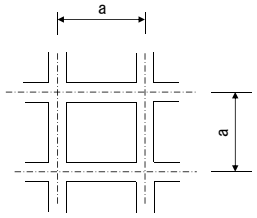 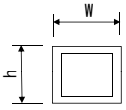 （法枠断面）	法長は，施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅，高さ，枠中心間隔は，枠延長100mにつき1箇所，枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。
	プレキャスト法枠工	法長 ℓ＜１０ｍ 〃 ℓ≧１０ｍ 延長 L	－１００ －２００ －２００			法長は，施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。
	種子散布工 張芝工 筋芝工 市松芝工 植生シート工 植生マット工 植生筋工 人工張芝工 植生穴工	切土法長 ℓ＜５ｍ ℓ≧５ｍ 盛土法長 ℓ＜５ｍ ℓ≧５ｍ 延長 L	 －２００ 法長の－４％ －１００ 法長の－２％ －２００	適宜		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。
	植生基材吹付工 客土吹付工	法長 ℓ＜５ｍ 〃 ℓ≧５ｍ 厚さ t＜５cm 〃 t≧５cm 延長 L	－２００ 法長の－４％ －１０ －２０ －２００	適宜	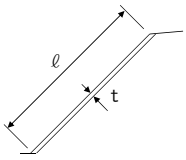	法長は，施工延長40mにつき1箇所又は測点毎。延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは，施工面積200㎡につき1箇所，面積200㎡以下のものは，1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。
	吹付工【仮設を含む】 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ＜３ｍ 〃 ℓ≧３ｍ 厚さ t＜５ｃｍ 〃 t≧５ｃｍ 延長 L	－５０ －１００ －１０ －２０ －２００		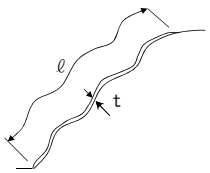	法長は，施工延長40mにつき1箇所又は測点毎。延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお，測定断面に凹凸があり，曲線法長が測定が困難な場合は直線法長とする。 厚さは，施工面積200㎡につき1箇所，面積200㎡以下のものは，2箇所をせん孔により測定。

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
法面工	アンカー工	削孔深さ　ℓ 配置誤差　d せん孔方向　θ	設計値以上 １００ ±２．５度	適宜	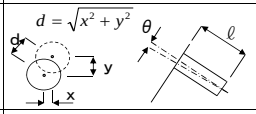	全数（任意仮設は除く）。
	羽口工 （じゃかご）	法長　ℓ＜３ｍ 〃　ℓ≧３ｍ 厚さ　t 延長　L	－５０ －１００ －５０ －２００	適宜	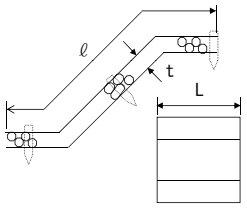	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
	羽口工 （ふとんかご，かご枠）	高さ　h 延長　L	－１００ －２００	適宜	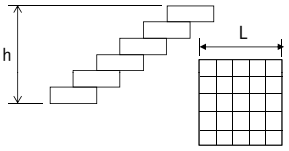	
砂防工	コンクリートえん堤本体工	基準高 天端部　W1，W3 堤幅　W2 水通し幅　ℓ1，ℓ2 堤長　L1，L2	±３０ －３０ －３０ ±５０ －１００	適宜	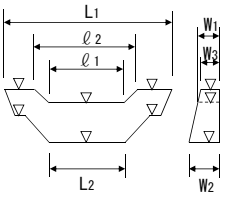	図面に表示してある箇所で測定。
	水叩工（Ｃｏえん堤）	基準高 幅　W 厚さ　t 長さ　L	±３０ －１００ －３０ －１００	適宜	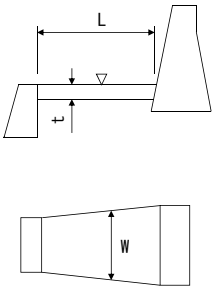 	基準高，幅，延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは，目地及びその中間点で測定。
	水叩工（床止め工） 流路工	基準高 幅　W 厚さ　t 延長　L	±３０ －１００ －３０ －１００	適宜	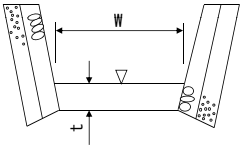	基準高，幅，延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは，目地及びその中間点で測定。
地盤改良工（舗装）	路床安定処理工 置換工	基準高 厚さ　t 幅　W 延長　L	±５０ －５０ －１００ －２００	適宜	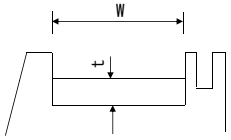	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は，道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
舗装工	下層路盤工 (アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工, 排水性舗装工, コンクリート舗装工, 薄層カラー舗装工, ブロック舗装工)	厚さ t'個々 〃 χ3 〃 χ6 幅 W 延長 L	－45 －5 －10 －50 －200	適宜 施工面積200㎡以上は，コア採取1個以上。	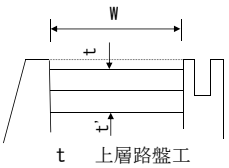 t 上層路盤工 t' 下層路盤工	幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし，道路中心線及び端部で測定。ただし，厚さの管理は下がりで行うこと。 なお，厚さはの掘り起こしは，各車線200m毎に1箇所で測定。
	上層路盤工 (粒度調整路盤工，セメント(石灰)安定処理工) ①アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 ②コンクリート舗装工 薄層カラー舗装工 ブロック舗装工	厚さ① t 個々 〃 χ3 〃 χ6 厚さ② t 個々 〃 χ3 〃 χ6 幅 W 延長 L	－30 －5 －8 －30 －4 －6 －50 －200			幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし，道路中心線及び端部で測定。ただし，厚さの管理は下がりで行うこと。 なお，粒度調整路盤工の厚さの掘り起こしは，各車線200m毎に1箇所で測定。セメント(石灰)安定処理工の厚さは1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。
	上層路盤工 (加熱アスファルト安定処理工) ①アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 グースアスファルト舗装工 ②薄層カラー舗装工 ブロック舗装工	厚さ① t 個々 〃 χ3 〃 χ6 厚さ② t 個々 〃 χ3 〃 χ6 幅 W 延長 L	－20 －4 －6 －20 －3 －4 －50 －200			幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし，道路中心線及び端部で測定。ただし，厚さの管理は下がりで行うこと。 なお，厚さは1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。
	透水性舗装路盤工 歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	厚さ t 個々 〃 χ3 〃 χ6 幅 W 延長 L	－30 －5 －8 －50 －200	適宜	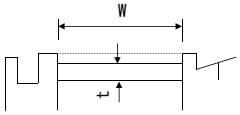	幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし，道路中心線及び端部で測定。ただし，厚さの管理は下がりで行うこと。 なお，厚さはの掘り起こしは，各車線200m毎に1箇所で測定。
	アスファルト中間層 コンクリート舗装工	厚さ t 個々 〃 χ3 〃 χ6 幅 W 延長 L	－12 －1 －2 －25 －200	適宜 施工面積200㎡以上は，コア採取1個以上。		幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし，道路中心線及び端部で測定。ただし，厚さの管理は下がりで行うこと。 なお，厚さは1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。
	基層工 ①アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 グースアスファルト舗装工 ②薄層カラー舗装工 ブロック舗装工	厚さ① t'個々 〃 χ3 〃 χ6 厚さ② t'個々 〃 χ3 〃 χ6 幅 W 延長 L	－12 －2 －3 －12 －1 －2 －25 －200	適宜 施工面積200㎡以上は，コア採取1個以上。	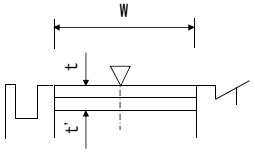 t 表層工 t' 基層工	
	表層工 ①アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 グースアスファルト舗装工 透水性舗装工 歩道･取合･路肩舗装 薄層カラー舗装工 薄層舗装工 ②コンクリート舗装版工	基準高 厚さ① t 個々 〃 χ3 〃 χ6 厚さ② t 個々 〃 χ3 〃 χ6 幅 W 延長 L	±30 －9 －1 －2 －10 －1 －2 －25 －200			

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
舗装工	橋面舗装工	厚さ t 個々 幅 W 延長 L	－9 －２５ －２００	適宜		幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし，道路中心線及び端部で測定。ただし，厚さの管理は下がりで行うこと。 なお，厚さは1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ※アスファルト舗装工(表層工)に準する
	オーバーレイ工 切削オーバーレイ工	基準高 厚さ t1，t2 個々 〃 χ３ 〃 χ６ 幅 W 延長 L	±３０ －９ －２ －３ －２５ －１００	適宜 施工面積２００㎡以上は，コア採取１個以上。	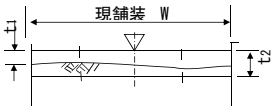 t1 オーバーレイ工 t2 切削オーバーレイ工	幅と厚さは40m毎又は測点毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線，車道端及びその中心とする。 延長が40m未満の場合は，2箇所／施工箇所とする。 断面状況で，間隔，測点数を変えることが出来る。
	景観(ブロック)舗装工 (インターロッキング，レンガ，タイル，平板等)	基準高 幅 W 延長 L	±３０ －２５ －２００	適宜	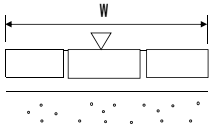	幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし，端部で測定。ただし，厚さの管理は下がりで行うこと。 ※ブロック舗装工(基層工）に準する
	景観(土系)舗装工	基準高 厚さ t 個々 〃 χ３ 〃 χ６ 幅 W 延長 L	±３０ －３０ －５ －８ －５０ －２００	適宜 施工面積２００㎡以上は，コア採取１個以上。	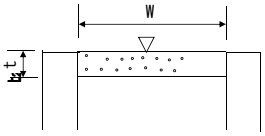	幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし，端部で測定。ただし，厚さの管理は下がりで行うこと。 なお，厚さは1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ※アスファルト舗装工(上層路盤工）に準する
橋梁工	橋台躯体工	基準高 厚さ t 天端幅 W1，W2 敷幅 W3 高さ h1 〃 h2 天端長 ℓ1 敷長 ℓ2 胸壁間距離 支間長及び中心線の変位 支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 計画高 平面位置 アンカーボルト孔の鉛直度	±２０ －２０ －１０ －５０ －５０ －３０ －５０ －５０ ±３０ ±５０ ＋１０～－２０ ±２０ １/５０以下	適宜	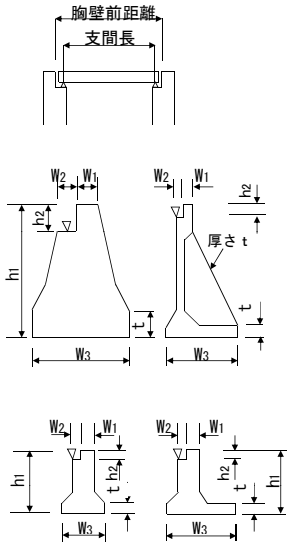	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
橋梁工	橋脚躯体工	基準高	±２０	適　宜	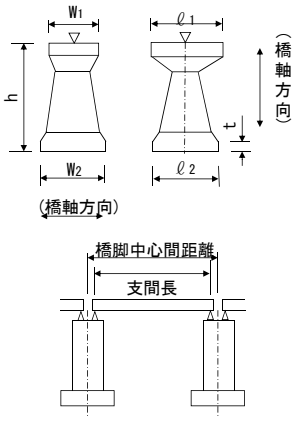	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。
		厚　さ　t	－２０			
		天端幅　W1	－２０			
		敷　幅　W2	－５０			
		高　さ　h	－５０			
		天端長　ℓ1	－５０			
		敷　長　ℓ2	－５０			
		橋脚中心間距離	±３０			
		支間長及び中心線の変位	±５０			
		支承部アンカーボルトの箱抜き規格値				
		計画高	＋１０～－２０			
		平面位置	±２０			
		アンカーボルト孔の鉛直度	１/５０以下			
	床版工 橋梁床版工	基準高	±２０	適　宜	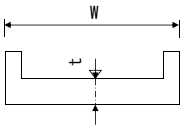	基準高は，1径間当たり2箇所（支点付近）で，1箇所当たり両端と中央部の3点，幅は1径間当たり3箇所，厚さは型枠設置時に概ね10㎡に1箇所測定。 （床版の厚さは，型枠検査をもって代える。）
		幅　W	０～＋３０			
		厚　さ　t	－１０～＋２０			
		鉄筋のかぶり	設計値以上			
		鉄筋の有効高さ	±１０			
		鉄筋間隔	±２０			
		鉄筋間隔(鉄筋の有効高さがマイナスの場合)	±１０			
	地覆工	幅　W	－１０～＋２０	適　宜		1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。
		高　さ　h	－１０～＋２０			
公園工	植栽工 (高木，中木，低木，苗木) 伐採木	樹　高　h	設計値≦h 上限は上位階級の寸法値を目安とする。	適　宜	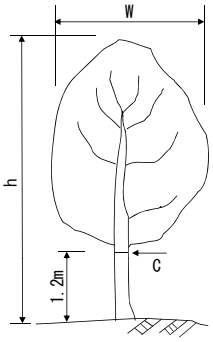 ・Wに長短がある場合は，最長と最短の平均をWとする。	本数は全数。 h，C，Wは，高中木は施工本数の２０％程度，伐採木は全数。低木，苗木は，種類ごとに１本以上，かつ施工本数の２％程度以上。 （参考） ・ヤシ類などの特殊樹で，幹高の場合は，幹部の垂直高をいう。 ・hには，先端は含まない ・１．２mの位置に分枝がある場合は，その上部の幹周をCとする。 ・幹が２本以上のCは，各々のCの合計の７０％。
		幹周・コンテナ径　C	設計値≦C 上限は上位階級の寸法値を目安とする。			
		枝張・葉張　W	設計値≦w 上限は上位階級の寸法値を目安とする。			
	植栽用客土	幅　W	－５０	適　宜	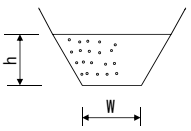	延長２０m又は測点ごと。 ただし，２箇所以上。
		厚　さ　h	－５０			

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
下水道	開削工 管布設 （圧送管を含む）	基準高 幅　W 厚さ　t 延長 L＜100m L≧100m	±３０ －５０ －３０ －２００ －０．２％	適　宜	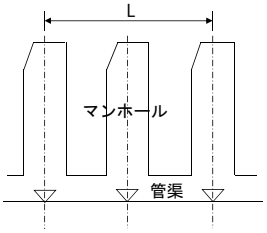 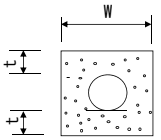	管理点ごと。
	推進工	基準高 延長 L＜100m L≧100m	±５０ －２００ －０．２％			
	マンホール工 （４５０mm桝含む）	基準高 壁高　h 基礎厚さ　t 〃　幅　W	±３０ ±３０ －３０ －５０	適　宜	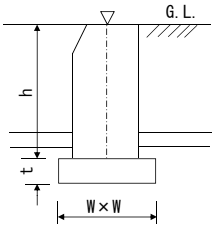	マンホールごと。
	取付管工	（取付管及びますの据付状況）	—	適　宜		１施工箇所ごと。
	地盤改良工 注入工 撹拌工	基準高 施工数量 施工深さ　h	±５０ 設計値以上 設計値以上	適　宜	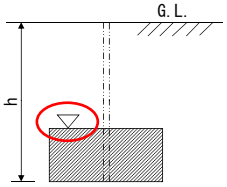	設計図の表示箇所で測定。
地盤改良工	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置 間隔　W 杭径　D	±１００ ±１００ 設計値以上	適　宜	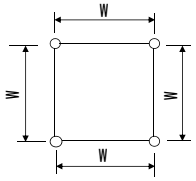	位置・間隔，杭径は，100本に1箇所。100本以下は2箇所測定。なお，1箇所に4本測定。 ただし，ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 打設長さは，全本数測定。 ※サンドドレーン，袋詰式サンドドレーン，サンドコンパクションパイルの砂投入量は，全本数測定。ただし、計器管理にかえることができる。
		打込長さ　h	設計値以上			
		砂投入量	—			
	固結工 (粉体噴射撹拌工) (高圧噴射撹拌工) (スラリー撹拌工) (生石灰パイル工)	基準高 位置 間隔　W 杭径　D 深度　ℓ	－５０ D／４以内 D／４以内 設計値以上 設計値以上	適　宜	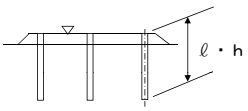	100本に1箇所測定。 100本以下は，2箇所測定。 1箇所に4本測定。 深度は，全本数測定。

【検査の基準：出来形】

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準
塗装工	工場塗装工 現場塗装工	塗膜厚の測定値 個々　χ 平均　χ 標準偏差　S	目標塗膜厚の ７０％以上 ９０％以上 ２０％以下	適宜	測定値は，１箇所につき５点測定した平均値。 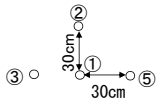 $\overline{X}=\frac{1}{N}\sum_{i=1}^{N}X_i$ $S=\sqrt{\frac{1}{N}\sum_{i=1}^{N}(\overline{X}-X_i)^2}$	○工場塗装工 外面塗装では，無機ジンクリッチペイントの塗付後上塗り終了時に測定し，内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは，500㎡とする。1ロット当たりの測定数は25点とし，各点の測定は5回行い，その平均値をその点の測定値とする。 ○現場塗装工 塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは，500㎡とする。1ロット当たりの測定数は25点とし，各点の測定は5回行い，その平均値をその点の測定値とする。
その他	階段工	幅　W 高さ　h 長さ　L 段数	－３０ －３０ －３０ ±０段	適宜	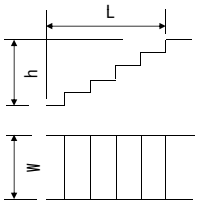	1回／1施工箇所
	小型，大型標識工 立入，転落，横断防止柵工 車止めポスト 路側防護柵工 道路反射鏡	基礎幅　W 基礎高　h 連続基礎の基礎延長 標識工，反射鏡設置高　H パイプ，ケーブル，ビーム取付高　h	－３０ －３０ －２００ 設計値以上 ＋３０～－２０	適宜	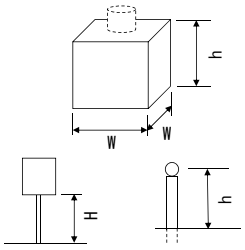	設置高は，1箇所／1基 基礎幅，基礎高は，基礎1基毎。 取付高は，1箇所／1施工箇所。
	視線誘導標 距離標	高さ　h	±３０			
	区画線工	厚さ(溶融式のみ)　t 幅　W 延長　L	設計値以上 設計値以上 －２００	適宜		各線種毎に，1箇所テストピースにより測定。
	縁石工 (縁石，アスカーブ) 嵩上工	幅　W 高さ　h 延長　L	－２０ －３０ －２００	適宜	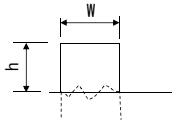	1箇所／1施工箇所。
	防火水槽	幅　W，W’ 厚さ　t 高さ　h	－３０ －２０ －３０	適宜	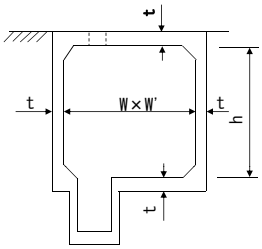	１施工箇所毎。

工種		検査項目	出来形規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準	参考 管理様式
水道用管渠工事	砂基礎	基準高 幅　W 厚さ t	0～-50 －50 －30	適　宜	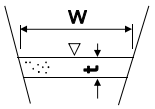	延長20m又は測点ごと。 60m未満の場合3点以上測定	A
	異形管保護工	基準高 幅　W 高さ h 延長 L	0～-50 －50 －30 －200	適　宜	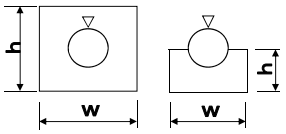	全箇所測定	B
	開削工 管布設	占用位置　W 埋設深　DP	±30 0～＋50	適　宜	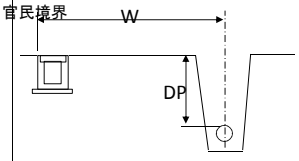	路線，口径，管種ごとに，延長20mにつき1箇所。	B
	開削工 管接合	鋳鉄管　継手 ビニル管　継手 ポリ管　継手	接合要領書による			口径，管種毎に全接合箇所測定。	点検表に記入
	弁栓類・鉄蓋の据付	路面との段差	段差が無いこと		蓋の前後で摺足をして引っかからぬこと。	全箇所測定	
	仕切弁設置 空気弁設置 消火栓設置	設置状況 ロケーティング ワイヤの長さ	 GL-150 GL-100	操作性の確認 目視 仕切弁の場合 止水栓の場合	仕切弁・空気弁の場合 ・弁本体とボックスの中心が一致していること。 ・埋戻しの深さが適切であること。 消火栓の場合 ・消火栓の中心とボックスの中心が操作レバーと反対側に50㎜ずれていること。 ・放水口のキャップはGLから15～25㎝の離隔があること。 ・先端が規格値より地表に近いところにあること。	全箇所測定	
	給水管切替工	切替状況		適　宜		全箇所測定	調書
	水管橋 橋梁添架	全長，支間長	± (10+L/10) L(m)			全長，支間ごと	B
	推進工	基準高 延長 L＜100m L≧100m	±50 －200 －0.2%			測点ごと。	B
	舗装復旧工 （表層工）	基準高 厚さ　t　個々 〃　　χ3 〃　　χ6 幅　　W 延長　L	±３０ －９ －１ －２ －２５ －２００	適　宜	50m未満は別途監督員の指示による	幅と厚さの管理（下がり管理）は延長40m又は測点ごと。 200m未満1ヶ所以上 200m以上～400m以下3ヶ所以上 以降200m増すごとに1ヶ所追加	

工種		検査項目	規格値 mm	検査要領	摘要（▽は基準高の測定箇所）	参考 施工管理基準	参考 管理様式
構造物工事	RC・PCコンクリート構造物	基準高	±25		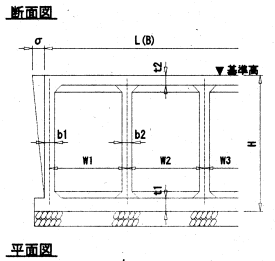	1ブロック当り3～5箇所測定	
		壁体の鉛直のずれ σ	±30			1面につき2～3箇所測定	
		支間寸法 W_1, W_2, W…	＋30 －25			1ブロック当り総支間数の1/20の割合で測定	
		部材の断面寸法 b_1, b_2, t_1, t_2	規定寸法の2%以内及び ＋10 －5			1ブロック当り総数の1/10の割合で測定	
		平面長 L, L_1, B, B_1	規定寸法の±1/1000			①1ブロックの縦・横方向の各2箇所測定 ②1池(区画)の全長の縦・横方向の各2箇所測定	
		高さ H	±25			1ブロック当り3～5箇所測定	
		仕上り面の平坦性 α ①金ゴテ仕上げ ②木ゴテ仕上げ	① ± 5 ② ± 7	直線定規等を3m区間に当て測定	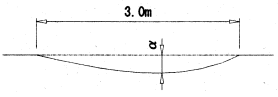	50～200㎡に1地点	
		伸縮継手取付間隔	ｾﾝﾀｰﾊﾞﾙﾌﾞ外径の1/4以下			5mごとに1箇所測定	
		止水板取付間隔	止水板幅の±10%以内			5mごとに1箇所測定	
	コンクリート構造物への鋼管・ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管	鋼管・ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管と鉄筋の離隔	設計離隔の±20	管断面の0時，3時6時，9時の4箇所で測定			
	FRPライニング	ライニング厚さ	0～＋5			1面当り5箇所又は30㎡当り5箇所	
	ろ過砂敷き均し	敷き均し厚さ（各ろ材の層厚を合計した全ろ層厚）	0～＋30			1池当り8箇所測定し，その平均値（測定は，洗浄後）	
…	鉄筋組立工（主鉄筋）	平均間隔 d かぶり t	±φ ±φかつ最小かぶり以上			重要構造物について，1リフト，1ロット当たりに対して各面で1箇所以上とする。	
舗装打換え工	路盤工	幅 w 延長 L 厚さ t	－50 －100 該当工種		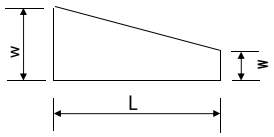	各層毎1箇所／1施行箇所	
	舗設工	幅 w 延長 L 厚さ t	－25 －100 該当工種				
下水道	管更生工	延長 L 内径 φ 厚み t	－200 ㈳日本下水道協会及び各工法協会の基準による	適 宜		管理点ごと。	

【検査の基準：品　質】

工　種	試験項目		品質規格値	検査要領	摘要（試験方法）	参考 品質管理基準（試験基準）
下層路盤	材料試験	骨材のふるい分け試験	ＪＩＳ Ａ ５００１ 表２参照	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １１０２	施工前及び材料変更時
		修正ＣＢＲ試験	粒状路盤： 修正ＣＢＲ≧２０ ％ クラッシャラン鉄鋼スラグ及びアスファルト再生骨材を含む再生クラッシャラン： 修正ＣＢＲ≧３０ ％	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[４]－５	
		土の液性限界・塑性限界試験	塑性指数　ＰＩ≦６	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １２０５	
		鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	１．５%以下	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[４]－１６	
		道路用スラグの呈色判定試験	呈色なし	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ ５０１５	
	施工試験	現場密度	最大乾燥密度に対し 個々　９３．０%以上 χ３　９７．０%以上 χ６　９６．０%以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[４]－１９１	・締固め度は，6個の測定値の平均値χ６が規格値を満足しなければならない。6個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値χ３が規格値を満足していなければならない。 ・1,000㎡未満の工事（ただし，維持工事は除く）は，1工事につき任意の3個 ・1,000㎡につき1個
		プルーフローリング	－	－	舗装調査・試験法 便覧[４]－２１０	全幅，全区間で実施
上層路盤	材料試験	骨材のふるい分け試験	ＪＩＳ Ａ ５００１ 表２参照	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １１０２	施工前及び材料変更時
		修正ＣＢＲ試験	修正ＣＢＲ≧８０ ％ アスファルト再生骨材含む場合は，９０%以上 ４０℃で行った場合は，８０%以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[４]－５	
		土の液性限界・塑性限界試験	塑性指数　ＰＩ≦4	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １２０５	
		鉄鋼スラグの修修正ＣＢＲ試験	修正ＣＢＲ≧８０%以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[４]－５	
		鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	１．５%以下	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[４]－１６	
		鉄鋼スラグの呈色判定試験	呈色なし	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ ５０１５ 舗装調査・試験法 便覧[４]－１０	
		鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	１．２Ｍｐａ以上（１４日）	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[４]－１２	
		鉄鋼スラグの単位容積質量試験	１，５０ｋｇ/ℓ以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[２]－１０６	

【検査の基準：品　質】

工　種	試験項目		品質規格値	検査要領	摘要（試験方法）	参考 品質管理基準（試験基準）
上層路盤	施工試験	現場密度	最大乾燥密度に対し 個々　９３．０%以上 χ３　９６．５%以上 χ６　９５．５%以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[４]－１９１	・締固め度及び粒度は，6個の測定値の平均値χ６が規格値を満足しなければならない。6個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値χ３が規格値を満足していなければならない。 ・1,000㎡未満の工事（ただし，維持工事は除く）は，1工事につき任意の3個 ・1,000㎡につき1個
		プルーフローリング	下層路盤で実施の場合は適用しない。	－	舗装調査・試験法 便覧[４]－２１０	全幅，全区間で実施
セメント安定処理路盤	材料試験	一軸圧縮試験	下層路盤：一軸圧縮強さ [７日間]　０．９８Ｍｐａ 上層路盤：一軸圧縮強さ [７日間] ２．９Ｍｐａ（アスファルト舗装） ２．０Ｍｐａ（コンクリート舗装）	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[４]－３８	施工前及び材料変更時
		骨材の修正ＣＢＲ試験	下層路盤：１０%以上 上層路盤：２０%以上		舗装調査・試験法 便覧[４]－５	
		土の液性限界・塑性限界試験	下層路盤： 塑性指数　ＰＩ≦９ 上層路盤： 塑性指数　ＰＩ≦９		ＪＩＳ Ａ １２０６ 舗装調査・試験法 便覧[４]－１０３	
	施工試験	現場密度	最大乾燥密度に対し 個々　９３．０%以上 χ３　９６．５%以上 χ６　９５．５%以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[４]－１９１	・締固め度及び粒度は，6個の測定値の平均値χ６が規格値を満足しなければならない。6個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値χ３が規格値を満足していなければならない。 ・1,000㎡未満の工事（ただし，維持工事は除く）は，1工事につき任意の3個 ・1,000㎡につき1個
アスファルト舗装 アスファルト安定処理路盤	材料試験	骨材の密度及び吸水率試験	基層・表層 表乾密度：２．４５ｇ/ｃ㎥ 以上 吸水率：３．０%以下	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １１０９ ＪＩＳ Ａ １１１０	施工前及び材料変更時
		骨材のふるい分け試験	ＪＩＳ Ａ ５００１ 表２参照		ＪＩＳ Ａ １１０２	
		骨材中の粘土塊量の試験	粘土，粘土塊量： ０．２５%以下		ＪＩＳ Ａ １１３７	
		粗骨材の形状試験	細長，あるいは偏平な石片： １０%以下		舗装調査・試験法 便覧[２]－４５	
		フィラーの粒度試験	舗装調査・試験法便覧 表３．３．１７による		ＪＩＳ Ａ ５００８	
		フィラーの水分試験	１%以下		ＪＩＳ Ａ ５００８	
	プラント試験	粒度：２．３６ｍｍフルイ	２．３６ｍｍふるい： ±１２%以内基準粒度	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[２]－１４	異常が認められた時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験　1～2回／日
		粒度：７５μｍフルイ	７５μｍふるい： ±５%以内基準粒度		舗装調査・試験法 便覧[２]－１４	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	アスファルト量：±０．９%以内		舗装調査・試験法 便覧[４]－２３８	

【検査の基準：品　質】

工　種	試験項目		品質規格値	検査要領	摘要（試験方法）	参考 品質管理基準（試験基準）
アスファルト舗装 アスファルト安定処理路盤	プラント試験	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	配合設計で決定した混合温度	品質証明の資料	温度計による。	随時
	施工試験	現場密度	車道：基準密度に対して， 個々　９４．０％以上 χ３　９６．５％以上 χ６　９６．０％以上 歩道：基準密度については， 設計図書による。 指定がない場合は， 個々　９０．０％以上 χ３　９２．５％以上 χ６　９２．０％以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法便覧[３]－９１	・締固め度は，6個の測定値の平均値χ６が規格値を満足しなければならない。6個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値χ３が規格値を満足していなければならない。 ・1,000㎡未満の工事（ただし，維持工事は除く）は，1工事につき任意の3個 ・1,000㎡につき1個
		温度測定	１１０℃以上かつプラント推奨温度±１５℃以内（初期締固め前）	品質証明の資料	温度計による。	随時
排水性舗装 透水性舗装	施工試験	温度測定	１４０～１６０℃（初期締固め前）	品質証明の資料	温度計による。	随時
		現場透水試験	車道： １０００ｍｌ/１５秒以上 歩道： ３００ｍｌ/１５秒以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法便覧[１]－１２２	・1,000㎡未満の工事は，1工事につき任意の3個 ・1,000㎡につき1個
		現場密度	アスファルト舗装を適用する。	品質証明の資料	舗装調査・試験法便覧[３]－９７	アスファルト舗装を適用する。
セメント･コンクリート (レディーミクストコンクリート)	材料試験	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号･国港環第３５号・国空建第７８号	品質証明の資料	品質規格値に同じ。	骨材試験を行う場合は，工事開始前，工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
	施工試験	塩化物総量規制	原則０．３ｋｇ/㎥ 以下。 １試験で３回測定し，平均値を試験結果とする。	品質証明の資料	「コンクリートの耐久性向上」	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は，午前に1回コンクリート打設前に行い，その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は，午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。
		圧縮強度試験	１回(供試体３本の平均値)の試験結果は，呼び強度の値の８５％以上。かつ，３回の試験結果の平均値は，呼び強度以上。 １回のみの試験結果は，呼び強度以上。 ２回の試験結果は，各々呼び強度の値の８５％以上でかつ，平均値は呼び強度以上。	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １１０８	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎥毎に1回。 なお，テストピースは打設場所で採取し，1回につき6本（σ_7…3本，σ_{28}…3本）とする。 ・早強セメントを使用する場合には，必要に応じて1回につき3本（σ_3）を採取する。
		曲げ強度試験		品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １１０６	コンクリート舗装の場合に適用し，打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。 なお，テストピースは打設場所で採取し，1回につき原則として3個とする。

【検査の基準：品　質】

工　種	試験項目		品質規格値	検査要領	摘要（試験方法）	参考 品質管理基準（試験基準）
セメント･コンクリート (レディーミクストコンクリート)	施工試験	単位水量測定	配合設計±１５ｋｇ/㎥。 示方配合単位水量の上限値 粗骨材４０ｍｍ： １６５ｋｇ/㎥ 粗骨材２０～２５ｍｍ： １７５ｋｇ/㎥	品質証明の資料	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	100㎥/日以上の場合は，2回/日（午前1回，午後1回）。又は重要構造物では重要度に応じて100～150㎥毎に1回，及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数は多い方を採用する。
		スランプ試験	２．５ｃｍ：　±１．０ｃｍ ５ｃｍ以上８ｃｍ未満： ±１．５ｃｍ ８ｃｍ以上１８ｃｍ以下： ±２．５ｃｍ １９ｃｍ～：　±１．５ｃｍ	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １１０１	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎥毎に1回，及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし，道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合は，全車試験を行うが，スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。
		空気量測定	±１．５％（許容差）	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １１１６ ＪＩＳ Ａ １１１８ ＪＩＳ Ａ １１２８	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎥毎に1回，及び荷卸し時に品質変化が認められた時。
土工 河川，海岸，砂防，道路	材料試験	土の締固め試験	設計図書による。	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １２１０	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし，法面，路肩部の土質は除く。
道路土工	施工試験	現場密度 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する	試験方法　1 路体：最大乾燥密度の８５％以上 路床：最大乾燥密度の９０％以上 その他：設計図書による。	品質証明の資料	最大粒径≦５３ｍｍ： ＪＩＳ Ａ １２１４ ＪＩＳ Ａ １２１０ （Ａ，Ｂ法） 最大粒径＞５３ｍｍ： 舗装調査・試験法便覧[４]－１８５	路体の場合，1,000㎥につき1回の割合で行う。ただし，5,000㎥未満の工事は，1工事当たり3回以上。 路床の場合は，500㎥につき1回の割合で行う。ただし，1,500㎥未満の工事は，1工事当たり3回以上。
			試験方法　2 路体及び路床： １管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の９０％以上。	品質証明の資料	ＲＩ計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)。 １日１層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする（管理単位）。	路体・路床とも，1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし，1日の施工面積が2,000㎡以上の場合，その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 施工面積：0～500㎡ / 500～1000 / 1000～2000 測定点：5 / 10 / 15
			試験方法　3 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規程回数だけ締固められたことを確認する 試験方法1又は２の方法で管理する場合は，規格値を満たしていても，規格値を著しく下回った箇所が存在する場合は，監督員と協議の上，再度転圧する。	品質証明の資料	ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)【ＴＳ編・ＧＮＳＳ編】による。	１　盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２　1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３　土取り場の状況や土質状況が変わる場合には，新規の管理単位として取り扱うものとする。
		プルーフローリング	－	－	舗装調査・試験法便覧[４]－２１０	路床仕上げ後全幅，全区間について実施する。ただし，現道打換工事，仮設用道路維持工事は除く。

【検査の基準：品　質】

工　種	試験項目		品質規格値	検査要領	摘要（試験方法）	参考 品質管理基準（試験基準）
河川，海岸，砂防土工 (築堤，盛土)	施工試験	現場密度 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する	試験方法　1 最大乾燥密度の８５％以上。	品質証明の資料	道路土工を適用する。	築堤は，1,000㎥に1回の割合，又は堤体延長20mに3回の割合の内，測定頻度の高い方で実施する。
			試験方法　2 １管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の９０％以上。	品質証明の資料	道路土工を適用する。	築堤は，1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし，1日の施工面積が2,000㎡以上の場合，その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。なお，下表については道路土工の表を参照。
			試験方法　3 道路土工適用する。 試験方法１又は２の方法で管理する場合は，規格値を満たしていても，規格値を著しく下回った箇所が存在する場合は，監督員と協議の上，再度転圧する。	品質証明の資料	道路土工を適用する。	1　盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2　1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3　土取り場の状況や土質状況が変わる場合には，新規の管理単位として取り扱うものとする。
吹付工 現場吹付法枠工	材料試験	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号・国港環第３５号・国空建第７８号	品質証明の資料	品質規格値に同じ。	骨材試験を行う場合は，工事開始前，工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
	試験プラント	細骨材，粗骨材の表面水率試験	設計図書による 但し，偏差０．３％以下。	品質証明の資料	細骨材： ＪＩＳ Ａ １１１１ 粗骨材： ＪＩＳ Ａ １１２５	・細骨材…2回／日以上 ・粗骨材…1回／日以上
	施工試験	圧縮強度試験	吹付工： 供試体３本のσ２８強度(現場養生)の平均値が，設計強度以上。	品質証明の資料	ＪＩＳ Ａ １１０８ 土木学会規準 ＪＳＣＥ－Ｆ ５６１－１９９９	施工延長40m毎に1回材齢7日，28日（2×3＝6供試体）。なお，供試体は現場に配置され型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け，現場で7日間及び28日間放置後，φ5㎝のコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本，σ28…3本）とする。
			現場吹付法枠工： 設計図書による。 (参考値)１８Ｎ/㎟以上。 （材令２８日）		ＪＩＳ Ａ １１０７ ＪＩＳ Ａ １１０８ 土木学会規準 ＪＳＣＥ－Ｆ ５６１－２００５	
鋼　材	材料試験	形状寸法及び質量試験	ＪＩＳ Ｇ ３１０１ ＪＩＳ Ｇ ３１０６ ＪＩＳ Ｇ ３１０９ ＪＩＳ Ｇ ３１１２	品質証明書，又は試験報告書。	ＪＩＳ Ｇ ３１９１ ＪＩＳ Ｇ ３１９２ ＪＩＳ Ｇ ３１９３ ＪＩＳ Ｇ ３１９４	棒鋼は，種類ごとに，２ｔ以上とする。 形鋼は，種類ごとに，５ｔ以上とする。
		引張試験	ＪＩＳ Ｇ ３１１４ ＪＩＳ Ａ ５５２５		ＪＩＳ Ｚ ２２０１ ＪＩＳ Ｚ ２２４１	
		曲げ試験	ＪＩＳ Ａ ５５２６ ＪＩＳ Ａ ５５２８		ＪＩＳ Ｚ ２２０４ ＪＩＳ Ｚ ２２４８	

工 種	検査(測定) 項　目		品 質 規 格 値	試 験 方 法	摘　　要	参　　考 施 工 管 理 基 準	参　　考 管理様式
水道 工事	水圧試験	管路 水圧試験	管路に漏水等異常が無く，急激な圧力降下が生じないこと	管内に充水し，0.75MPa(7.6kgf/cm²)以上の水圧を3時間以上保持しなければならない	・水圧試験の方法は監督員の指示による ・ポリエチレン管は下項による	・管路工事完了時 ・原則として監督職員の立会	
		水道配水用ポリエチレン管水圧試験	①　0.4MPa以上　合格 ②　0.4MPa未満の場合，さらに24時間後の水圧が0.3MPa以上は合格 ③　24時間後の水圧が0.3MPa未満の場合　不合格	0.75MPaまで加圧-5分間放置-0.75MPaまで再加圧-0.5MPaまで減圧，そのまま放置してから1時間後の水圧を水圧記録計で確認		・管路工事完了時 ・原則として監督職員の立会	
		継手部 水圧試験	0.4MPa以上保持	試験水圧0.5MPa程度で5分間保持してこの間の圧力変化を測定	日水協・標準仕様書4.1.19による	・φ900㎜以上の管接合時に監督員が指示した場合に実施	
	管の接合	ダクタイル鋳鉄管継手部接合検査	・各継手部所定の寸法を満たすこと ・ボルトの締め付けトルクを満たすこと	目視 ノギス等による計測	日水協・標準仕様書4.2.3～4.2.10による	・すべての継手接合箇所について実施	チェックシートを使用
	管の溶接	放射線透過試験	・きずの分類において2類以上 ・内面へこみは，その部分の透過写真濃度がこれに接する母材部分の透過写真濃度を超えないこと ・溶落ちは，いかなる方向に測った寸法も1個につき6㎜又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えず，試験部の有効長さ当たり最大寸法の合計長さ12㎜以下とする。		JIS Z 3104 JIS Z 3050 JIS Z 3106	検査箇所数は監督員の指示有る時を除き，埋設管については溶接個所数の10%，添架管については溶接個所の全数とし，撮影1口につき900㎜以下は1箇所，1000㎜以上は2箇所とする。	
		超音波探傷試験	・きずの分類において3類以上	(放射線透過試験により難い場合に実施)	JIS Z 3060 JIS Z 2344	検査箇所数は監督員の指示有る時を除き，溶接個所数の10%とし，撮影1口につき2箇所，検査長は30㎝とする。	

工 種	検査(測定) 項 目		品 質 規 格 値	試 験 方 法	摘 要	参 考 施 工 管 理 基 準	参 考 管理様式
水道工事	内面塗装（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）	外観検査	異物の混入，著しいむら，塗りもれなどがなく，均一な塗膜であること		JWWA K 157	全ての塗装箇所	
		塗膜厚測定	工場塗装部 0.3㎜以上 現場塗装部 0.4㎜以上		JWWA K 157 WSP 072-2009	監督職員の指示した箇所	
		ピンホール	ホリデーディレクターを用いて検査を行い，火花が発生するような欠陥がないこと	塗膜の厚さ0.3㎜-試験電圧1200～1500DCV，塗膜の厚さ0.5㎜-試験電圧2000～2500DCV	JWWA K 157	全ての塗装箇所	
		付着性試験	鋼製両刃のヘラを用いてはつり，容易にはがれないこと		JWWA K 157	監督職員の指示した箇所	
	外面塗装（ジョイントコート）	外観検査	・焼損がないこと ・有害な欠陥となるめくれないこと ・ジョイントコート両端から50㎜以内に膨れがないこと ・工場塗装部との重ね長さは50㎜以上 ・耐衝撃シートについては，有害なきずがなく，テープ又は固定バンドで確実に固定されていること		JWWA K 153	全ての被覆箇所	
		塗膜厚測定	加熱収縮後のジョイントコートの厚さは，1.5㎜以上		JWWA K 153	全ての被覆箇所	
		ピンホール	ホリデーディレクターを用いて検査し火花が発生するような欠陥がないこと	試験電圧は，10,000～12,000Vを標準とする。	JWWA K 153	全ての被覆箇所	
セメント・コンクリート(レディーミクストコンクリート)	施工後試験	ひび割れ調査	0.2㎜(スケールによる測定)	本数 総延長 最大ひび割れ幅		・高さが，5m以上の鉄筋コンクリート擁壁，内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類，橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 ・ひび割れ調査で，フーチング・底版等で竣工時に地中，水中にある部位については竣工前に調査する。 ・テストハンンマーで再調査になったもので，なお基準を満たさないものはコアによる強度試験を行う。	
		テストハンマーによる強度推定調査	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし，各単位につき3ヶ所の調査を実施。また，調査の結果，平均値が設計基準強度を下回った場合と，1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は，その箇所の周辺において，再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	JSCE-G 504		
		コアによる強度試験	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において，原位置のコアを採取。	JIS A 1107	圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合，もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は，監督職員と協議するものとする。	

工種	検査(測定)項目		品質規格値	検査要領	摘要	参考 施工管理基準	参考 管理様式
管埋設土工	施工試験	現場密度 ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する	試験方法 1 路体:最大乾燥密度の85%以上 路床:最大乾燥密度の90%以上 ※路床は、舗装の路盤面下厚さ約1mの層をいう。	品質証明の資料	最大粒径≦53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 (A, B法) 最大粒径＞53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]－185	埋戻土量50～100m³未満:1回 埋戻土量100～500m³未満:2回 埋戻土量500～1000m³未満:3回 埋戻土量1000～1100m³未満:4回 埋戻土量1100～1500m³未満:5回 埋戻土量1500～2000m³未満:6回	
			試験方法 2 土研式貫入試験 市道(CBR8%:舗装構成5-10-10):14回以上/10cm 県道(CBR12%:舗装構成5-5-10-15):17回以上/10cm	品質証明の資料			
	セメント系改良土	六価クロムの溶出試験	施工管理基準に揚げる試験頻度で，試料(材齢28日を基本とする)を1回当り400～500g程度確保し，土壌環境基準に基づく溶出試験方法による六価クロムの溶出試験あるいはタンクリーチング試験を計量証明事業者で行い，基準値以下であること。			・改良土量≧5,000m³ 改良土1,000m³に1回 ・5,000m3＞改良土量≧1,000m³ 1工事当り3回(3検体) ・1,000m³＞改良土量 1工事当り1回(1検体)	
管埋設舗装工	下層路盤工	締固め密度	個々 93.0% 以上 χ3 97.0% 〃 χ6 96.0% 〃	品質証明の資料	舗装調査・試験法便覧[4]－191	工事毎に、3回以上。 路線別施工面積 200㎡～500㎡未満1回 1000㎡未満 2回 以後，1000㎡毎に1回 ただし，総施工面積が200㎡未満の場合は省略できる。	A
	上層路盤工	締固め密度	個々 93.0% 以上 χ3 96.5% 〃 χ6 95.5% 〃				
	アスファルト舗装	現場密度	車道:基準密度に対して, 個々 94.0%以上 χ3 96.5%以上 χ6 96.0%以上 歩道:基準密度については, 設計図書による。 指定がない場合は, 個々 90.0%以上 χ3 92.5%以上 χ6 92.0%以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法便覧[3]－91	工事毎に、3回以上。 路線別施工面積 200㎡～500㎡未満1回 1000㎡未満 2回 以後，1000㎡毎に1回 ただし，総施工面積が200㎡未満の場合は省略できる。	A

建築工事，電気設備工事及び機械設備工事検査技術基準

（適用範囲）

第１　この技術基準は，福山市上下水道局工事検査要綱により実施する建築，電気設備及び機械設備に関する工事の検査について適用する。

（検査の内容）

第２　検査は，次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 工事関係図書

(2) 実施状況

(3) 出来形，品質及び出来ばえ

（検査の方法及び基準）

第３　検査の方法及び基準は，次のとおりとする。

(1) 工事関係図書（施工計画書，実施工程表，施工図等，工事の記録，その他必要と認める書類等をいう。）の検査は，当該書類の整備状況を設計図書及び仕様書等（共通仕様書，指針，基準等をいう。以下「設計図書等」という。）と対比して適否を判定するものとする。

(2) 実施状況の検査は，施工管理（施工計画，工程管理，品質管理，工事写真等その他の施工状況に関する各種の記録等をいう。）及び現場管理（仮設計画，安全管理，現場内の整備状況等をいう。）の状況を設計図書等と対比して，施工内容の適否を判定するものとする。

(3) 出来形，品質及び出来ばえの検査は，実地において行うものとし，出来形，品質については，設計図書等と対比して，別表１から別表４までの検査基準に基づき適否を判定するものとする。ただし，特別な事由により実地にて検査できない場合は，工事写真，出来形及び品質管理の記録等により，適否を判定することができるものとする。また，外部からの観察及び施工管理の資料等により，適否を判定することが困難な場合は，必要に応じて最小限度破壊して検査を行うものとする。出来ばえについては，観察により適否を判定するものとする。

（検査の準備）

第２　検査の円滑化を図るため，検査を実施するに当たっては，原則として次の各号に掲げるものを準備するものとする。

(1) 書類

ア　施工計画書

イ　施工図

ウ　出来形及び品質管理の資料

エ　工程管理の資料

オ　工事写真

カ　その他必要と認められる書類

(2) 検査に必要な器具等

（検査の合否判定）

第３　検査の合否判定の基準は，次によるものとする。

(1) 合格

観察により適合し，かつ，設計図書等の規格値を満足している場合

(2) 不合格

前項に該当しない場合

別表１（共通事項）

１．規格，品質，数値基準等については，図面及び特記仕様書によるもの以外は，建築，電気，機械ともそれぞれ国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」，「監理指針」によるものとする。
２．規格，品質，数値基準等については，図面及び特記仕様書によるもの以外は，建築，電気，機械ともそれぞれ国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」，「監理指針」によるものとする。
３．工事内容等により本基準を適用することが不適当な場合は，適用除外とする。
４．施工計画書，施工図等は監督員と協議の上提出するものとする。

別表２（建築工事）

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
一般共通事項	出来ばえ	仕上面の平坦性，均一性，納まり 美観，清掃	観察 維持管理への配慮
	材料品質	規格， 寸法，形状 工法，材質 種類	観察，計測 規格証明書確認 試験成績書確認 主要資材納入伝票等確認
	施工計画書	必要事項の記載，計画内容	確認
	施工図等	寸法，納まり，関連工事との取合い	確認
仮設工事	縄 張 り	位置，大きさ	周囲の状況観察，計測
	ベンチマーク	高さ，設置場所，保持方法	観察
	遣 り 方	天端高さ，基準心	観察，計測
	仮 囲 い	種別，位置，構造，高さ	観察，計測
	足場，桟橋等	種別，安全性	観察
土工事	根 切 り	範囲，深さ 根切り底の状態，底盤土質	観察，計測 （場合により試験）
	埋戻し，盛土	土質，締め固め度合，余盛り	観察
	残土処分	場外に搬出（適切に処理）	証明書等確認
	山 留 め	法勾配，排水 工法，種類	観察，計測 構造計算書確認
地業工事	材料品質	規格，寸法，形状，工法，種類	観察，計測 規格証明書確認 認定書確認
	打込み前	杭心 使用機器，人員配置	観察，計測 産廃の処理計画書確認
	打込み状況	打込み深さ，垂直性，継手の溶接 支持力（支持力データー） 場所打ち杭の場合は施工管理技術者	観察，計測 （試験杭１ｍごと表示） 資格証明書確認
	割石，砂利	形状，厚さ，締め固め度合	観察，計測
鉄筋工事	材料品質	規格，寸法，形状	観察，計測 規格証明書確認
	加　　工	材料置場，養生方法 曲げ内法直径，加工寸法	観察，計測
	組 立 て	径，間隔，本数 定着長さ，継手位置，継手長さ， フックの位置 かぶり厚さ，スリーブ補強	観察，計測
	圧　　接	形状，位置 試験片の採取数，検査	観察，計測 試験報告書確認 圧接工技量証明書確認

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
コンクリート工事	一　　般	製造工場	認定書確認
	調合計画	所要強度，温度補正，打込み場所	配合報告書確認
	試　　験	供試体の数 スランプ，空気量 塩化物量及びアルカリ総量	観察 データー確認
	打 込 み	圧送機械と配置，締固め機器と要員 打継ぎ位置，養生	観察
	型枠組立て	精度，固定度，断面寸法，面の不陸，通り， 開口部等の位置及び大きさ	観察，計測
	型枠取外し	コンクリート強度，材令 出来形寸法，打肌の補修 ボルト又はコーン頭の処理	圧縮強度試験確認 観察，計測
鉄骨工事	一　　般	製造工場	認定書確認
	材料品質	規格，寸法，形状，材質	観察，計測 規格証明書確認
	現 寸 図	部材寸法，階高，梁間 継手位置，スリーブ位置	＊必要に応じ工場検査 観察，計測
	アンカーボルト	位置，径，長さ，本数 据付方法，柱底均し仕上げ	観察，計測
	溶　　接	溶接金属の形状，余盛 溶接部表面，開先形状 溶接方法，（溶接部試験成績書）	観察，計測 工場検査成績書確認 溶接工技量証明書確認
	建　　方	垂直，水平 通り，ねじれ	計測（トランシット） 建入れ検査記録
	高力ボルト接合	規格，径，本数 摩擦面処理 締付け検査	観察，計測，規格証明書 トルク測定又は検査成績書確認
	防錆塗装	下地処理，塗装の種類	観察，規格番号確認
・押出成形セメント板工事 コンクリートブロック・ＡＬＣパネル	材料品質	規格，寸法，形状，種類	観察，計測 規格証明書確認
	施　　工	垂直，水平，通り 配筋 敷モルタル 充てんモルタル 目地仕上り 取付金物，目地用鉄筋 目地シーリング	観察，計測

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
防水工事	材料品質	規格, 材質, 種類	観察 規格証明書確認
	下　　地	乾燥度合 不陸, 勾配	観察，計測
	施　　工	工法 増張り, 捨張り, 塗布量 伸縮目地	観察，計測 防水保証書確認
石工事	材料品質	種類, 形状, 寸法	観察，計測
	下　　地	取付金物（引き金物，だぼ等）	観察，計測
	施　　工	垂直, 水平, 目地通り 裏込モルタル, 目地 取付金物	観察，計測
タイル工事	材料品質	種類, 形状	観察
	下　　地	乾燥度合 不陸, 勾配	観察，計測
	施　　工	工法 垂直, 水平, 目地通り 目地処理, 伸縮目地 浮き	観察，計測 打診，接着力試験
木工事	材料品質	規格, 材質, 樹種, 寸法	観察，計測 規格証明書確認
	下　　地	取付下地材 （木レンガ，インサート等）	観察，計測
	加　　工	継手，仕口，仕上り	観察，計測
	建　　方	垂直, 水平, 通り 諸金物（亜鉛メッキ） 防腐処理	観察，計測
屋根及びとい工事	材料品質	規格, 材質, 工法, 寸法	観察，計測 規格証明書確認
	下　　地	材質, 葺き方, 重ね	観察，計測
	葺 き 方	重ね, 葺き仕舞, 取付方法	観察，計測
	と　　い	といの材種, 大きさ とい受け金具の形式，取付間隔	観察，計測
金属工事	材料品質	規格, 材質, 工法, 寸法	観察，計測 規格証明書確認
	施　　工	垂直, 水平, 通り 取付位置, 高さ 取付金物の構造, 加工, 間隔	観察，計測

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
左官工事	下　　地	乾燥度合 下地処理, 下地調整	観察
	施　　工	調合 塗り回数, 塗り厚 乾燥度合 目地切, 勾配, 不陸（平滑度共） 浮き，クラック	観察，計測
金属製建具工事	材料品質	形状, 寸法, 性能, 規格	観察，計測，規格証明書, 製品検査報告書確認
	取 付 け	垂直, 水平, 通り アンカー取付間隔 裏込めモルタル シーリング目地	観察，計測
	調　　整	建付け，開閉具合 施錠，付属金物	観察，作動
木製建具工事	材料品質	形状, 寸法, 材種	観察，計測
	取 付 け	見込み 建付け, 開閉具合 施錠，付属金物	観察，計測 作動
ガラス工事	材料品質	種類, 寸法	観察，計測 規格証明書確認
	取 付 け	パテ材バックアップ材 クリアランス	観察，計測
塗装工事	材料品質	規格, 材質, 種類	観察 規格証明書確認
	下　　地	乾燥度合 下地処理, 不陸	観察
	施　　工	施工方法, 塗り回数 塗りむらの有無 塗料の種類	観察 規格証明書確認
内装工事	材料品質	規格, 形状，材質, 種類	観察 規格証明書確認
	下　　地	乾燥度合 不陸	観察，計測
	施　　工	各仕様別施工法 （割付け, 目地, 接着剤の種別, 釘及びビス止め間隔等）	観察，計測 防炎表示確認
雑工事	材料品質	規格, 形状，材質, 種類, 寸法	観察，計測 規格証明書確認
	施　　工	品質, 規格, 寸法 取付状況 （黒板, 造付家具, 流し台, カーテン, ブラインド等）	観察，計測

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
舗装工事	材料品質	種類，寸法	配合報告書確認
	施　　工	舗装厚（路盤工, 表層工） 路床状況, 締固め度 勾配 特殊舗装（施工計画書による）	観察，計測（コア採取） 試験報告書確認 確認
排水工事	施　　工	位置, 管種, 管径 勾配 排水桝種類, 寸法, 仕上げ	観察，計測 通水試験
解体工事	施　　工	養生, 粉じんの飛散防止 使用機械（騒音, 振動対策の考慮） 地下埋設物 廃棄物処理	観察 産廃の処理報告書確認
植栽工事	材　　料	樹種 発育状態，病害虫の有無	観察
	施　　工	高さ, 葉張り, 幹回り 支柱の取付け状況 芝の張付け工法	観察，計測
その他	完　　了	関係官公署その他への手続, 検査	申請書, 届出の確認 検査済証の確認

別表３（電気設備工事）

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
一般共通事項	出来ばえ	機器の納まり及び操作性 安全性，美観，清掃	観察 維持管理への配慮
	材料品質	規格，認定表示 寸法，形状	観察，計測 規格証明書確認 主要資材納入伝票確認
	機能試験	機器全般について所要の機能試験を行い，効果を確認する ただし，メーカー等の資料により機器の性能を確認できる場合は，試験を省略することができる	観察，計測 立会，試験 試験成績書確認
	施工計画書	必要事項の記載，計画内容	確認
	施工図等	寸法，納まり，関連工事との取合い	確認
屋外・屋内電気設備工事	材料品質	種類，寸法，表示 型式，規格（器具類）	観察 規格証明書確認
	建柱，架線	電柱の根入れ深さ，根かせの位置 道路横断の架線の高さ，建柱状態 高圧，低圧，弱電との離隔距離 架空線の線間距離，たるみ	観察，計測 確認
	地中埋設	ケーブルの埋設深さ，経路 他種管との離隔距離 埋戻し状態，埋設標，埋設標識シート ハンドホールの仕上げ，余長の状態	観察，計測
	配　　管	配管経路，管端のリーマ処理 管相互の接続，締付け状態 管の屈曲角度及び屈曲数 金属管と付属品のボンディング 配管相互及び配管と鉄筋との離隔 支持間隔，防火区画貫通部の処理	観察，計測
	配　　線	電線の太さ，色別及び接続状態 電線数とプルボックスの大きさ 絶縁被覆の損傷，心線の傷の有無	観察，計測
	ケーブル	外被のはぎ方，心線の傷の有無 ケーブルの支持間隔 器具入口のブッシング処理 メタルラス，金属板等の貫通部の保護	観察，計測
	配線器具 取付け	取付位置，取付状態 スイッチ，コンセントの容量 コンセントの極性 端子と電線の接続状態 連用スイッチの点滅方向	観察，計測

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
屋外・屋内電気設備工事	照明器具 取 付 け	照明器具の取付位置 取付状況（通り，下地とのなじみ） 支持金物（吊りボルトの径，数等） 器具の塗装，汚損の有無 器具と電線の接続状態	観察，計測
	絶縁抵抗試験 絶縁耐力試験 接地抵抗試験 動作・機能試験 照度測定 （非常用のみ）	実施時期，方法，結果	性能，動作結果報告書確認 各種試験成績書確認
分電盤制御盤工事	材料品質	構造，型式，寸法，表示	観察，計測，認定証票確認
	分電盤，制御盤 取付け	取付位置，垂直，水平，固定状況 開閉器，保護継電器等の容量 電線管及び電線の納まり 端子と電線の接続状態 銘板，回線名，電線行先表示の有無 盤内結線図の有無 盤の塗装，汚損の有無 電動機の回転方向	観察
	絶縁抵抗試験 接地抵抗試験 動作・機能試験	実施時期，方法，結果	各種試験成績書確認
受変電設備工事	材料品質	構造，型式， 規格，容量	観察，規格証明書確認 認定証票確認
	高圧引込線	引込線の取付け高さ 地中ケーブルの防水処置	観察，計測
	配電盤据付け	据付状態，垂直，水平 過電流しゃ断器の容量	観察
	高圧機器	しゃ断器の容量，継電器の整定値 作動	観察 確認
	電力ヒューズ， 高圧カットアウト	容量，操作性 取付位置，間隔 防護措置	観察
	変圧器と その接続	結線状態，タップの調整 ２次側中性線の接地（Ｂ種） 外箱の接地（Ａ種） 変圧器の据付状態，水平	観察
	耐電圧試験 絶縁抵抗試験 接地抵抗試験 継電器試験 遮断機作動試験	実施時期，方法，結果	各種試験成績書確認 性能，動作結果報告書確認

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
静止形電源設備工事	材料品質	構造，型式，規格	規格証明書，認定証票確認
	直流電源装置 交流無停電電源装置 太陽光発電装置	据付状態 機器の架台，耐震処置等 各端子部の接続 ケーブル配線，配管状態	観察，計測
	絶縁抵抗試験 各装置動作試験 総合動作試験	実施時期，方法，結果	各種試験成績書確認 性能，動作結果報告書確認
自家発電設備工事	材料品質	構造，型式，規格，容量，性能	観察，機能，性能証明書 認定証票確認
	発電機設備	設置位置，保有距離 据付状態（固定，防護装置） 吸気，排気に対する処置 配管状態（可とう管，伸縮継手，支持金物，断熱処理）	＊必要に応じ工場検査 観察，計測
	始動停止試験 絶縁抵抗試験 接地抵抗試験 各配管圧力試験 保安装置及び継電器試験	実施時期，方法，結果	各種試験成績書確認 性能，動作結果報告書確認
弱電設備工事	材料品質	構造，型式，容量，種別，性能	観察，規格証明書 認定証票確認
	放送設備	増幅器の容量，取付高さ スピーカーの取付金物，取付状態 端子と電線の接続状態	観察，計測
	火災報知設備	感知器の種別，取付位置，高さ 受信機の位置，窓数 受信機の表示，警戒区域図	観察，計測
	電話配管設備	引込管の径，本数，位置，高さ 呼び鉄線の有無とその径 端子箱の位置，大きさ，系統図表示 接地の有無	観察，計測
	テレビ共聴設備	親アンテナ取付金物，取付状態 配線の接続状態	観察
	計装設備	器具類の取付状況及び仕上げ汚損状況 器具類との接続状況 設置状況	観察

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
	絶縁抵抗試験 接地抵抗試験 電界強度試験 総合動作・機能試験	実施時期，方法，結果	各種試験成績書確認 性能，動作結果報告書確認
避雷設備工事	材料品質	規格，型式，材質，寸法	観察，計測
	接　　地	接地極の埋設方法，深さ 埋戻し状態，埋設標 接地線の太さ	観察，計測
	避雷設備	突針の位置，取付状態 導線の取付状態，支持間隔 接地用端子箱	観察，計測
	接地抵抗試験	実施時期，方法，結果	試験成績書確認
その他	完　　了	関係官公署その他への手続，検査	申請書，届出の確認 検査済証の確認

別表４（機械設備工事）

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
一般共通事項	出来ばえ	機器等の納まり，操作性及び調整 美観，清掃	観察 維持管理への配慮
	材料品質	規格，品質 寸法，形状	観察，計測 規格証明書確認 主要資材納入伝票確認
	機能試験	機器全般について所要の機能試験を行い，効果を確認する ただし，メーカー等の資料により機器の性能を確認できる場合は，試験を省略することができる	観察，計測 立会，試験 試験成績書確認
	施工計画書	必要事項の記載，計画内容	確認
	施工図等	寸法，納まり，関連工事との取合い	確認
衛生設備工事	材料品質	種別，材質，規格，寸法	観察，計測 規格証明書確認
	機具取付け	取付位置，高さ 取付方法，納まり ひび割れ，傷，汚れの有無 器具よりの漏水の有無	観察，計測
給水設備工事	材料品質	種別，規格，表示，寸法	観察，計測 規格証明書確認
	配　　管	管種，口径，継手，接合材 支持金物の規格，間隔 スリーブの処置 地中埋設深さ	観察，計測
	機　　器	機器の取付位置，高さ，固定 機器の防振装置 水槽の搬入時期，設置方法 ポンプの据付け，運転状況	観察，計測
	水圧水質試験	実施時期，方法，結果	観察，試験成績書確認
排水設備工事	材料品質	種別，規格，表示，寸法	観察，計測 規格証明書確認
	配　　管	管種，口径，継手，接合材 支持金物の規格，間隔 スリーブの処置 管の勾配，地中埋設深さ	観察，計測
	桝	寸法及び仕上げ，据付状況 管の接続状況	観察，計測
	通水満水試験	実施時期，方法，結果	観察，試験成績書確認

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
給湯設備工事	材料品質	種別，規格，表示，寸法	観察，計測 規格証明書確認
	配　　管	（給水設備工事に準ずる）	
	機　　器	取付位置，高さ 安全装置 湯沸器の吸排気，換気	観察，計測
	水圧試験	（給水設備工事に準ずる）	
	性能試験	設計図書と照合 機器の調整，点火状況	観察，試験成績書確認
消火設備工事	材料品質	種別，規格，表示，寸法	観察，計測 規格証明書確認
	配　　管	（給水設備工事に準ずる）	
	機　　器	消火栓の取付位置，高さ 取付方法，納まり	観察，計測
	水圧試験	（給水設備工事に準ずる）	
	性能試験	実施方法，結果	観察，試験成績書確認
ガス設備工事	材料品質	種別，規格，表示，寸法	観察，計測 規格証明書確認
	配　　管	（給水設備工事に準ずる）	
	機　　器	取付位置，高さ 取付方法，納まり	観察，計測
	気密試験	実施時期，方法，結果	観察，試験成績書確認
	点火試験	機器の調整，点火状況	観察，試験成績書確認
空気調和設備工事	材料品質	種別，規格，表示，寸法	観察，計測 規格証明書確認
	配　　管	管種，口径，継手，接合材 管の勾配，支持間隔	観察，計測 （熱による伸縮の考慮）
	ダクト，チャンバー	板厚，ハゼ止め，フランジ加工 ダクト寸法及び支持方法 吹出口，吸込口の寸法，取付方法	観察，計測
	吸音その他	吸音材の厚み，取付方法 防火区画貫通部の施工状況	観察，計測
	機　　器	設計図書と照合 機器の取付位置，高さ，固定方法 防振装置，騒音対策	＊必要に応じ工場検査 観察，計測 性能試験確認
	試運転，調整	作動の状況，風量，温度，　湿度，風速， 騒音，機器の調整	観察，試験成績書確認

工種	検査事項	検　査　内　容	検　査　方　法
保温・塗装	材料品質	種別，規格，表示，寸法	観察，計測 規格証明書確認
	保　　温	保温材の材種，厚さ，仕上材，施工手順， テープ巻，見切り部分の状態 隠ぺい部の施工時期，状況 菊座，バンドの取付状態	観察，計測
	塗　　装	下地の処理，施工手順，膜厚 塗料の種類，矢印，文字記入 塗り残し，塗りむらの有無	観察，計測 規格証明書確認
汚水処理設備工事	し尿浄化槽	機種（設計図書と照合） 据付状況（構造体の配筋状態等） 仕上状況 各機器の作動状況 各槽の水位及び通水 各槽の漏水の有無	観察，計測 品質証明書確認 観察，試験成績表確認
昇降機・その他機器	機　　器	設計図書と照合 取付方法，位置（保守の考慮） 支持，固定方法，納まり 安全装置，据付精度	観察，計測 品質証明書確認 ＊必要に応じ工場検査
	塗　　装	下地の処理，施工手順，膜厚 塗料の種類 塗り残し，塗りむらの有無	観察，計測 規格証明書確認
	試運転，調整	作動の状況，騒音，性能 機器の調整	観察，試験成績書確認
ポンプ設備	配　　管	管種，口径，継手，接合材 支持金物の規格，間隔	観察，計測
	機　　器	コンクリート基礎 据付，運転状況	観察
	機能試験	実施時期，方法，結果	各種試験成績書確認
その他	完　　了	関係官公署その他への手続，検査	申請書，届出の確認 検査済証の確認

福山市上下水道局工事成績評定要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は，福山市上下水道局が発注する工事(業務委託を除く。以下「工事」という。)について，その円滑かつ適正な執行の確保を図るため，工事成績評定（以下「評定」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

（評定の対象）

第２条　評定は，請負金額５００万円以上の工事を対象とする。ただし，単価契約による工事，漏水等による緊急修繕工事，解体工事及び仮設工事は除くものとする。

（評定者）

第３条　工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は，福山市上下水道局工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）に定める検査員及び当該工事を担当する課長の定める職員（以下「立会者」という。）とする。

（評定の方法）

第４条　評定は，工事ごとに独立して行うものとする。

２　評定は，監督又は検査により確認した事項に基づき，客観的に，厳正かつ公平に行うものとする。

（評定の様式）

第５条　評定は，福山市上下水道局工事成績評定基準に基づき，「工事成績評定表」により行うものとする。

（評定の時期等）

第６条　立会者である評定者は工事完成のとき，検査員である評定者は完成検査終了のとき，それぞれ評定を行うものとする。

２　検査要綱に定める立会者は，「監督員工事成績評定表」を遅滞なく検査員に提出するものとする。

３　検査員は，「検査員工事成績評定表」を作成後，提出を受けた「監督員工事成績評定表」をもとに「工事成績評定表」を作成し，工事検査課長に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第７条　管理者は，当該工事の受注者に対して，評定の結果を「工事成績評定通知書」により通知するものとする。

２　評定の結果を通知した後，評定を修正すべきと認める場合は，評定を修正し，その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

第８条　第７条による通知を受けた者は，通知を受けた日から１４日以内に，書面により，管理者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

２　管理者は，前項による説明を求められたときは，書面により回答するものとする。

附　則

この要綱は，2002 年（平成 14 年）10 月 1 日から施行し，管理者が別に定める日から適用する。

附　則（平成２４年３月　　日一部改正）

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

別表 1

工　事　成　績　評　定　表　（　完成　）

工事名　　検査第号

考査項目		① 総括(主任)監督員							② 検査員(中間)							③ 検査員(完成)						
		名前							名前							名前						
項目	細別	a		b		c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1 施工体制	① 施工体制一般	+3.0		+1.0		0	−6.0	−12.0														
	② 配置技術者	+6.0		+2.5		0	−6.0	−12.0														
2 施工状況	① 施工管理	+3.0		+1.5		0	−5.0	−10.0	+3.0		+1.5		0	−6.0	−12.0	+3.0		+1.5		0	−7.5	−15.0
	② 工程管理	+5.0		+2.5		0	−6.0	−12.0	+3.0		+1.0		0	−3.0	−6.0							
	③ 安全対策	+7.0		+3.5		0	−7.0	−14.0	+4.0		+1.5		0	−3.0	−6.0							
	④ 対外関係	+5.0		+2.5		0	−2.5	−5.0														
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形								+9.0	+6.0	+3.5	+2.0	0	−8.0	−16.0	+9.0	+6.0	+4.0	+2.0	0	−10.0	−20.0
	② 品質								+13.0	+9.0	+5.0	+3.0	0	−11.0	−22.0	+13.0	+9.0	+6.0	+3.0	0	−12.5	−25.0
	③ 出来ばえ								+3.0		+1.5		0	−3.0		+3.0		+1.5		0	−5.0	
4 工事特性	① 施工条件等への対応																			0		
5 創意工夫	① 創意工夫					0																
6 社会性等	① 地域への貢献等															+3.0	+2.0	+1.0	+0.5	0		
加減点合計	(1＋2＋3＋4＋5＋6)	点							点							点						
合計点	(65±加減点合計)	① 点							② 点							③ 点						
評定比率		(　0.3　)							(　0.3　)							(　0.4　)						
評 定 点		点							点							点						
7 評定点計		点							○既済部分(中間)があった場合 ： ①×0．3＋②×0．3＋③×0．4＝評定点計 ○既済部分(中間)がなかった場合： ①×0．3＋③×0．7＝評定点計													
8 法令遵守等	I 法令遵守等																					
9 評定点合計		点							(注) 評定点は，小数点第3位を四捨五入し，小数点第2位止めとする。 評定点合計は，小数点第1位を四捨五入し，整数とする。													

別表 2　　監　督　員　工　事　成　績　評　定　表　　（ 完成 ）

工事名　　検査第号

考査項目		① 総括(主任)監督員							名前
		評定点							項目別点数
項目	細別	a		b		c	d	e	点
1 施工体制	① 施工体制一般	+3.0		+1.0		0	-6.0	-12.0	(　　)× 0.3 ＋ 2.8 ＝
	② 配置技術者	+6.0		+2.5		0	-6.0	-12.0	(　　)× 0.3 ＋ 2.8 ＝
2 施工状況	① 施工管理	+3.0		+1.5		0	-5.0	-10.0	(　　)× 0.3 ＋ 2.8 ＝
	② 工程管理	+5.0		+2.5		0	-6.0	-12.0	(　　)× 0.3 ＋ 2.8 ＝
	③ 安全対策	+7.0		+3.5		0	-7.0	-14.0	(　　)× 0.3 ＋ 2.8 ＝
	④ 対外関係	+5.0		+2.5		0	-2.5	-5.0	(　　)× 0.3 ＋ 2.8 ＝
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形								
	② 品質								
	③ 出来ばえ								
4 工事特性	① 施工条件等への対応								
5 創意工夫	① 創意工夫					0			(　　)× 0.3 ＋ 2.7 ＝
6 社会性等	① 地域への貢献等								
加減点合計	(1＋2＋3＋4＋5＋6)	点							
合計点	(65±加減点合計)	点							
所見	【総括(主任)監督員】								

(注)　工事に関する所見は，特記事項のある場合に記入する。

検　査　員　工　事　成　績　評　定　表　　（ 完成 ）

工事名　　検査第　　号

考査項目		②検査員(中間)							名前	③検査員(完成)							名前
		評定点							項目別点数	評定点							項目別点数
項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点
1 施工体制	① 施工体制一般																
	② 配置技術者																
2 施工状況	① 施工管理	+3.0		+1.5		0	-6.0	-12.0	(　　)× 0.3 + 3.3 =	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0	(　　) ×0.4 + 4.4 ×0.7 + 7.6 =
	② 工程管理	+3.0		+1.0		0	-3.0	-6.0	(　　)× 0.3 + 3.3 =								
	③ 安全対策	+4.0		+1.5		0	-3.0	-6.0	(　　)× 0.3 + 3.3 =								
	④ 対外関係																
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形	+9.0	+6.0	+3.5	+2.0	0	-8.0	-16.0	(　　)× 0.3 + 3.2 =	+9.0	+6.0	+4.0	+2.0	0	-10.0	-20.0	(　　) ×0.4 + 4.4 ×0.7 + 7.6 =
	② 品質	+13.0	+9.0	+5.0	+3.0	0	-11.0	-22.0	(　　)× 0.3 + 3.2 =	+13.0	+9.0	+6.0	+3.0	0	-12.5	-25.0	(　　) ×0.4 + 4.3 ×0.7 + 7.6 =
	③ 出来ばえ	+3.0		+1.5		0	-3.0		(　　)× 0.3 + 3.2 =	+3.0		+1.5		0	-5.0		(　　) ×0.4 + 4.3 ×0.7 + 7.6 =
4 工事特性	① 施工条件等への対応													0			(　　) ×0.4 + 4.3 ×0.7 + 7.6 =
5 創意工夫	① 創意工夫																
6 社会性等	① 地域への貢献等									+3.0	+2.0	+1.0	+0.5	0			(　　) ×0.4 + 4.3 ×0.7 + 7.5 =
加減点合計	(1＋2＋3＋4＋5＋6)						点								点		
合計点	(65±加減点合計)						点								点		

所見	【検査員(中間)】	【検査員(完成)】

(注)　工事に関する所見は，特記事項のある場合に記入する。

福 山 市 上 下 水 道 局 工 事 成 績 評 定 基 準

（ 土 木 工 事 編 ）

1	「総括監督員，主任監督員」考査項目別運用表	別紙１－①～⑥
2	「検査員」考査項目別運用表	別紙３－①～④
3	「留意事項」	別紙４
4	「監督員施工プロセスチェック表」その１，その２	別紙５－①～②

別紙－1①

工事成績評定の考査項目別運用表 （土木工事）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（総括監督員，主任監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1．施工体制</td><td>①施工体制一般</td><td>施工体制が優れている</td><td>施工体制が適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>施工体制にやや不備がある</td><td>施工体制に不備がある</td></tr>
<tr><td colspan="4">［評価対象項目］
□ 監督段階における「施工プロセス」チェック表のうち，施工体制一般について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。。
□ 施工計画書を，工事着手前（当初・変更毎）に提出し，現場条件を把握した具体的な計画になっている。
□ 施工計画書の内容と現場施工体制が一致している。
□ 工事現場に応じた人員，機械配置の施工となっている。
□ 作業分担の範囲を，施工体制台帳に明確に記載している。
□ 作業分担の範囲を，施工体系図(現場組織表)に明確に記載している。
□ 建設業許可票，労災保険関係成立票，施工体系図，緊急連絡表などを公衆に見えやすい場所に掲げ施工計画書及び現場と一致している。
□ 元請の主任技術者が下請の主任技術者に作業を指示し，かつ施工管理も行っている。
□ 施工計画書に緊急指示，災害，事故等が発生した場合の対応を具体的に記述し，訓練等を通じて作業員に周知している。
□ 工場製作において技術者の配置及び製作体制が確立されている。
□ 橋桁，樋門，機械設備，電気設備等の工場製作において，社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。。
□ その他（ 理由：＿＿＿

別紙－1②

（総括監督員，主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2．施工状況	①施工管理	施工管理が優れている	施工管理が適切である	他の評価に該当しない	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である

［評価対象項目］

□ 監督段階における「施工プロセス」チェック表のうち，施工管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 施工計画書が，設計図書及び現場条件を反映したものとなっており速やかに提出している。（当初・変更・追加）
□ 施工計画書と現場の施工方法が一致している。
□ 物的現場条件の変化に対し適切に対応している。
□ 品質に影響が無いように工事材料・機器類を保管している。
□ 日常の出来形管理を，設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。
□ 日常の品質管理を，設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。
□ 使用材料，機器類の品質証明書及び写真等を整理している。
□ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ 材料確認を適時書面で的確に行っている。
□ 段階確認が適時書面で的確に行っている。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ 工事全般において，排出ガス対策型また必要に応じ低騒音型・低振動型の建設機械及び車両を使用している。
□ 監督員の指示指導に対し，真摯に対応した。
□ その他（ 理由： ）

□ 施工管理に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□ 施工管理に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
	②工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である

［評価対象項目］

□ 監督段階における「施工プロセス」チェック表のうち，工程管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 工程に影響を与える要因を的確に把握し，それらを反映した工程表を作成している。
□ 契約日より３０日以内に準備工事に着手している。（工事開始日の指定がある場合は指定日より）
□ 実施工程表の作成及び必要に応じフォローアップを行い，適切に工程を管理している。
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり，施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり，工程の遅れが無い。
□ 工事の進捗を早めるための施工方法等工夫を行い，工程の遅れが無い。
□ 履行報告書を提出している。
□ 隣接する他の工事と積極的に工程調整を行い遅れがない。
□ 休日の確保を行っている。
□ 工期の制約を受ける工事において，余裕をもって工事を完成させた。
□ 監督員の指導に対し，真摯に対応した。
□ その他（ 理由 ）

□ 工程管理に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□ 工程管理に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

別紙－1③

(総括監督員, 主任監督員)

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2．施工状況	③安全対策	安全対策を適切に行なった	安全対策をほぼ適切に行なった	他の評価に該当しない	安全対策にやや不備がある	安全対策に不備がある

［評価対象項］

□ 監督段階における「施工プロセス」チェック表のうち、安全対策について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 災害防止協議会等を１回／月以上行い，記録・写真が整備されている。
□ 安全巡視，ＴＢＭ，ＫＹ，新規入場者教育を実施し，記録・写真が整備されている。
□ 新規入場者教育の内容に，当該工事の現場特性を反映し，記録・写真が整備されている。
□ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施し，記録・写真が整備されている。
□ 過積載防止の取り組みを実施し，記録・写真が整備されている。
□ 仮設工の点検及び管理を，チェックリスト等を用いて実施している。
□ 保安施設の設置及び管理を各種基準及び関係者間の協議に基づき実施し，写真が整備されている。
□ 重機操作の安全を確保している。
□ 使用機械，車両等の点検整備をチェックリスト等を用いて実施し，記録・写真が整備されている。
□ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ 作業員休憩所設置等，作業環境の改善に努めている。
□ 監督員の指導に対し，真摯に対応した。
□ その他（理由：　　）

該当項目が９０%程度以上 …… a
該当項目が８０%～９０%程度 … b
該当項目が６０%～８０%程度 … c
該当項目が６０%程度未満 …… d

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 安全対策に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□ 安全対策に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
	④対外関係	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の評価に該当しない	対外関係にやや不備があった	対外関係に不備があった

［評価対象項目］

□ 監督段階における「施工プロセス」チェック表のうち，対外関係について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 関係官公庁・民間事業者と事前調整を行い，施工時にトラブルの発生が無い。
□ 地元への事前周知及び事前調整を行い，トラブルの発生が無い。
□ 地域住民や通行者等に工事説明文等により工事の目的及び内容を，分かりやすく広く周知している。
□ 歩行者・通行車両を優先させて施工し，児童の通学や家屋への出入りに特段の配慮をしている。
□ 第三者からの苦情が無い。もしくは，苦情に対して誠実な対応を行っている。
□ 関連工事との調整を行い，円滑な進捗に取り組んでいる。
□ その他（理由：　　）

該当項目が９０%程度以上 …… a
該当項目が８０%～９０%程度 … b
該当項目が６０%～８０%程度 … c
該当項目が６０%程度未満 …… d

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 対外関係に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□ 対外関係に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

別紙－1④

［記入方法］ 該当する項目の□にレマークを記入する。

（総括監督員，主任監督員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項	その他（項目記載）
5．創意工夫	①創意工夫	■ 施工 □ 施工に伴う器具，工具，装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工，地盤改良，橋梁架設，舗装，コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止，配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水，仮設道路，迂回路，案内看板等の計画的な実施に関する工夫。 □ 運搬車両，施工機械等に関する工夫。 □ 支保工，型枠工，足場工，仮桟橋、覆工板，山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度，杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成，写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測，集計，管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト，土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 □ その他（ 理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）	
		■ 新技術活用 □ ＮＥＴＩＳ登録技術のうち試行技術を活用し，活用効果調査表を提出している。 □ ＮＥＴＩＳ登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合。 □ ＮＥＴＩＳ評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し，活用効果調査表を提出している。 □ その他（ 理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ） ※新技術の活用に関する上記３項目での加点は最大２点とする。	
		■ 品質関係 □ 土工，設備，電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料，打設，養生に関する工夫。 □ 鉄筋，ＰＣケーブル，コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋，溶接作業等に関する工夫。 □ その他（ 理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）	
		■ 安全衛生衛生 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物，墜落・転落，挟まれ，看板，立入禁止柵，手摺り，足場等） □ 安全教育，技術向上講習会，安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所，労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。 □ その他（ 理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）	

別紙－1⑤

［記入方法］ 該当する項目の□にレマークを記入する。

（総括監督員，主任監督員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項		その他（項目記載）
5．創意工夫	① 創意工夫	■ その他 □ その他（理由＿＿＿

別紙－1⑥

［記入方法］ 該当する項目の□にレマークを記入する。

（総括監督員，主任監督員）

考査項目	細　別	総合評価方式における価格以外のその他の条件に係る評価内容の担保一覧

8．法令遵守等

Ⅱ評価内容の担保

履　行　状　況	点　数
□ 施工計画の実施手順　（理由　　）	－5 点
□ 工期設定の適切性　（理由　　）	－5 点
□ 施工上の課題への対応の適切性　（理由　　）	－5 点
□ 品質の確認方法，管理方法の適切性　（理由　　）	－5 点
□ 主任（監理）技術者の保有する資格　（理由　　）	－5 点
□ 主任（監理）技術者の保有する専門資格　（理由　　）	－5 点
□ 過去の工事成績３件の平均点　（理由　　）	－5 点
□ 過去の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無（理由　　）	－5 点
□ 施工経験工事の従事役職　（理由　　）	－5 点
□ 継続教育（CPD）の取組み　（理由　　）	－5 点
□ その他　（理由　　）	
□ 該当なし	

本評価項目で評価する事例は，「総合評価方式で発注した工事の施工にあたり，価格以外のその他の条件に係る評価内容に対し，次の適応事例があった」場合に適用する。
ただし，受注者の責によらないものを除く。　．

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 「工事の手順が適切であり，工夫が見られる」と評価した工事について，工夫するとした手順で工事を実施しなかった場合
2. 「各工程の工期が適切で，工夫があり，工期短縮が見られる」と評価した工事について，工夫するとした施工計画を実施しなかった場合。または，実施したが工期を短縮できなかった場合
3. 「課題への対応が現地の環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえて適切であり，工夫が見られる」と評価した工事について，工夫するとした課題への対応を実施しなかった場合
4. 「品質の確認方法，管理方法が環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえて適切であり，工夫が見られる」と評価した工事について，工夫するとした品質の確認方法，管理方法を実施しなかった場合，主任（監理）技術者の保有する資格，専門資格，過去の工事成績，過去の同種・同規模工事の施工経験，経験工事の従事役職，継続教育（CPD）の取組み等の各評価内容について評価した工事において，評価した配置予定技術者と異なる技術者を配置した場合で，当該技術者の各得点が配置予定技術者の得点を下回る評価内容がある場合

評価

評点：　　点

※ ・総合評価方式における価格以外の条件に関して，受注者の責により，評価の内容が満足されなかった場合，減点評価する。
　 ・１項目－５点とし，減点の範囲（下限値）は設けない。

別紙－３①

工事成績評定の考査項目別運用表（土木工事）

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況 ●	①施工管理	施工管理が優れている	施工管理が適切である	他の評価に該当しない場合	施工管理にやや不備がある	施工管理に不備がある

［評価対象項目］

□ 契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもので、工事の進捗状況に合った内容で整っている。
□ 工事材料の保管が良いことが写真等で確認できる。
□ 材料確認・段階確認が適時書面で的確に行われていることが確認できる。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っていることが確認できる。(契約書・マニフェスト・残土処理表)
□ 施工体制台帳を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
□ 施工体系図を適確に整備していることが確認できる。
□ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。
□ 工事の経緯が解るよう，工事打合せ簿を整理している。
□ 工事の関係書類を分かりやすく簡潔に整理していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる
□ 排出ガス対策型また必要に応じ低騒音型・低振動型の建設機械及び車両を使用していることが確認できる。
□ 品質向上や環境対策のための対策などに独自の工夫が見られる。
□ その他　（ 理由：　　）

□ 施工管理に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□ 施工管理に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
	②工程管理	工程管理が優れている	工程管理が適切である	他の評価に該当しない場合	工程管理にやや不備がある	工程管理に不備がある

［評価対象項目］

□ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、工程管理について指示事項が無い。。
□ 工程に影響を与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ 隣接する他の工事等と積極的に工程調整を行っている。
□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 休日の確保を行っている。
□ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ その他　（ 理由：　　）

□ 施工管理に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□ 施工管理に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

別紙－３②

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況 ●	③安全対策	安全対策が優れている	安全対策が適切である	他の評価に該当しない場合	安全対策にやや不備がある	安全対策に不備がある

［評価対象項目］

□　「監督段階におけるチェックシート」のうち、安全対策について指示事項が無い。
□　災害防止協議会等を１回／月以上行った記録が整理され確認できる。
□　店社パトロールを１回／月以上行った記録が整理され確認できる。
□　安全巡視，ＴＢＭ，ＫＹ，新規入場者教育を実施し，記録・写真が整備されている。
□　新規入場者教育の内容に，当該工事の現場特性を反映し，記録・写真が整備されている。
□　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施し，記録・写真が整備されている。
□　隣接または関連する他の工事等と積極的に安全協議を行っていることが確認できる。
□　工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生していない。
□　使用機械，車両等の点検整備管理記録が整理され確認できる。
□　過積載防止に取り組んだ記録が整理され確認できる。
□　仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□　保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□　地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□　作業員休憩所設置等，作業環境の改善に努めている。
□　その他　（ 理由：　　）

□　安全対策に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□　安全対策に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

別紙－３③―１

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ①出来形 【設備工事を除く土木工事】	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

□　出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており，確認できる。
□　出来形測定において，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□　自社の管理基準を設定し，適切に管理している。
□　写真管理基準の管理項目を満足している。
□　出来形管理基準が定められていない工種について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□
□
□
□
□　その他　（ 理由：　　）

●判断基準

項目	ばらつき		
	50%以下	80%以下	80%を超える
5	a	b	c
4	a	b	c
3	a’	b	c
2	b	b’	c
1	b’	c	c
0	c	d	d

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする

□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

別紙－３③―２

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ①出来形 【機械設備工事】	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
［評価対象項目］ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり，形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり，出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し，出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており，出来形の確認ができる。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており，出来形の確認ができる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗，損傷等について，整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 □ □ その他 （ 理由： ） 該当項目が９０％以上 …… a 該当項目が８０％～９０％程度 … a’ 該当項目が７０％～８０％程度 … b 該当項目が６０％～７０％程度 … b’ 該当項目が６０％未満 …… c ①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c 評価とする。						□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば … d □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば … e
３．出来形及び出来ばえ ①出来形 【電気設備工事】 【通信設備（情報ボックスを含む）・受変電設備工事】	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
［評価対象項目］ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 機器等の測定（試験）結果が，その都度管理図表などに記録され，適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり，形状，寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付，固定方法が，設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名札が，ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ その他 （ 理由： ） 該当項目が９０％以上 …… a 該当項目が８０％～９０％程度 … a’ 該当項目が７０％～８０％程度 … b 該当項目が６０％～７０％程度 … b’ 該当項目が６０％未満 …… c ①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数 ④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c 評価とする。						□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば … d □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば … e

別紙－３④－１　　（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	道路改良工事 河川工事 護岸工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 施工にあたって，床堀箇所の湧水及び滞水等は，排除して施工していることが確認できる。
□ 埋戻し材料について，適切なものを使用していることが確認できる。
□ 基礎工において，掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
□ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを，空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□ 植生工で，植生の種類，品質，配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□ 緑化ブロック，石積（張），法枠，かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が，裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
□ 石積（張）工において，大きさが均一で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり，必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 根固工，水制工，沈床工，捨石工等において，材料の連結及びかみ合わせが適切であることが確認できる。
□ 指定材料の品質が，証明書類で確認できる。
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	コンクリート構造物（橋梁下部工事・RC床版工事を含む）	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。
(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。
□ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。
□ コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	函渠工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 施工基面の支持地盤の強度確認を行っている。
□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。
(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。
□ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。
□ コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 二次製品の品質が品質証明書等で確認できる。
□ 二次製品が適切に保管されていることが確認できる。
□ 吊り込み時，据付時等二次製品の品質に影響なく適切に施工していることが確認できる。
□ 縦締めＰＣ鋼棒の緊張力の確認を行って，グラウト注入を施工していることが確認できる。
□ 継ぎ目部の目地が適切に施工されていることが確認できる。
□ 呑みロ，吐けロ，集水桝等の取付けコンクリートが適切に施工さてている。
□ 有害なクラックが無い。
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	舗装工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

【路床・路盤工関係】共通
□　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□　路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。
□　路床及び路盤工の密度管理が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□　路盤の施工に先立って，路床面，下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□　舗装工の施工にあたって，上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□　路床盛土において，一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし，各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□　路床盛土において，構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが，タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。

【アスファルト舗装工関係】
□　アスファルト混合物の品質が，配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□　アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前において，行っていることが確認できる。
□　舗設後の交通開放が，定められた条件を満足していることが確認できる。
□　各層の継ぎ目の位置が，設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□　縦継目及び横継目の位置，構造物との接合面の処理等が，適切であることが確認できる。
□　アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって，気象条件を配慮していることが確認できる。
□　密度管理が適切であることが確認できる。
□　既設舗装構成または強度確認を行っている。

【コンクリート舗装工関係】
□　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□　コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□　施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□　材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
□　コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。
□　舗装金網が適切に配置してあることが確認できる。
□　チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
□　その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，ｃ評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	維持修繕工事（清掃工，除草工，付属物工，応急処理，）	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
□ 監督員の指示事項に対して，現地状況を勘案し，施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 均一な施工及び仕上げが確認できる。
□ 施工表面に乱れがないことが確認できる。
□ 緊急的な作業において，迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
□ 現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ ボルト等の締付け確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	防護柵（網），標識等設置工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						
		［評価対象項目］ □ 防護柵設置要綱，視線誘導標設置基準，道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において，地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって，無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 □ 防護柵等の支柱の施工にあたって，既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 □ 防護柵の支柱の根入長が，仕様を満足していることが確認できる。 □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合，設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合，打設したコンクリートが指定強度以上であることが確認できる。 □ その他　（ 理由： ）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば … d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば … e
		●判断基準 ばらつきで判断可能：50%以下 / 80%以下 / 80%を超える；ばらつきで判断不可能 評価基準 90%以上：a / a’ / b / b 評価基準 75%以上 90%未満：a’ / b / b’ / b’ 評価基準 60%以上 75%未満：b / b’ / c / c 評価基準 60%未満：b’ / c / c / c					① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c 評価とする。		
	区画線等設置工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						
		［評価対象項目］ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が，１０％以下であることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理が，写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 区画線の厚さが供試体で仕様を満足していることが確認できる。 □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が，仕様を満足していることが確認できる。 □ 区画線の施工にあたって設置路面の水分，泥，砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 □ 区画線を消去の場合，表示材（塗料）のみの除去となっており，路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 □ プライマーの施工にあたって，路面に均等に塗布していることが確認できる。 □ 区画線の材料が，仕様を満足していることが確認できる。 □ その他　（ 理由： ）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば … d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば … e
		●判断基準 ばらつきで判断可能：50%以下 / 80%以下 / 80%を超える；ばらつきで判断不可能 評価基準 90%以上：a / a’ / b / b 評価基準 75%以上 90%未満：a’ / b / b’ / b’ 評価基準 60%以上 75%未満：b / b’ / c / c 評価基準 60%未満：b’ / c / c / c					① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c 評価とする。		

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	水道工事（配管工事）	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

【開削工事関係】
- □ 使用材料の品質が写真及び品質証明等で確認できる。
- □ 掘削深・掘削幅が設計図書に忠実に確保されている。
- □ 基面整正を適切に行い，均一な床均しが確認できる。
- □ 水替えを適切に行っている。
- □ 管周基礎材の埋戻しを適切に行っている。
- □ 管の接続が手順に従って確実に行われている。
- □ 管の被覆スリーブの施工が確実に行われている。
- □ 埋戻しの締固めを適切な条件で施工している。
- □ 管埋設部に異物（転石，木片等）がないことが確認できる。
- □ 通水（水圧）テストの記録が確認できる。
- □ X 線による検査を行った場合，異常がない。
- □ 採取された舗装のコアは規格値以内である。

【推進工事関係】
- □ 推進機の機能が土質に適合し，推進力のチェックなどが行われており，かつ安全であることが確認できる。
- □ 工法による推進精度の管理が適切に行われている。
- □ 掘削土量と推進量のバランスが適切であることが確認できる。
- □ 鋼製カラー，ゴム輪などの継手材料が適正で，かつ適切に施工されていることが確認できる。
- □ 鞘管方式の場合，本管据付に係るスペーサーの配置等が適正であり，また，中込材が適切な配合のもと設計注入量が注入されたことが確認できる。
- □ 薬液注入材が適正であり，適切な注入率のもと，設計注入量が注入されたことが確認できる。
- □ 滑材・推進添加剤・裏込め注入材が適正であり，適切な配合のもと，設計注入量が注入されたことが確認できる。
- □
- □ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	下水道（開削，沈埋）工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ 一層あたりのまき出し厚を管理し，締固めが適切にされていることが確認できる。
□ 砂基礎の締固めを適切な条件で施工していることが確認できる
□ 材料の品質が，証明書類で確認できる。
□ 管など材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。
□ 継手の施工が適切に行われていることが確認できる。
□ マンホール等二次製品の吊り上げ及び組立時において適切に施工していることが確認できる。
□ インバートが適切に施工されていることが確認できる。
□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。
(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
□ コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。
□ 路床又は路盤工の密度管理等が仕様を満足していることが確認できる。
□ アスファルト混合物の品質が，配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□ アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前において，行っていることが確認できる。
□ 縦継目及び横継目の位置，構造物との接合面の処理等が，適切であることが確認できる。
□ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって，気象条件を配慮していることが確認できる。
□ 泥土の比重管理を適切に行われていることが確認できる。
□ 高さ調整棒等使用し，高さ管理を行っていることが確認できる。
□ 周辺地盤との重量バランスを考慮し，壁面安定液の比重を管理したうえで施行していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，ｃ評価とする。

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	下水道（推進）工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 材料の品質が，証明書類で確認できる。
□ 管など材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。
□ 掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ 吊り込み時，据付時等二次製品の品質に影響なく適切に施工していることが確認できる。
□ インバートが適切に施工されていることが確認できる
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 滑材，推進添加剤，裏込め注入材が適正であり適切に施工されていることが確認できる。
□ 推進機の機能が土質に適合し推進力のチェックなどが行われていることが確認できる。
□ 推進精度の管理が適切に行われていることが確認できる。
□ 継手の施工が適切に行われていることが確認できる。
□ 鞘管において，スペーサー及び中込注入が適切に施工されていることが確認できる。
□ 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。
□ アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前において，行っていることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	下水道（管渠更生）工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 材料の品質が，証明書類で確認できる。
□ 管内洗浄が十分であることが確認できる。
□ 既設管の状態を確認し補修等行っていることが確認できる。
□ 適切な温度で施工されていることが確認できる。
□ 適切な圧力で施工されていることが確認できる。
□ 硬化時間が適切であることが確認できる。
□ 嵌合わせの状態が適切であることが確認できる。
□ 管口が適切に仕上げられていることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	下水道（圧送管）工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 材料の品質が，証明書類で確認できる。
□ 施工基面の均一な施工が確認できる。
□ 一層あたりのまき出し厚を管理し，締固めが適切にされていることが確認できる。
□ 管埋設に転石木片等の異物が無いことが確認できる。
□ 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。
□ 吊り込み時，据付時等二次製品の品質に影響なく適切に施工していることが確認できる。
□ 管切断が直角であり切断面の処理が適正に行われていることが確認できる。
□ 挿入標線の確認，融着及び冷却が適正に行われている。
□ 融着完了の確認がなされている。
□ 薬液注入材が適正であり適切に注入されたことが確認できる。
□ アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前において，行っていることが確認できる。
□ 水圧試験，真空試験等が適切に行われていることが確認できる。
□ X 線による試験を行った場合異常がない。
□ 配管接合作業が継手チェックリストにより適切に管理されている。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	基礎工事（地盤改良工事等含む）	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており，その記録を整理していることが確認できる。
□ 杭頭処理において，杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ 水平度，鉛直度等が，設計図書を満足していることが確認できる。
□ 溶接の品質管理に関して，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 支持地盤に達していることが，掘削深さ，掘削土砂等により確認できる。
□ 場所打杭について，トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
□ 掘削深度，排出土砂，孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が，設計図書を満足していることが確認できる。
□ 配筋，スペーサーの配置及びコンクリート打設等を，適切に施工していることが確認できる。
□ ライナープレートの組み立てにあたり，偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
□ 施工前に安定材の配合試験を行っている。
□ 改良材のバッチ管理記録が整理され，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ セメントミルクの比重，スラリー噴出量，強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□ 事前に土質試験を実施し，改良材の選定，必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□ 施工箇所が均一に改良されているとともに，十分な強度及び支持力を確保していることが現場採取などで確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	土工（切土，盛土，築堤等）工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 湧水，雨水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施していることが確認できる。
□ 段切りを適切に行っていることが確認できる。
□ 置換えのための掘削を行うにあたり，掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ 締固めが定められた条件を満足していることが確認できる。
□ 一層あたりの締固め厚を管理し，適切に施工していることが確認できる。
□ 構造物周辺の締固めを定められた条件で行っていることが確認できる。
□ ＣＢＲ試験等，現場土質試験に基づき，適切な施工方法及び材料を使用していることが確認できる。
□ 購入土の品質を使用前に確認し，施工していることが確認できる。
□ 芝及び種子材等を適切に保管し，管理していることが確認できる。
□ 透水試験等，定められた試験を行っていることが確認できる。
□ 法面に有害な亀裂が無い。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	法面工事① （法枠工） （コンクリート又はモルタル吹付工）	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

【共通】
□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特にコンクリート又はモルタル吹付工，法枠工）
□ 施工に際して，品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ 盛土の施工にあたり，法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ 雨水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施していることが確認できる。

【法枠工関係】
□ 使用する材料の種類，品質及び配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ アンカーを設計図書どおりの挿入長で施工していることが確認できる。
□ 現場養生が，適切に実施されていることが確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□ 枠内に空隙が無いことが確認できる。
□ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□ 層間にはく離が無いことが確認できる。
□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
□ 使用する材料の種類，品質及び配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 金網の重ね幅が，１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
□ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
□ 吸水性の吹付け面において，事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ 吹付けを２層以上に分割して施工している場合，層間にはく離が無いことが確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□ 法肩の吹付けにあたり地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c 評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	法面工事②（種子，客土，厚層基材吹付工）	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

【共通】
□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特にコンクリート又はモルタル吹付工，法枠工）
□ 施工に際して，品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□ 盛土の施工にあたり，法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□ 雨水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施していることが確認できる。

【種子，客土，厚層基材吹付工関係】
□ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
□ ネット等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
□ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□ 使用する材料の種類，品質，配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

別紙－３④－１６

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	機械設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

□　材料，部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
□　設備の機能及び性能が，承諾図書のとおり確保され，品質の確認ができる。
□　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い，承諾図書として提出していることが確認できる。
□　機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され，品質の確認ができる。
□　溶接管理基準の品質管理項目について，品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□　塗装管理基準の品質管理項目について，品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□　操作制御設備について，操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され，操作性にすぐれていることが確認できる。
□　操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について，試験書類を整理し品質の確認ができる。
□　小配管，電気配線，配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□　設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□　完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について，まとめていることが確認できる。
□　機器の配置を点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
□　設備の構造や機器の配置が，交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□　二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し，試験成績表にまとめていることが確認できる。
□　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
□　計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□　回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□　構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
□　現地状況を勘案し，施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□
□
□
□
□　その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

別紙－３④－１７

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	電気設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

□　製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
□　材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　機器の品質，機能及び性能が設計図書を満足して，成績書にまとめられていることが確認できる。
□　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され，操作性に優れていることが確認できる。
□　ケーブル及び配管の接続などの作業が，施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無いことが確認できる。
□　設備の機能及び性能が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　操作制御関係の機能及び性能が，設計図書の仕様を満足しているとともに，必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□　設備の総合性能が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において，工場試験などで確認していることが確認できる。
□　設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は，修正又は更新）していることが確認できる。
□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□　設備の構造において，点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□　その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

別紙－３④－１８

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	通信設備（情報ボックスを含む)･受変電設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

□　設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□　材料及び構成部品の品質及び形状について，設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□　材料の品質照合の結果が，品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　設備，機器の品質，機能及び性能が，成績等で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　ケーブル及び配管の接続などの作業が，施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無いことが確認できる。
□　設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□　完成図書において，設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□　完成図書において，単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□　設備全体及び各機器において，設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□　設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□　設備の構造において，点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□　その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	塗装工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 塗装作業にあたり，塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
□ 天候状況の確認，気温及び湿度の測定を行い，塗装作業を行っていることが確認できる。
□ 塗料を使用前に撹拌し，容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
□ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ，油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
□ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
□ 塗り残し，ながれ，しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
□ 溶接部，ボルトの接合部分，構造の複雑な部分について，必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
□ 塗料の品質が出荷証明書，塗料成績表により，製造年月日，ロット番号，色彩，数量が確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	公園工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
□ 樹木などに損傷，はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
□ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
□ 植生する樹木に応じて，余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
□ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
□ 遊具の基礎部の床堀りの施工基面において，地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
□ 埋戻し時の締め固めが適切に行われていることが確認できる。
□ 遊具のボルト，ナット等の締付けが十分であることが確認できる。
□ 遊具の建て込みが歪み等無く適切に施行されていることが確認できる。
□ 遊具にキズ，塗装のはがれ等損傷が無いことが確認できる。
□ 袋ナット等使用し安全に配慮してあることが確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
□ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	植栽工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
□ 樹木などに損傷，はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
□ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
□ 施工完了後，余剰枝の剪定，整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
□ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
□ 植生する樹木に応じて，余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
□ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
□ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	橋梁修繕工事（橋脚補強，耐震補強，落橋防止等）	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 橋梁修繕工事（橋脚補強，耐震補強，落橋防止等）
□ 構造物の老朽及び劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
□ 使用する材料の品質が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ 現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ 均一な施工及び仕上げが確認できる。
□ 施工表面に乱れがないことが確認できる。
□ ボルト等の締付け確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
□ コンクリート打設・補修までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	橋梁（コンクリート橋）上部工事，補修工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。
□ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。
□ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリート打設・補修までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ 鉄筋等のさび落としを適切に行っていることが確認できる。
□ 鉄筋の加工及び組立を適切に施工していることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が，適切であることが確認できる。
□ プレビーム桁のプレフレクション管理が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 使用する材料の品質が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ 構造物の老化及び劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	橋梁（鋼橋） 上部工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 材料の種別，員数をミルシート等の書類又は現物により照合していることが確認できる。
□ 溶接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ 溶接作業にあたり，溶接材料の使用が適切であることが確認できる。
□ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど，きめ細やかに製作していることが確認できる。
□ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□ 塗装作業にあたり，塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ 素地調整を行う場合，第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□ 塗料の空缶管理について，写真等で確実に空であることが確認できる。
□ 塗料の品質が出荷証明書，塗料成績表により，製造年月日，ロット番号，色彩，数量が確認できる。
□ ボルトの締付確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。
□ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ 高力ボルトの締め付けを，中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
□ 高力ボルトの品質が，証明書類で確認できる。
□ 支承の据付で，コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□ 架設にあたって，部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質，性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
□ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ 現場塗装において，温度，湿度，風速等の確認を行っていることが確認できる。
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	電線共同溝工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 指定材料の規格が，品質を証明する書類で確認できる。
□ 管路の通過試験を行っており，試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
□ 管路材料において接続性能試験を実施し試験結果が写真等で適切に管理していることが確認できる。
□ 継手材料が適正かつ適切に施工されていることが確認できる。（中間継手・接着剤等）
□ アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前において，行っていることが確認できる。
□ 特殊部の施工基面の支持力が，均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
□ 特殊部等の施工において，隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
□ 埋戻時の締固めが適切に施工されていることが確認できる。
□ 舗装の復旧等が適時行われ，路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
□ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが，適切に施工されていることが確認できる。
□ 管設置において，それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	シールド工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ セグメントの規格，品質がミルシートで確認できる。
□ 一次覆工時におけるセグメントの組立が適切に行われていることが確認できる。
□ 掘削土量と推進機のバランスが適切であることが確認できる。
□ 推進力のチェックなどを行い土質に適合した施工を行っていることが確認できる。
□ 漏水防止工が適切に行われていることが確認できる。
□ 薬液注入が適切に施工されていることが確認できる。
□ 裏込め注入が適切に施工されていることが確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	グラウト工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 材料の品質規格証明書が整備されている。
□ 材料の保管状況が確認できる。
□ 注入材料の配合管理を適切に行っていることが確認できる。
□ ボーリング時に盛土，地山線の確認を行い，施工深度を決定し適切に管理されている。
□ 注入圧力管理を適宜適切に行っていることが確認できる。
□ 温度管理を適宜適切に行っていることが確認できる。
□ 施工前後において透水試験を行っている。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	海岸工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						
		［評価対象項目］ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体でることが確認できる。 □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって，強度確認を行っている。 □ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 □ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 □ 工事期間中，１日１回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 □ □ □ その他　（ 理由： ）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば … d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば … e
		●判断基準 （評価基準：90%以上 a／75%以上 90%未満 a’／60%以上 75%未満 b／60%未満 b’ ／ ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える ／ ばらつきで判断不可能 b）					① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c 評価とする。	
	築いそ設置工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						
		［評価対象項目］ □ 砂など使用材料の品質が品質証明書等で確認できる。 □ 投入材料が設計図書に定められた重量を満足していることが確認できる。 □ 投入材料が設計図書に定められた比重を満足していることが確認できる。 □ □ □ その他　（ 理由： ）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば … d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば … e
		●判断基準 （評価基準：90%以上 a／75%以上 90%未満 a’／60%以上 75%未満 b／60%未満 b’ ／ ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える ／ ばらつきで判断不可能 b）					① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c 評価とする。	

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	砂防工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。
□ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□ 鉄筋及び鋼材の品質が，証明書類で確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ コンクリート打設までさび，どろ，油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ アンカーの施工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ボルトの締付確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。
□ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	地すべり防止工事・抑止杭・集水井戸工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。
□ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□ 鉄筋及び鋼材の品質が，証明書類で確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ アンカーの施工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ライナープレートの組み立てにあたり，偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
□ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が，適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
□ かご工，排水構造物が仕様を満足していることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	上下水道工事（施設新設工事）	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 施工にあたって，床堀箇所の湧水及び滞水等は，排除して施工していることが確認できる。
□ 埋戻し材料について，適切なものを使用していることが確認できる。
□ 基礎工において，掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。
□ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを，空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□ 植生工で，植生の種類，品質，配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。
□ コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ 構造物の端部や曲線部の処理が適切であり，必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 二次製品の品質が品質証明書等で確認できる。
□ 二次製品が適切に保管されていることが確認できる。
□ 吊り込み時，据付時等二次製品の品質に影響なく適切に施工していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	上下水道工事（施設改造工事）	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 使用する材料の品質・形状等が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。
□ 監督員の指示事項に対して，現地状況を勘案し，施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ 均一な施工及び仕上げが確認できる。
□ 施工表面に乱れがないことが確認できる。
□ 現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
□ ボルト等の締付け確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	上下水道工事（施設新設工事：杭基礎のある場合）	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており，その記録を整理していることが確認できる。
□ 杭頭処理において，杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ 水平度，鉛直度等が，設計図書を満足していることが確認できる。
□ 溶接の品質管理に関して，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 支持地盤に達していることが，掘削深さ，掘削土砂等により確認できる。
□ 掘削深度，排出土砂，孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が，設計図書を満足していることが確認できる。
□ 施工にあたって，床堀箇所の湧水及び滞水等は，排除して施工していることが確認できる。
□ 埋戻し材料について，適切なものを使用していることが確認できる。
□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)。
□ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
□ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを，空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
□ 植生工で，植生の種類，品質，配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
□ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。
□ コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 有害なクラックが無い。
□ 構造物の端部や曲線部の処理が適切であり，必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
□ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 二次製品の品質が品質証明書等で確認できる。
□ 二次製品が適切に保管されていることが確認できる。
□ 吊り込み時，据付時等二次製品の品質に影響なく適切に施工していることが確認できる。
□ その他　（ 理由：　　）

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，ｃ評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	上記以外の工事又は合併工事	□ ″品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］″						

［評価対象項目］

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価基準	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

別紙－３⑤－１　　（検査員）

考査項目	工　種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ ③出来ばえ		仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く，全体的に美観が悪い。
	道路改良工事 河川工事 護岸工事	□　構造物の通りが良い。 □　構造物の表面状態が良い。 □　材料のかみ合わせがよく，クラックが無い。 □　天端の仕上げが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　既設構造物との取り合いが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	コンクリート構造物 （橋梁下部工事・ RC床版工事を含む）	□　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端の仕上げが良い。。 □　端部の仕上げが良い。 □　桝等小型構造物の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	函渠工事	□　構造物の通りが良い。 □　材料の連結・かみ合わせが良い。 □　天端仕上げ端部仕上げ等が良い。 □　クラックがない。 □　舗装の平坦性が良い □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	アスファルト舗装工事 コンクリート舗装工事	□　平坦性が良い。 □　既設舗装等端部処理が良い。 □　人孔等構造物との取り合いが良い。 □　雨水処理が良く水溜り箇所がない。 □　表面の仕上がりが良い。 □　構造物の通りが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	維持修繕工事 （清掃工，除草工， 付属物工，応急処理）	□　構造物の表面状態が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　天端の仕上げが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　小型構造物の仕上げが良い。 □　既設構造物との取り合わせが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	防護柵（網） 標識等設置工事	□　支柱基礎が入念に施工されている。 □　支柱の通り及びたてりが良い。 □　端部処理が良い。 □　部材表面に傷，錆及び変色が無い。 □　標識板の向き並びに角度が良い。 □　きめ細やかに施工されている。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	

別紙－３⑤－２　　（検査員）

考査項目	工　種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ ③出来ばえ		仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く，全体的に美観が悪い。
	区画線等設置工事	□　施工前の清掃が入念に実施されている。 □　塗布が均一で接着状態が良い。 □　通りが良い。 □　視認性が良い。 □　雨水処理を考え水溜り箇所が無い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	水道工事（配管工事）	□　施工後の後片付けが入念に実施されている。 □　仕切弁や消化栓の設置，仕上げが良い。 □　細部まできめ細かい施工がなされている。 □　舗装の平坦性が良く，鉄蓋及び他の構造物へのすりつけ等が良い □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	下水道（開削，沈埋，推進）工事	□　管路の通りが良い。 □　マンホールの仕上げが良い。 □　インバートの仕上げが良い。 □　舗装の平坦性が良い。 □　マンホール蓋及び他の構造物へのすり付けが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	下水道（管渠更生）工事	□　内面仕上げの状態が良い。 □　マンホール管口処理の状態が良い。 □　取付け管口処理の状態が良い。 □　継手と更生管とのすりつけ状態が良い。 □　嵌合わせの状態が良い。 □　人孔周辺の清掃等が実施されている。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	下水道（圧送管）工事	□　管路の施工が良い。 □　空気井等の設置位置が適切である。 □　マンホールの管口の接続が良い。 □　舗装の平坦性が良い。 □　マンホール蓋等へのすり付けが良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	基礎工事（地盤改良工事等含む）	□　基面の仕上げ良い。 □　通りが良い。 □　天端の仕上げが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　平坦性が良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	

別紙－３⑤－３　　（検査員）

考査項目	工　種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ ③出来ばえ		仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く，全体的に美観が悪い。
	土工（切土，盛土，築堤等）工事	□　規定された勾配が確保されている。 □　通りが良い。 □　天端の仕上げが良い □　地山との取り合いが適切に施工されている。 □　関係構造物との取り合いが適切に施工されている。 □　切土法面の施工にあたって，法面の浮き石が除去されているなど，適切に施工されている。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	法面工事（法枠工，コンクリート又はモルタル吹付工，種子・客土・厚層基材吹付工）	□　通りが良い。 □　吹付等の状態が均一である。 □　法肩の処理が良い。 □　取付け部の処理が良い。 □　表面の仕上がりが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	機械設備工事	□　主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されている。 □　運転操作性が良い。 □　きめ細かな施工がなされている。 □　土木構造物，既設設備等とのすりつけが良い。 □　溶接，塗装，組立等にあたって，細部に渡る配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	電気設備工事	□　きめ細やかな施工がなされている。 □　公共物として，安全性の確保，環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において，電気的及び機械的な異常が無く，総合的な機能及び運用性が良い。 □　ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □　操作，保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	通信設備（情報ボックスを含む）・受変電設備工事	□　主設備，関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □　公共物として，安全性の確保，環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □　動作状態において，電気的及び機械的な異常が無く，総合的な機能や運用性が良い。 □　当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され，総合的な性能向上への配慮がなされている。 □　操作，保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	塗装工事	□　ケレンの施工状況が良いことが確認できる。 □　各層の塗装状態が良いことが確認できる。 □　細部までできめ細かな施工がされている。 □　補修箇所が無い。 □　塗装表面の状態が良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	

別紙－３⑤－４　　（検査員）

考査項目	工　種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ ③出来ばえ		仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く，全体的に美観が悪い。
	公園工事	□　各種構造物の表面状態が良く，取り合いが良い。 □　各種配置物の通りが良い。 □　平坦性が良く表面の仕上がりが良い。 □　雨水処理が良く水溜りがない。 □　部材表面に傷，錆及び変色が無い。 □　支柱の取り付けが堅固である。 □　支柱の通り及びたてりが良い。 □　植穴の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	植栽工事	□　植穴の仕上げが良い。 □　樹木の活着状況が良い。 □　根元周辺の埋戻しが良い。。 □　支柱の取り付けが堅固である。 □　植栽の配置・通りが適切である。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	橋梁修繕工事（橋脚補強，耐震補強，落橋防止等）	□　施工表面の状態が良い。 □　構造物との取り合いが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　溶接に均一性がある。 □　塗装に均一性がある。 □　細部の仕上げ及び取り合いが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	橋梁（コンクリート橋）上部工事，補修工事	□　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端の仕上げが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	橋梁（鋼橋）上部工事	□　表面に補修箇所が無い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　溶接に均一性がある。 □　塗装に均一性がある。 □　細部の仕上げ及び取り合いが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	電線共同溝工事	□　舗装の平坦性が良い。。 □　雨水処理が良く水溜り箇所がない。 □　構造物の通りが良い。 □　既設舗装等端部処理が良い。 □　人孔等構造物へのすりつけ等が良い。 □　ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に，がたつきや不要な隙間が生じていない。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	

考査項目	工　種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ ③出来ばえ		仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く，全体的に美観が悪い。
	シールド工事	□　セグメントの割れ，欠けがない。 □　セグメント間の目違い，段差が少ない。 □　継手面の防水が確実になされている。 □　ボルトの締付け状況が良い。 □　立坑の施工が良い。 □　ケーシング内の施工が良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	グラウト工事	□　注入材の最終処理が適切である。 □　注入材の粉塵を処理している。 □　終了表面の締固めを行っている。 □　終了表面の締固めを行っている。 □　周辺土地への影響痕跡がない。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	海岸工事	□　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端の仕上げが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　小型構造物の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	築いそ設置工事	□　所定の箇所に投入されている。 □　所定の高さまで投入されている。 □　材料分布が均一に投入されている。 □　砂泥等の混入による設置海域の汚濁発生がない。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	砂防工事	□　地山との取り合いが良い。 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端の仕上げが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　取付け水路など小型構造物の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	地すべり防止工事・抑止杭・集水井戸工事	□　地山との取り合いが良い。 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端の仕上げが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　取付け水路など小型構造物の仕上げが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	

別紙－３⑤－６　　（検査員）

考査項目	工　種	a	b	c	d
３．出来形及び出来ばえ ③出来ばえ		仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く，全体的に美観が悪い。
	上下水道工事 （施設新設工事）	□　構造物の通りが良い。 □　構造物の表面状態が良い。 □　材料のかみ合わせがよく，クラックが無い。 □　天端の仕上げが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　小型構造物の仕上げが良い。 □　既設構造物との取り合いが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	上下水道工事 （施設改造工事）	□　構造物の表面状態が良い。 □　構造物の通りが良い。 □　天端の仕上げが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　小型構造物の仕上げが良い。 □　既設構造物との取り合いが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	上下水道工事 （施設新設工事 ：杭基礎のある場合）	□　構造物の通りが良い。 □　構造物の表面状態が良い。 □　材料のかみ合わせがよく，クラックが無い。 □　天端の仕上げが良い。 □　端部の仕上げが良い。 □　小型構造物の仕上げが良い。 □　既設構造物との取り合いが良い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	
	上記以外の工事 又は合併工事	□　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿ ※　該当工事からの考査事項で考査し，最大考査項目は6項目とする。		※該当項目が５項目程度以上 …… a 該当項目が４項目程度 …… b 該当項目が３項目程度 …… c 該当項目が２項目程度以下 …… d	

別紙－３⑥

工事成績評定の考査項目別運用表（土木工事）

［記入方法］該当する項目の□にレマーク及び・に○を記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	①施工条件等への対応	■ 構造物の特殊性への対応 □ １．対象構造物の高さ，延長，施工（断）面積，施工深度等の規模が特殊な工事	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が，高度技術で評価できる場合 ・切土の土工量：20 万 m3 以上　・盛土の土工量：15 万 m3 以上 ・護岸・築堤の平均高さ：10m 以上　・トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m 以上 ・ダム用水門の設計水深：25m以上　・樋門又は樋管の内空断面積：15m2 以上 ・揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上　・堰又は水門の最大径間長：25m 以上 ・堰又は水門の径間数：3 径間以上　・堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上 ・トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上　・トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2 以上 ・トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2 以上　・海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m 以上 ・地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長 150m以上　・浚渫工の浚渫土量：100 万 m3 以上 ・流路工の計画高水流量：500m3 以上　・砂防ダムの堤高：15m 以上 ・ダムの堤高：150m以上　・転流トンネルの流下能力：400m3/s 以上 ・橋梁下部工の高さ：30m 以上　・橋梁上部工の最大支間長：100m 以上
		□ ２．対象構造物の形状が複雑であることなどから，施工条件が特に変化する工事	・砂防工事などにおいて，現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。
		□ ３．その他 （ 理由： ） ※上記の対応事項に１つ以上のレ点が付けば１点の加点とする。	・その他，構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他，技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため，ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		■ 都市部等の作業環境，社会条件等への対応 □ ４．地盤の変形，近接構造物，地中埋設物への影響に配慮する工事	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での，鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき，工法の変更を行った工事。
		□ ５．周辺環境条件により，作業条件，工程等に大きな影響を受ける工事	・ガス管，水道管，電話線等の支障物件の移設について，施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり，施工に特に厳しい制限を受けた工事。
		□ ６．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。
		□ ７．現道上での交通規制に大きく影響する工事	・日交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で，交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって，交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。
		□ ８．緊急時に対応が特に必要な工事	・緊急時の作業があり，その作業の全てに対応した工事。
		□ ９．施工箇所が広範囲にわたる工事	・作業現場が広範囲に分布している工事。
		□ 10．その他 （ 理由： ） ※上記の対応事項に１つ以上のレ点が付けば１点の加点とする。	・施工ヤードの広さや高さに制限があり，機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他，周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

別紙－３⑦　　（検査員）

考査項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例
４．工事特性	①施工条件等への対応	■ 厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11．特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12．雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13．急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14．動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15．その他 （ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ） ※上記の対応事項に１つ以上のレ点が付けば１点の加点とする。	【事例：施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等】 ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く，ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため，深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから，施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 ・海岸又は河川区域内のため，設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く，主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 ・急峻な地形のため，作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは，命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため，工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため，工程や施工方法に制約を受けた工事 ・その他，自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他，災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		■ その他 □ 16．12ヶ月を超える工期で，事故がなく完成した工事 （全面一時中止期間は除く） □ 17．その他 （ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ） ※上記の対応事項に１つ以上のレ点が付けば１点の加点とする。	【その他】 ・その他，施工及び工法等の優れた技術力及び能力として，評価する技術。
	評価	評　点：＿＿＿＿点 ※・工事特性は加点評価とする ・加点は＋４点～０点の範囲とする ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 １項目２点を目安とするが，内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	【工事特性のキーワード評価】

※１　工事特性で評価する事項は，工事全体を通して他の類似工事に比べて，特異な対応を要した工事を評価するものである。なお，評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※２　対応事項の評価項目にレマークを付けた場合には，事例欄に該当するものについては・に○印（複数可）をし，事例欄にないものは記述評価の【工事特性のキーワード評価】欄に記述する。
※３　工事特性で評価する技術力は「実用新案・特許クラス」から「現場に通用した本当に仔細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが，本項目では「５．創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

別紙－３⑧

工事成績評定の考査項目別運用表（土木工事）

［記入方法］該当する項目の□にレマーク及び・に○を記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	①地域への貢献等	優れている	Ｂより優れている	やや優れている	Ｃより優れている	他の評価に該当しない

□　周辺環境への配慮（防塵・散水等）に積極的に取り組んだ。

□　地域が主催する行事等に協力し，地域とのコミュニケーションを図った。

□　道路，水路清掃などを積極的に実施し，地域に貢献した。

□　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等，積極的に周辺地域との調和を図った。

□　定期的に広報紙や現場見学会等を実施して，積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

□　災害時などにおいて，地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。

□　その他（ 理由：　　）

※　上記該当項目を総合的に判断して，ａ，ｂ，ｃ 評価を行う

●判定基準
※該当項目が４項目程度以上 …… a
該当項目が３項目程度 …… a ‘
該当項目が２項目程度 …… b
該当項目が１項目程度以下 …… b ‘

※　地域への貢献等とは，工事の施工にともなって，地域社会や住民に対する配慮等の貢献について，加点評価する。

別紙－３⑨

工事成績評定の考査項目別運用表（土木工事）

［記入方法］該当する項目の□にレマーク及び・に○を記入する。　　（検査員）

考　査　項　目	法　令　遵　守　等　の　該　当　項　目　一　覧　表
８．法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□　１．指名除外３ヶ月以上	－２０点
□　２．指名除外２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
□　３．指名除外１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
□　４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
□　５．文書注意	－　８点
□　６．口頭注意	－　５点
□　７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが，当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため，口頭注意以上の処分が行なわれなかった場合（もらい事故や交通事故は含まない。）	－　３点
□　８．その他 理由：	

□　９．　項目該当なし

①　本評価項目（８．法令遵守等）で評価する事例は，「工事の施工にあたり，工事関係者が下記の適応事例で上表の処置があった」場合に適用する。
②　「工事の施工にあたり」とは，請負契約書の記載内容（工事名，工期，施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは，②を履行する工事現場に従事する現場代理人，監理技術者，主任技術者，品質証明員，請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し，その履行をするために従事する者に限定する。
④　総合評価落札方式における技術提案が，受注者の責により履行されなかった場合は，９．その他の項目で減ずる措置を行なう。

【上記で評価する場合の適応事例】

・　１．入札前に提出した調査資料などにおいて，虚偽の事実が判明した。
・　２．承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
・　３．使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
・　４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄，砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
・　５．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
・　６．一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
・　７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し，送検等された。
・　８．労働基準法に違反する事実が判明し，送検等された。
・　９．監督又は検査の実施を，不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
・　10．下請代金を期日以内に支払っていない，不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
・　11．過積載等の道路交通法違反により，逮捕または送検等された。
・　12．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員，準構成員，企業舎弟等，暴力団関係者がいることが判明した。
・　13．下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは，「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利，砂，防音シート，軍手等の物品の納入，土木作業員やガードマンの受け入れ，土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
・　14．安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
・　15．その他（　理由：＿＿＿

別紙－４

【 留意事項 】

1．出来形及び品質のばらつきの考え方

［　管理図の場合　］

（上・下限値がある場合）

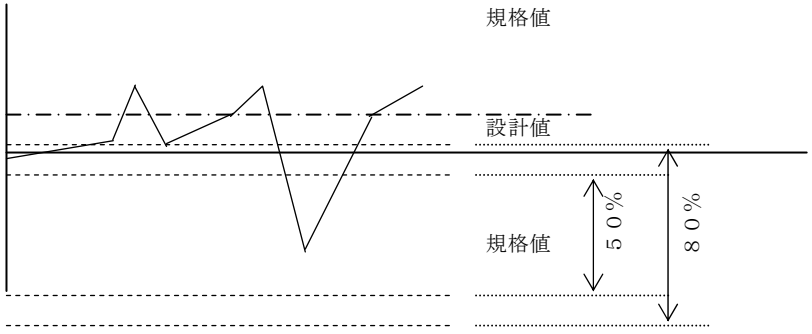

（下限値のみの場合）

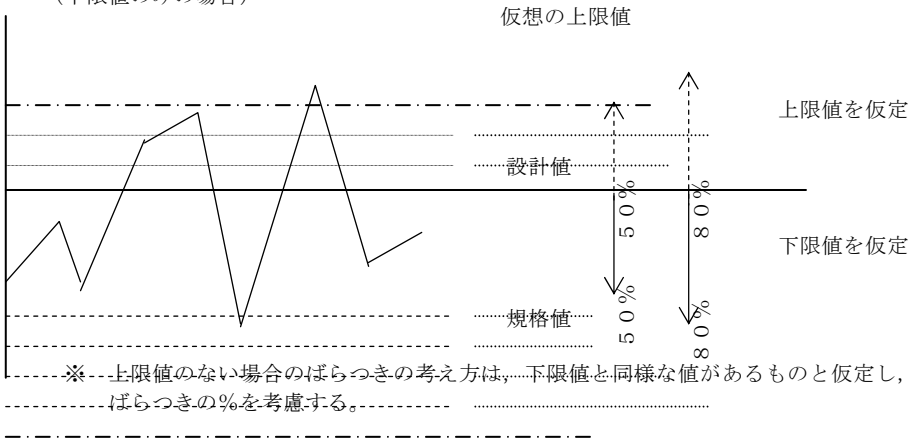

※　上限値のない場合のばらつきの考え方は，下限値と同様な値があるものと仮定し，ばらつきの％を考慮する。

［度数表または，ヒストグラムの場合］

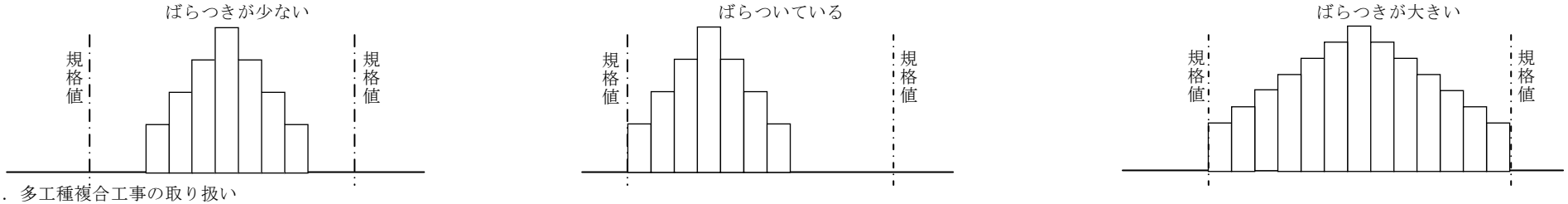

２．多工種複合工事の取り扱い

（１）主たる工種で評定する。なお，多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。

（２）コンクリート橋は，プレテンション桁等，工場で製作される構造物も対象とする。

（３）評定は「合併工事」欄を活用する。

３．コンクリート構造物のクラックについて

（１）クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく，発生したクラックに対しては適切な処置を行っている。」等が見られたら，ｃ評価とする。

（２）「進行性または有害なクラックがある」場合，無処理の場合は，状況に応じて，ｄまたはｅ評価とする。

４．その他

（１）「施工プロセス」チェックリストを活用して，評定を行う。

（２）「４．高度技術」「５．創意工夫」「６．社会性等」は，受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して，評定を行う。

別紙－5－①

土木工事「施工プロセス」チェック表

○ 工事概要　　監督員

検査番号		工事名					
工事箇所	福山市					地内	
当初契約	請負額		契約日		工期	～	
1回契約	請負額		契約日		工期	～	
2回契約	請負額		契約日		工期	～	
回契約	請負額		契約日		工期	～	
最終契約	請負額		契約日		工期	～	
請負業者名			住所	福山市			
現場代理人		主任 技術者	専・非		監理技術者		
完成年月日							

(a) 契約及び支払い手続き書類

NO	確 認 項 目	摘 要	確認内容			
1	法第12条第1項に基づく書面	・500万円以上，リサイクル法対象建設工事	当	変	変	変
2	法第13条及び省令第4条に基づく書面	・500万円以上，リサイクル法対象建設工事	当	変	変	変
3	工事カルテ(受注時・変更時・竣工時)	・500万円以上，10日以内の登録，写しを直ちに提出	受	変	変	竣
4	建設副産物情報交換システム登録 (計画・変更・完了)	・100万円以上	計	変	変	完
5	建退共証紙の購入状況報告書	・300万円以上，契約後 30日以内の提出				
6	現場代理人 及び 主任技術者等指名(変更)届	・50万円以上，14日以内の提出，2500万円以上は専任	当	変		
		下請総額 3,000万円以上は監理技術者で専任				
		雇用関係の確認				
		資格の確認				
7	下請負人名簿	・50万円以上(下請額)，契約写し・下請主任技術者	1回	2回	3回	4回
		雇用関係の確認				
		資格の確認				
	告知書の写し	・500万円以上，リサイクル法対象建設工事				
8	完成通知書	・50万円以上				

(b) 工事関係書類

NO	確 認 項 目	摘 要	確認内容			
1	産業廃棄物の適正処理	・契約書写し，マニフェスト	契	変		マ
2	建設残土の適正処理	・伝票(原本)提出				
3	交通誘導員の確認	・伝票(原本)提出				

※ 1．様式はA4版を原則とする。出来形管理図，施工図については任意とする。
2．設計図書，共通仕様書により監督員の立会検査を受ける時には，現場代理人は施工確認後受けること。
3．確認是正欄は，提出を確認した場合は○印を記載し，遅延した場合等は是正指導し，その旨記載する。

(c) 現場における監理(主任)技術者の把握表 1/3

項目	確認項目	把握内容	確認日	確認是正
施工体制一般	指示の有無，指摘の改善	口頭での指示･指摘，打合せ簿での通知		
	施工計画書の提出	契約日から30日以内の工事着手日前に速やかに提出		
	施工体制の一致	技術者･下請業者等の現場表示，施工計画との一致		
	施工体制の確立	実施の技術者･下請業者･機械等の施工計画との一致		
	施工体制台帳の備え置き	作業分担の台帳記載，下請総額3千万円以上(土木工事)		
	施工体系図への記載	作業分担の施工計画書への記載，全ての下請業者を記載		
	許可標識等の現場掲示	建設業許可標識･労災保険関係の標識･施工体系図等		
	元請による下請作業成果検査	検査の実施の確認		
	事故等の対応	事故等速報などでの対応		
	工場製作体制	工場での施工体制図を確認		
	社内検査体制	施工計画書の記述および実施		
配置技術者	指示の有無，指摘の改善	口頭での指示･指摘，打合せ簿での通知		
	作業主任者･専門技術者	有資格者を配置，専任の義務付けがある工事が対象		
	書面整理･資料整理	適宜現場で施工計画書，工事写真等の整理状況を確認		
	現場代理人･主任技術者	代理人及び専任の主任技術者の常駐および管理		
	設計図書と現場との相違	設計図書との違いを，打合せ簿で確認		
	監督員への報告･協議等	必要な報告･協議等を工事打合せ簿で確認		
	人的現場対応，地元調整	監督員の了解のもと，人的問題に業者が自発的に対応		
	提出書類の作成･整理	内容が適切で期限までに提出		
	契約図書･諸基準による施工	市の検査技術基準･県の施工管理基準で管理		
	施工上の課題となる条件対応	施工計画書への記載および適切な施工		
	下請の把握および指示	元請の実質関与の確認		
	社内検査体制	施工計画書･管理図等の作成や適切な現場判断の実施		

(c) 現場における監理(主任)技術者の把握表 2/3

項目	確認項目	把握内容	確認日	確認是正
施工管理	指示の有無，指摘の改善	口頭での指示・指摘，打合せ簿での通知		
	施工計画書の具体的記述	現場条件を把握し，具体的対応を記述		
	施工計画書と現場の施工	施工計画書に合った実施		
	物的現場条件変化の対応	対応が適切で監督員への連絡が速やか		
	工事材料・機器類の保管	施工計画書に記載，その通り保管		
	日常の出来形管理	設計図書・施工計画書に基づき随時資料整理		
	日常の品質管理	設計図書・施工計画書に基づき随時資料整理		
	使用材料の品質・機器類の整理	施工計画書に品質証明方法を記載。資料・写真で確認		
	現場内の日常的整理整頓	トイレ・喫煙所等の確保，材料の整理・保管		
	材料確認	材料確認書により立会		
	段階確認	施工計画書に記載，段階確認書により立会		
	建設副産物	情報交換システムへの登録		
	適正建設機械の使用	排ガス対策型，必要に応じ低騒音・低振動型の使用		
	監督員への対応	指導に対し真摯に対応		
工程管理	指示の有無，指摘の改善	口頭での指示・指摘，打合せ簿での通知		
	各種制約への対応	工程に与える要因を的確に把握し，余裕の工程表を作成		
	期限までの工事着手	契約日より30日以内，着手不可能期間は除外		
	実施工程表等の作成	14日(記載日)以内の提出，工程の大きな遅れ無し		
		フォローアップの実施，必要に応じ詳細工程表作成		
	工程計画の見直し	現場条件変化への対応が迅速で、施工の停滞が無い		
	時間制限・片側通行等の対応	9時～16時なら該当，設計条件なら対象外		
	特別な工程管理	施工方法(人員・機械増等)の工夫，工程の遅れが無い		
	履行報告書の提出	履行報告書を提出している		
	関連工事との調整	隣接工事と積極的に工程調整を実施		
	休日の確保	工事日報で確認，発注者の指示承認日は除外		
	余裕の工事完成	工期制約のある工事で，工期の1月以前の完成		
	監督員への対応	指導に対し真摯に対応		

(c) 現場における監理(主任)技術者の把握表 3/3

項目	確認項目	把握内容	確認日	確認是正
安全対策	指示の有無，指摘の改善	口頭での指示･指摘，打合せ簿での通知		
	災害防止協議会	1回／月以上の実施，記録と写真		
	安全巡視，TBM，KY等	安全巡視，TBM，KY，新規入場者教育の記録と写真		
	新規入場者教育の内容	健康状態の把握及び作業内容の周知，記録と写真		
	安全教育，安全訓練等	半日／月以上の実施，記録と写真		
	過積載防止(2t車以上)	施工計画書の記載内容による取組み，記録と写真		
	仮設工の点検	仮設工が有るとき，チェックリストによる実施		
	保安施設の設置	各種基準，関係者との協議による実施，記録と写真		
	重機操作の安全確保	誘導員の配置,作業範囲の分離		
	使用機械，車両等の点検	チェックリスト等，記録と写真		
	占用物件との事故防止対策	地下埋設物及び架空線等に関する対策の実施		
	作業環境の改善	喫煙場所等の指定		
	監督員への対応	指導に対し真摯に対応		
対外対策	指示の有無，指摘の改善	口頭での指示･指摘，打合せ簿での通知		
	官庁，民間事業者との事前調整	警察･消防，電話･電気･ガス･有線等		
	地元に対する周知，調整	関係住民への事前周知，事前調整		
	不特定多数への周知	広範囲にわたる住民への周知		
	歩行者等への配慮	歩行者，通行車両，通学児童への配慮		
	第三者からの苦情	苦情が無く，もしくは誠実な対応を行った		
	関連工事との調整	関連工事と調整し，円滑な工事進捗を実行		
	創意工夫	創意工夫	(該当事項を記入)	
	総合評価	評価内容の担保	(該当事項を記入)	
検査員評定				
	法令遵守	法令遵守等	(該当事項を記入)	
	工事特性	施工条件への対応	(該当事項を記入)	
	社会性等	地域への貢献等	(該当事項を記入)	

※ 1. 現地確認欄には，現地で確認した月日を記入し，施工体制以下のそれぞれの項目について確認した場合は○印を記載
疑義が生じた場合は×とし是正状況等欄に指示事項や是正状況等を記載し，その旨総括監督員，主任監督員に報告す
2. 担当監督員は，工事検査時に，『監督員「施工プロセス」チェック表』で把握した結果を検査員に提出する。

福山市上下水道局工事成績評定基準
（建築工事編）

1	「総括監督員，主任監督員」考査項目別運用表	別紙１－①～⑥
2	「検査員」考査項目別運用表	別紙３－①～⑤
3	「留意事項」	別紙４
4	「監督員施工プロセスチェック表」その１，その２	別紙５－①～②

別紙－１①

工事成績評定の考査項目別運用表（建築工事）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（総括監督員，主任監督員）

１．施工体制

①施工体制一般

a	b	c	d	e
施工体制が優れている	施工体制が適切である	他の評価に該当しない	施工体制にやや不備がある	施工体制に不備がある

［評価対象項目］

□ 「施工プロセス」チェックで，指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 施工計画書を，工事着手前（当初・変更毎）に速やかに提出している。
□ 施工計画書の内容と現場施工体制が一致している。
□ 現場の施工体制が確立されている。
□ 作業分担の範囲を，施工体制台帳に明確に記載している。
□ 作業分担の範囲を，施工体系図(現場組織表)に明確に記載している。
□ 建設業許可票，労災保険関係成立票，施工体系図，緊急連絡表などを公衆に見えやすい場所に揚げ施工計画書及び現場と一致している。
□ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ 緊急指示，災害，事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ 工場製作において技術者の配置及び製作体制が確立されている。
□ 建築，機械設備，電気設備等の工場製作において，社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。。
□ その他（ 理由： ）

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

□ 施工体制一般に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば … d

□ 施工体制一般に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば … e

②配置技術者（現場代理人等）

a	b	c	d	e
技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の評価に該当しない	技術者の配置にやや不備がある	技術者の配置に不備がある

［評価対象項目］

□ 「施工プロセス」チェックで，指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
□ 書面整理，資料整理が適切に処理されている。
□ 現場代理人及び主任技術者が，工事全体を把握し適切に管理している。
□ 設計図書と現場との相違があった場合は，監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ 監督員への報告・協議など，適時及び的確に書面で行っている。
□ 人的現場条件の変更対応また地元調整などを主体的に行った。
□ 書類を共通仕様書及び諸法令等に基づき適切に作成し整理している。
□ 契約書，設計図書，適用すべき諸基準等を理解し，施工に反映している。
□ 施工上の課題となる条件（作業環境，気象，地質等）への対応を図っている。
□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し，施工に関する指示を行っている。
□ 監理（主任）技術者が，明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ その他（ 理由 ）

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 配置技術者に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□ 配置技術者に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

別紙－１②

（総括監督員，主任監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>①施工管理</td><td>施工管理が優れている</td><td>施工管理が適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>施工管理がやや不適切である</td><td>施工管理が不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="5">［評価対象項目］
□ 「施工プロセス」チェックで，指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 施工計画書が，設計図書及び現場条件を反映したものとなっており速やかに提出している。（当初・変更・追加）
□ 施工計画書と現場の施工方法が一致している。
□ 物的現場条件の変化に対し適切に対応している。
□ 品質に影響が無いように工事材料・機器類を保管している。
□ 日常の出来形管理を，設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。
□ 日常の品質管理を，設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。
□ 使用材料，機器類の品質証明書及び写真等を整理している。
□ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ 材料確認を適時書面で的確に行っている。
□ 段階確認が適時書面で的確に行っている。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ 工事全般において，排出ガス対策型また必要に応じ低騒音型・低振動型の建設機械及び車両を使用している。
□ 監督員の指示指導に対し，真摯に対応した。
□ その他（ 理由：　　）

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 施工管理に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。
該当すれば …… d

□ 施工管理に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
該当すれば…… e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">－111－</td><td>②工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td colspan="5">工程管理が適切である　｜　工程管理がほぼ適切である　｜　他の評価に該当しない　｜　工程管理がやや不適切である　｜　工程管理が不適切である
［評価対象項目］
□ 「施工プロセス」チェックで，指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 工程に影響を与える要因を的確に把握し，それらを反映した工程表を作成している。
□ 契約日より３０日以内に準備工事に着手している。（工事開始日の指定がある場合は指定日より）
□ 実施工程表の作成及び必要に応じフォローアップを行い，適切に工程を管理している。
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり，施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり，工程の遅れが無い。
□ 工事の進捗を早めるための施工方法等工夫を行い，工程の遅れが無い。
□ 履行報告書を提出している。
□ 隣接する他の工事と積極的に工程調整を行い遅れがない。
□ 休日の確保を行っている。
□ 工期の制約を受ける工事において，余裕をもって工事を完成させた。
□ 監督員の指導に対し，真摯に対応した。
□ その他（ 理由　　）

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 工程管理に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。
該当すれば …… d

□ 工程管理に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
該当すれば…… e</td></tr>
</table>

別紙－１③

（総括監督員，主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	③安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の評価に該当しない	安全対策がやや不適切であった	安全対策が不適切である

［評価対象項目］

□ 「施工プロセス」チェックで，指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 災害防止協議会等を１回／月以上行い，記録・写真が整備されている。
□ 安全巡視，ＴＢＭ，ＫＹ，新規入場者教育を実施し，記録・写真が整備されている。
□ 新規入場者教育の内容に，当該工事の現場特性を反映し，記録・写真が整備されている。
□ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施し，記録・写真が整備されている。
□ 過積載防止の取り組みを実施し，記録・写真が整備されている。
□ 仮設工の点検及び管理を，チェックリスト等を用いて実施している。
□ 保安施設の設置及び管理を各種基準及び関係者間の協議に基づき実施し，写真が整備されている。
□ 重機操作の安全を確保している。
□ 使用機械，車両等の点検整備をチェックリスト等を用いて実施し，記録・写真が整備されている。
□ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ 作業員休憩所設置等，作業環境の改善に努めている。
□ 監督員の指導に対し，真摯に対応した。
□ その他（ 理由： ）

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度以下 …… d

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 安全対策に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□ 安全対策に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

	④対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の評価に該当しない	対外関係がやや不適切であった	対外関係が不適切であった

［評価対象項目］

□ 「施工プロセス」チェックで，指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 関係官公庁・民間事業者と事前調整を行い，施工時にトラブルの発生が無い。
□ 地元への事前周知及び事前調整を行い，トラブルの発生が無い。
□ 地域住民や通行者等に工事説明文等により工事の目的及び内容を，分かりやすく広く周知している。
□ 歩行者・通行車両を優先させて施工し，児童の通学や家屋への出入りに特段の配慮をしている。
□ 第三者からの苦情が無い。もしくは，苦情に対して誠実な対応を行っている。
□ 関連工事との調整を行い，円滑な進捗に取り組んでいる。
□ その他（ 理由： ）

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度以下 …… d

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 対外関係に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□ 対外関係に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

別紙－１④

（総括監督員，主任監督員）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	①出来形	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

□　出来形の形状，寸法が設計値（設計図書）を満足している。
□　出来形の性能，機能が設計値（設計図書）を満足している。
□　承認図等が，設計図書を満足していることが確認できる。
□　施工図等が，設計図書を満足していることが確認できる。
□　出来形測定において，不可視部分を含め出来形が写真，施工記録等で的確に確認できる。
□　施工計画書に写真管理基準を設定し，適切に管理し，それが書類等で確認できる。
□　自社の管理基準を設定し，出来形管理記録が整備され，それが書類で確認できる。
□　現場における出来形が良好で，施工の精度が高い。
□　出来形の管理方法が，工夫されていることが確認できる。
□　解体又は撤去工事の場合，撤去対象物の範囲等が確認でき，適切な処分をしていることが確認できる。
□　その他（ 理由：　　）

該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 出来形の形状又は機能が設計値を満たしていないため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□出来形の形状又は機能が設計値を満たしていないため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

別紙－１⑤－１

（総括監督員，主任監督員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

建築工事（新築）

［評価対象項目］

【躯体工事】

□　材料の品質証明が適切である。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理されされ，それが書類等で確認できる。
□　施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□　不可視部分となる品質が，工事写真，施工記録等により確認できる。
□　品質確認記録書を作成する等，品質管理方法が明確で，適切に管理し，それが書類等で確認できる。
□　自社の品質計画による品質管理記録が整備されている。

【仕上工事】

□　材料の品質証明が適切である。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理され，それが書類等で確認できる。
□　施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□　品質確認記録書を作成する等，品質管理方法が明確で，適切に管理し，それが書類等で確認できる。
□　自社の品質計画による品質管理記録が整備されている。

評価対象項目の合計のうち
該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□施工の品質及び形状が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

建築工事（改修）

［評価対象項目］

□　現地状況を把握し，施工方法等につて提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　材料の品質証明が適切である。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理され，それが書類等で確認できる。
□　施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□　性能及び機能に関する確認方法が適切であり，記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□　施工の各段階における確認及び記録の方法が，適切である。
□　不可視部分となる品質が，工事写真，施工記録等により確認できる。
□　品質確認記録書を作成する等，品質管理方法が明確で，適切に管理し，それが書類等で確認できる。
□　自社の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□　完了時の確認及び記録の方法が，適切である。

評価対象項目の合計のうち
該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□施工の品質及び形状が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

別紙－１⑤－２

（総括監督員，主任監督員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	電気設備工事 （新築・改修）	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

【機　材】

□　製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
□　機材の品質及び形状が，設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□　製造者による試験が的確に行われ，設計図書等に適合する証明書が整備されている。

【施　工】

□　ケーブル及び配管の接続などの作業が，施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無いことが確認できる。
□　施工の完了時の試験及び記録が適切であり，それが書類等で確認できる。
□　機能の適切性が確認でき，試運転等の記録が整備されている。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理され，それが書類等で確認できる。
□　受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□　施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。
□　不可視部分の写真記録が適切である。

評価対象項目の合計のうち
該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□施工の品質及び形状が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
冷暖房衛生設備工事 （新築・改修）	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

【機　材】

□　製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
□　機材の品質及び形状が，設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□　製造者による試験が的確に行われ，設計図書等に適合する証明書が整備されている。

【施　工】

□　小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□　施工の完了時の試験及び記録が適切であり，それが書類等で確認できる。
□　機能の適切性が確認でき，試運転等の記録が整備されている。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理され，それが書類等で確認できる。
□　受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□　施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。
□　不可視部分の写真記録が適切である。

評価対象項目の合計のうち
該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□施工の品質及び形状が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

別紙－１⑤－３

（総括監督員，主任監督員）

考 査 項 目	工　　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	上記以外の工事又は合併工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

□　理由：

評価対象項目の合計のうち
該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④ なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□施工の品質及び形状が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

別紙－１⑥－１

工事成績評定の考査項目別運用表（建築工事）

［記入方法］ 該当する項目の□にレマークを記入する。

（総括監督員，主任監督員）

考査項目	細別	１．創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	施工性	品質	安全性	作業環境	その他（項目記載）
５．創意工夫（軽微なもの）	①創意工夫キーワード評価	■ 準備・後片づけ関係					
		□ １．測量・位置出しにおける工夫	□	□			□（ ）
		□ ２．現地調査方法の工夫	□	□	□	□	□（ ）
		□ ３．その他（ 理由 ）	□	□	□	□	□（ ）
		■ 施工関係					
		□ ４．施工に伴う器具・工具・装置類の工夫	□	□	□	□	
		□ ５．工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取組	□	□	□	□	
		□ ６．土工事，地業工事，鉄骨建て方，コンクリート工事等の施工関係の工夫	□	□	□	□	
		□ ７．部材・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫	□	□	□	□	
		□ ８．電気工事等の配線，配管等での工夫	□	□	□	□	
		□ ９．給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策，つなぎ等の工夫	□	□	□	□	
		□ 10．照明・視界確保等の工夫	□		□	□	
		□ 11．仮排水，仮道路，迂回路等の計画施工の工夫	□		□	□	
		□ 12．運搬車両・施工機械等の工夫	□		□	□	
		□ 13．支保工，型枠工，足場工及び仮桟橋，覆工板，山留め等の仮設工関係の工夫	□		□	□	
		□ 14．施工管理及び品質向上等の工夫	□	□			
		□ 15．プレハブ工法等を採用し，工期短縮等の工夫	□	□		□	
		□ 16．改修工事における仮設施工の工夫	□		□	□	
		□ 17．その他（ 理由 ）	□	□	□	□	
		■ 品質関係					
		□ 18．集計ソフト等の活用と工夫		□			
		□ 19．躯体工事の品質管理の工夫		□			
		□ 20．材料の検査試験に関する工夫		□			
		□ 21．施工の検査試験に関する工夫		□			
		□ 22．品質記録方法の工夫		□			
		□ 23．その他（ 理由 ）		□			
		■ 安全衛生関係					
		□ 24．安全仮設備等の工夫（落下物，墜落，転落，挟まれ，看板，立入禁止，手摺，足場等）	□	□	□	□	□（ ）
		□ 25．安全教育，技術向上講習会等，教育・ミーティング，安全パトロール等に関する工夫	□	□	□	□	□（ ）
		□ 26．現場事務所，労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫	□	□	□	□	□（ ）
		□ 27．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	□	□	□	□	□（ ）
		□ 28．供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫	□	□	□	□	□（ ）
		□ 29．苦渋作業等の作業環境低減等の工夫	□	□	□	□	□（ ）
		□ 30．ゴミの減量化，アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	□	□	□	□	□（ ）
		□ 31．その他（ 理由 ）	□	□	□	□	□（ ）
		■ 施工管理関係					
		□ 32．出来形管理に関する工夫		□			
		□ 33．施工計画書及び写真管理等の工夫		□			
		□ 34．出来形，品質との計測関係等の工夫及び集計，管理図等の工夫		□			
		□ 35．ＣＡＤ，施工管理ソフト，度量管理システム等の活用		□			
		□ 36．その他（ 理由 ）		□			
		■ その他					
		□ 37．その他（ 理由 ）	□	□	□	□	□（ ）
		□ 38．その他（ 理由 ）	□	□	□	□	□（ ）

別紙―１⑥―２

（総括監督員，主任監督員）

考　査　項　目	細　　別	１．創意工夫キーワード一覧表	
５．創意工夫 （軽微なもの）	記述評価 （レマークを付したキーワード項目について，評価内容を詳細記述）	評点：＿＿＿＿＿＿点 ※・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は＋６点～０点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 １項目１点を目安とするが，内容によってはそれ以上の点数を与えても良い。	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※ １　創意工夫においては「５．高度な技術力」の考査項目において評価するほどではないが，企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※ ２　「２．施工状況」「３．出来形及び出来ばえ」において創意工夫は加点対象とするが，企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※ ３　創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々レベルがあるが，本項目では軽微なものを評価する。
※ ４　「４．工事特性」との二重評価はしない。

別紙－３①

工事成績評定の考査項目別運用表（建築工事）

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。

(検査員)

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	①施工管理	施工管理が優れている	施工管理が適切である	他の評価に該当しない場合	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である

［評価対象項目］

□ 契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもので、工事の進捗状況に合った内容で整っている。
□ 工事材料の保管が良いことが写真等で確認できる。
□ 材料確認・段階確認が適時書面で的確に行われていることが確認できる。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っていることが確認できる。(契約書・マニフェスト・残土処理表)
□ 施工体制台帳を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
□ 施工体系図を適確に整備していることが確認できる。
□ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。
□ 工事の経緯が解るよう，工事打合せ簿を整理している。
□ 工事の関係書類を分かりやすく簡潔に整理していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる
□ 排出ガス対策型また必要に応じ低騒音型・低振動型の建設機械及び車両を使用していることが確認できる。
□ その他　（ 理由： ）

□ 施工管理に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□ 施工管理に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 …… b
該当項目が６０％～８０％程度 …… c
該当項目が６０％程度以下 …… d

①当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

細　別	a	b	c	d	e
②工程管理	工程管理が優れている	工程管理が適切である	他の評価に該当しない場合	工程管理にやや不備がある	工程管理に不備がある

［評価対象項目］

□ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、工程管理について指示事項が無い。。
□ 工程に影響を与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ 隣接する他の工事等と積極的に工程調整を行っている。
□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 休日の確保を行っている。
□ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ その他　（ 理由： ）

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

別紙－３②

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考　査　項　目	細　　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	③安全対策	安全対策が優れている	安全対策が適切である	他の評価に該当しない場合	安全対策にやや不備がある	安全対策に不備がある

［評価対象項目］

□　「監督段階におけるチェックシート」のうち、安全対策について指示事項が無い。
□　災害防止協議会等を１回／月以上行った記録が整理され確認できる。
□　店社パトロールを１回／月以上行った記録が整理され確認できる。
□　安全巡視，ＴＢＭ，ＫＹ，新規入場者教育を実施し，記録・写真が整備されている。
□　新規入場者教育の内容に，当該工事の現場特性を反映し，記録・写真が整備されている。
□　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施し，記録・写真が整備されている。
□　隣接または関連する他の工事等と積極的に安全協議を行っていることが確認できる。
□　工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生していない。
□　使用機械，車両等の点検整備管理記録が整理され確認できる。
□　過積載防止に取り組んだ記録が整理され確認できる。
□　仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
□　保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□　地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□　作業員休憩所設置等，作業環境の改善に努めている。
□　その他　（ 理由：　　）

□　安全対策に関して，監督員が文書による改善指示を行なった。

該当すれば …… d

□　安全対策に関して，監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当すれば…… e

該当項目が９０％程度以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … b
該当項目が６０％～８０％程度 … c
該当項目が６０％程度未満 …… d

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（％）計算の値で評価する。
③評価値（　　％）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

別紙－３③―１

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考査項目	種　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	①出来形	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

□　出来形の形状，寸法が設計値（設計図書）を満足している。
□　出来形の性能，機能が設計値（設計図書）を満足している。
□　承諾図等が，設計図書を満足していることが確認できる。
□　施工図等が，設計図書を満足していることが確認できる。
□　出来形測定において，不可視部分を含め出来形が写真，施工記録等で的確に確認できる。
□　施工計画書に写真管理基準を設定し，適切に管理し，それが書類等で確認できる。
□　自社の管理基準を設定し，出来形管理記録が整備され，それが書類で確認できる。
□　現場における出来形が良好で，施工の精度が高い。
□　出来形の管理方法が，工夫されていることが確認できる。
□　解体又は撤去工事の場合，撤去対象物の範囲等が確認でき，適切な処分をしていることが確認できる。
□
□　その他　（ 理由：　　）

該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

□ 出来形の形状又は機能が設計値を満たしていないため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 出来形の形状又は機能が設計値を満たしていないため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

別紙－３④－１

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ①品　質		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

建築工事（新築）

［評価対象項目］

【躯体工事】
□　材料の品質証明が適切である。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理され，それが書類等で確認できる。
□　施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□　不可視部分となる品質が，工事写真，施工記録等により確認できる。
□　品質確認記録書を作成する等，品質管理方法が明確で，適切に管理し，それが書類等で確認できる。
□　自社の品質計画による品質管理記録が整備されている。

【仕上工事】
□　材料の品質証明が適切である。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理され，それが書類等で確認できる。
□　施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□　品質確認記録書を作成する等，品質管理方法が明確で，適切に管理し，それが書類等で確認できる。
□　自社の品質計画による品質管理記録が整備されている。

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

建築工事（改修）

［評価対象項目］
□　現地状況を把握し，施工方法等につて提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□　材料の品質証明が適切である。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理され，それが書類等で確認できる。
□　施工の品質・形状が適切で良好な施工である。
□　性能及び機能に関する確認方法が適切であり，記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□　施工の各段階における確認及び記録の方法が，適切である。
□　不可視部分となる品質が，工事写真，施工記録等により確認できる。
□　品質確認記録書を作成する等，品質管理方法が明確で，適切に管理し，それが書類等で確認できる。
□　自社の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□　完了時の確認及び記録の方法が，適切である。

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

別紙－３④－２

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考 査 項 目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

電気設備工事

［評価対象項目］

【機　材】

□　製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
□　機材の品質及び形状が，設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□　製造者による試験が適確に行われ，設計図書等に適合する証明書が整備されている。

【施　工】

□　ケーブル及び配管の接続などの作業が，施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無いことが確認できる。
□　施工完了時の試験及び記録が適切であり，それが書類等で確認できる。
□　機能の適切性が確認できる，試運転等の記録が整備されている。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理され，それが書類等で確認できる。
□　受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□　施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。
□　不可視部分の写真記録が適切である。

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

冷暖房衛生設備工事

［評価対象項目］

【機　材】

□　製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。
□　機材の品質及び形状が，設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□　製造者による試験が適確に行われ，設計図書等に適合する証明書が整備されている。

【施　工】

□　小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□　施工完了時の試験及び記録が適切であり，それが書類等で確認できる。
□　機能の適切性が確認できる，試運転等の記録が整備されている。
□　施工計画書に定められた品質計画により管理され，それが書類等で確認できる。
□　受注者の品質計画による品質管理記録が整備されている。
□　施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。
□　不可視部分の写真記録が適切である。

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

該当項目が９０％以上 …… a
該当項目が８０％～９０％程度 … a’
該当項目が７０％～８０％程度 … b
該当項目が６０％～７０％程度 … b’
該当項目が６０％未満 …… c

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として，比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　　）対象評価項目数
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

別紙－３④－３　　（検査員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ ②品　質	上記以外の工事又は合併工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

［評価対象項目］

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 理由：

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば … d

□ 施工の品質及び形状が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば … e

①当該「評価対象項目」のうち，評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は，削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお，削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は，c評価とする。

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	b	c	d
3．出来形及び出来ばえ ③出来ばえ		仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く，全体的に美観が悪い。
	建築工事 （新築）	□　きめ細かな施工がなされ，取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　関連工事との調整がなされ，全体に調和が良い仕上がりである。 □　使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □　仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。 □　全体的な美観が良好である。		※該当項目が４項目程度以上 …… a 該当項目が３項目程度 …… b 該当項目が２項目程度 …… c 該当項目が１項目程度以下 …… d	
	電気設備工事 （新築）	□　きめ細かな施工がなされ，取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　関連工事との調整がなされ，全体に調和が良い仕上がりである。 □　安全，環境及び維持管理への配慮が適切である。 □　運転性能及び操作性が優れている。 □　全体的な美観が良好である。		※該当項目が４項目程度以上 …… a 該当項目が３項目程度 …… b 該当項目が２項目程度 …… c 該当項目が１項目程度以下 …… d	
	冷暖房衛生設備工事 （新築）	□　きめ細かな施工がなされ，取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　関連工事との調整がなされ，全体に調和が良い仕上がりである。 □　安全，環境及び維持管理への配慮が適切である。 □　運転性能及び操作性が優れている。 □　全体的な美観が良好である。		※該当項目が４項目程度以上 …… a 該当項目が３項目程度 …… b 該当項目が２項目程度 …… c 該当項目が１項目程度以下 …… d	
	上記以外の工事 又は合併工事	□　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※　該当工事からの考査事項で考査し，最大考査項目は5項目とする。		※該当項目が４項目程度以上 …… a 該当項目が３項目程度 …… b 該当項目が２項目程度 …… c 該当項目が１項目程度以下 …… d	

（検査員）

考 査 項 目	工　　種	a	b	c	d
3．出来形及び出来ばえ ③出来ばえ		仕上げがきめ細かく，全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合。	仕上げが悪く，全体的に美観が悪い。
	建築工事 （改修）	□　きめ細かな施工がなされ，取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □　仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が３項目程度以上 …… a 該当項目が２項目程度 …… b 該当項目が１項目程度 …… c 該当項目なし …… d	
	電気設備工事 （改修）	□　きめ細かな施工がなされ，取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　既存部分や関連設備との調整がなされ，全体に調和が良い仕上がりである。 □　安全，環境及び維持管理への配慮が適切である。 □　運転性能及び操作性が優れている。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が４項目程度以上 …… a 該当項目が３項目程度 …… b 該当項目が２項目程度 …… c 該当項目が１項目程度以下 …… d	
	冷暖房衛生設備工事事 （改修）	□　きめ細かな施工がなされ，取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　既存部分や関連工事との調整がなされ，全体に調和が良い仕上がりである。 □　安全，環境及び維持管理への配慮が適切である。 □　運転性能及び操作性が優れている。 □　全体的な美観が良い。		※該当項目が４項目程度以上 …… a 該当項目が３項目程度 …… b 該当項目が２項目程度 …… c 該当項目が１項目程度以下 …… d	
	上記以外の工事 又は合併工事	□　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※　該当工事からの考査事項で考査し，最大考査項目は5項目とする。		※該当項目が４項目程度以上 …… a 該当項目が３項目程度 …… b 該当項目が２項目程度 …… c 該当項目が１項目程度以下 …… d	

別紙－３⑤

工事成績評定の考査項目別運用表（建築工事）

［記入方法］該当する項目の□にレマーク及び・に○を記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	①施工条件等への対応	■ 施工規模の大きさへの対応 □ １．対象構造物の高さ，施工面積等の規模 □ ２．対象構造物の形状の複雑さ □ ３．その他 （ 理由： ）	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が，高度技術で評価できる場合 ・延べ面積１０，０００㎡以上の建物 ・地上９階以上の建物 ・地下２階以上の建物 ・大空間のホール等を有する建物 ・研究所等，特殊設備・機能の有る建物
		■ 構造物固有の難しさへの対応 □ ４．対象構造物の耐震レベル □ ５．既設構造物の補強，撤去等特殊な工事 □ ６．その他 （ 理由： ）	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・耐震及び免震構造の工事 ・敷地内又は周辺部の工作物，配管・配線等の大規模な移設，切り回しを行った工事 ・仮設備等を設け，配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 ・休日・夜間作業が工程の６０％以上を占める改修工事
		■ 技術固有の難しさへの対応 □ ７．工種及び工法の特殊性 □ ８．新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □ ９．その他 （ 理由： ）	【事例：技術固有な施工難度と対応工法等】 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術，新工法を採用した工事 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・その他，特殊な工法及び材料等を用いた工事等 ・特殊な設備システムを採用した工事
		■ 厳しい自然・地盤条件への対応 □ 10．湧水の発生，地下水の影響（地盤掘削時） □ 11．軟弱地盤，支持地盤の状況 □ 12．工事用道路・作業スペース等の制約 □ 13．雨・雪・風・気温等の影響 □ 14．その他 （ 理由： ）	【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】 ・地下水位が高く，ウエルポイント等の排水設備の他，大規模な山留め工法が必要な工事 ・冬期施工のため，大規模な雪寒冬囲いをする必要があり，冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・施工ヤードが狭く，高さ制限もあり，施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・その他，自然条件又は地盤条件への対応が必要であり，特に評価すべき技術があると評価された工事

別紙－３⑥

［ 記入方法 ］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員)

考 査 項 目	細　別	対　応　事　項	【事例】　具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
４．工事特性	①施工条件等への対応	■　厳しい周辺環境等，社会条件への対応 □　15．地中埋設物等の地中内の作業障害物 □　16．工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □　17．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □　18．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □　19．生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約 □　20．現道上で，特に交通規制及びその処理が伴う作業 □　21．騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策，廃棄物処理等 □　22．その他 （ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ・工事の実施にあたり，各種の制約があり，工程的にも特に厳しく，施工の制限を受けた工事。 ・工事に先立ち又は施工中で，監視・観測等の結果に基づき，工法変更を行った工事。 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事。 ・酸欠，有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から１０m以上（１０m以下）での工事。 ・工程上他工事の制約を受け，機械，人員の増強を行った工事。 ・大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事。 ・その他，周辺環境又は社会条件への対応が必要であり，特に評価すべき技術があると評価された工事。
		■　施工現場での対応 □　23．災害等での臨機の処置 □　24．施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □　25．その他 （ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）	【事例：施工現場での対応が必要になった工事等】 ・その他，周辺環境又は社会条件への対応が必要であり，特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事。
		■　その他 □　26．その他，施工及び工法等の優れた技術力及び能力として，評価する必要がある事項 （ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）	【その他】 ・その他，施工及び工法等の優れた技術力及び能力として，評価する技術。
	評価	評　点：＿＿＿＿＿点 ※・工事特性は加点評価とする ・加点は＋４点～０点の範囲とする ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。１項目２点を目安とするが，内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	【工事特性のキーワード評価】

※１　工事特性で評価する事項は，工事全体を通して他の類似工事に比べて，特異な対応を要した工事を評価するものである。なお，評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。

※２　対応事項の評価項目にレマークを付けた場合には，事例欄に該当するものについては・に○印（複数可）をし，事例欄にないものは記述評価の【工事特性のキーワード評価】欄に記述する。

※３　工事特性で評価する技術力は「実用新案・特許クラス」から「現場に通用した本当に仔細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが，本項目では「５．創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

別紙－３⑦

工事成績評定の考査項目別運用表（建築工事）

［記入方法］該当する項目の□にレマーク及び・に○を記入する。　　（検査員）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	①地域への貢献等	優れている	Ｂより優れている	やや優れている	Ｃより優れている	他の評価に該当しない

□　周辺環境への配慮（防塵・散水等）に積極的に取り組んだ。

□　地域が主催する行事等に協力し，地域とのコミュニケーションを図った。

□　道路，水路清掃などを積極的に実施し，地域に貢献した。

□　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等，積極的に周辺地域との調和を図った。

□　定期的に広報紙や現場見学会等を実施して，積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

□　災害時などにおいて，地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。

□　その他（ 理由：　　）

※　上記該当項目を総合的に判断して，ａ，ｂ，ｃ 評価を行う

●判定基準
※該当項目が４項目程度以上 …… ａ
該当項目が３項目程度 …… ａ‘
該当項目が２項目程度 …… ｂ
該当項目が１項目程度以下 …… ｂ‘

※　地域への貢献等とは，工事の施工にともなって，地域社会や住民に対する配慮等の貢献について，加点評価する。

別紙－３⑧

工事成績評定の考査項目別運用表（建築工事）

［記入方法］該当する項目の□にレマーク及び・に○を記入する。　　（検査員）

考　査　項　目	法　令　遵　守　等　の　該　当　項　目　一　覧　表
８．法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□　１．指名除外３ヶ月以上	－２０点
□　２．指名除外２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
□　３．指名除外１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
□　４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
□　５．文書注意	－　８点
□　６．口頭注意	－　５点
□　７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが，当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため，口頭注意以上の処分が行なわれなかった場合（もらい事故や交通事故は含まない。）	－　３点
□　８．その他 理由：	

□　９．　項目該当なし

① 本評価項目（８．法令遵守等）で評価する事例は，「工事の施工にあたり，工事関係者が下記の適応事例で上表の処置があった」場合に適用する。
② 「工事の施工にあたり」とは，請負契約書の記載内容（工事名，工期，施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは，②を履行する工事現場に従事する現場代理人，監理技術者，主任技術者，品質証明員，請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し，その履行をするために従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案が，受注者の責により履行されなかった場合は，９．その他の項目で減ずる措置を行なう。

【上記で評価する場合の適応事例】
- １．入札前に提出した調査資料などにおいて，虚偽の事実が判明した。
- ２．承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- ３．使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- ４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄，砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- ５．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- ６．一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- ７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し，送検等された。
- ８．労働基準法に違反する事実が判明し，送検等された。
- ９．監督又は検査の実施を，不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10．下請代金を期日以内に支払っていない，不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11．過積載等の道路交通法違反により，逮捕または送検等された。
- 12．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員，準構成員，企業舎弟等，暴力団関係者がいることが判明した。
- 13．下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは，「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利，砂，防音シート，軍手等の物品の納入，土木作業員やガードマンの受け入れ，土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14．安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15．その他（ 理由：　　）

別紙－４

【 留意事項 】

１．多工種複合工事の取り扱い

（１）主たる工種で評定する。なお，多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。

（２）評定は「合併工事」欄を活用する。

２．その他

（１）「施工プロセス」チェックリストを活用して，評定を行う。

（２）「４．工事特性」「５．創意工夫」「６．社会性等」は，受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して，評定を行う。

（３）植栽工事，塗装工事，舗装工事等，土木工事の評定基準にあるものについては，土木工事の考査項目別運用表を準用するものとする。

工事成績評定通知書

年（平成　　年）　　月　　日

様

福山市上下水道事業管理者

（経営管理部工事検査課）

貴社が受注した工事について，福山市上下水道局工事評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

１　工　　事　　名

２　工　事　場　所

３　契　約　工　期　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

４　完成検査年月日　　年　　月　　日

５　評　定　結　果　　評定点　　点

（項目別評定点は，別紙１のとおり）

なお，評定の結果に疑問があるときは，その疑問の内容を付してこの書面を受け取った日から１４日（休日を含む）以内に書面により，説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は，書面により郵送します。

なお，説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は次のとおりです。

・送　付　先　　〒720－8526　福山市古野上町１５番２５号

問い合わせ先　　福山市上下水道局経営管理部工事検査課

TEL　０８４－９２８－１５２６（直通）

別紙１①

項　目　別　評　定　点

（中間検査あり）

評　価　項　目	細　　別	評 定 点 ／ 満　点
１．施工体制	①施工体制一般	／　３．７点
	②配置技術者	／　４．６点
２．施工状況	①施工管理	／　１３．５点
	②工程管理	／　８．５点
	③安全対策	／　９．４点
	④対外関係	／　４．３点
３．出来形及び出来ばえ	①出来形	／　１３．９点
	②品質	／　１６．６点
	③出来ばえ	／　９．６点
４．工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	／　５．９点
５．創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／　４．５点
６．社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	／　５．５点
７．法令遵守等（減点のみ）		
評 定 点 合 計		／１００．０点

別紙１②

項　目　別　評　定　点

（中間検査なし）

評　価　項　目	細　　別	評定点／満点
１．施工体制	①施工体制一般	／　３．７点
	②配置技術者	／　４．６点
２．施工状況	①施工管理	／　１３．４点
	②工程管理	／　４．３点
	③安全対策	／　４．９点
	④対外関係	／　４．３点
３．出来形及び出来ばえ	①出来形	／　１３．９点
	②品質	／　１６．７点
	③出来ばえ	／　９．７点
４．工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	／　１０．４点
５．創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／　４．５点
６．社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	／　９．６点
７．法令遵守等（減点のみ）		
評 定 点 合 計		／１００．０点

会計法(抜すい)

第４章 契　約

(請負契約等に係る監督・検査)

第 29 条の 11　契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

２　契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

３　前２項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、政令の定めるところにより、第１項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

４　各省各庁の長は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、第１項の監督及び第２項の検査を、当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることができる。

５　契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第１項の監督及び第２項の検査を委託して行なわせることができる。

予算決算及び会計令(抜すい)

第７章　契約

第６節　契約の履行

（監督の方法）

第１０１条の３　　会計法第２９条の１１第１項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下本節において「監督」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行なうものとする。

（検査の方法）

第１０１条の４　　会計法第２９条の１１第２項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又

は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下本節において「検査」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

（検査の一部省略）

第１０１条の５　会計法第２９条の１１第３項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち財務大臣の定める物件の買入れに係るものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

（監督及び検査を契約担当官等及びその補助者以外の職員に行なわせる場合の手続等）

第１０１条の６　第６８条第１項の規定は、各省各庁の長が会計法第２９条の１１第４項の規定により当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員に監督又は検査を行なわせる場合に、第２６条第３項の規定は、各省各庁の長が同法第２９条の１１第４項 の規定により他の各省各庁所属の職員に監督又は検査を行なわせる場合に、それぞれ準用する。

２　前項に規定する場合において、各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に監督又は検査を行なわせることができる。この場合においては、同項において準用する第２６条第３項の規定による同意は、その指定しようとする官職及び行なわせようとする事務の範囲についてあれば足りる。

３　各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、監督又は検査を当該契約に係る契約担当官等及びその補助者以外の当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に行なわせることとしたときは、当該契約担当官等にその旨並びに当該監督又は検査を行なわせることとした職員の官職及び氏名を、当該監督又は検査を行なわせることとした職員に関係の契約担当官等の官職及び氏名を、それぞれ通知しなければならない。

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第１０１条の７　契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員の職務と兼ねることができない。

（監督及び検査の委託）

第１９１条の８　契約担当官等は、会計法第２９条の１１第５項 の規定により、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により国の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、国の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

（検査調書の作成）

第１０１条の９　契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合にお

いては、財務大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならない。
２　前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(抜すい)

（政府契約の必要的内容事項）
第４条　政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限る。）を含む。第十条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を省略することができるものについては、この限りでない。
１　契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
２　対価の支払の時期
３　各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
４　契約に関する紛争の解決方法
（給付の完了の確認又は検査の時期）
第５条　前条第１号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については１４日、その他の給付については１０日以内の日としなければならない。
２　国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、国は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、国が相手方から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。
（支払の時期）
第６条　第４条第２号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については４０日、その他の給付に対する対価については３０日（以下この規定又は第７条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。
２　国が相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあ

つては、当該請求の拒否を通知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるときにあつては、適法な支払請求があつたものとしないものとする。

（時期の定の特例）

第７条　契約の性質上前２条の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、当事者の合意により特別の期間の定をすることができる。但し、その期間は、前２条の最長期間に１．５を乗じた日数以内の日としなければならない。

地方自治法(抜すい)

第９章　財務

第５節　決算

（契約の履行の確保）

第２３４条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

２　普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（出納の閉鎖）

第２３５条の５　普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十一日をもつて閉鎖する。

（職員の賠償責任）

第２４３条の２　会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をし

たこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

１　支出負担行為

２　第２３２条の４第１項の命令又は同条第２項の確認

３　支出又は支払

４　第２３４条の２第１項の監督又は検査

2　前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3　普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4　第２４２条の２第１項第４号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から６０日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

5　前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から６０日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6　前項の訴訟の提起については、第９６条第１項第１２号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

7　第２４２条の２第１項第４号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

8　第３項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

9　第３項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

10　第３項の規定による処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

11　前項の規定にかかわらず、第２４２条の２第１項第４号ただし書の規定による訴訟の

判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、行政不服審査法 による不服申立てをすることができない。

12　普通地方公共団体の長は、第 10 項の規定による異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

13　議会は、前項の規定による諮問があつた日から２０日以内に意見を述べなければならない。

14　第１項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法 の規定は、これを適用しない。

予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員を指定する規則

昭和 41 年 5 月 1 日
規則第 46 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第２４３条の２第１項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員で規則で指定するものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　法第２４３条の２第１項第１号から第３号までに掲げる行為
　　当該行為について、専決し、又は代理決裁する権限を有する職員

二　法第２４３条の２第１項第４号に掲げる行為
　　当該行為を行なうことを命ぜられた職員

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

地方自治法施行令(抜すい)

第５章　財務

第６節　契約

（監督又は検査の方法）

第１６７条の１５　　地方自治法第二百三十四条の二第一項 の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

２　地方自治法第２３４条の２第１項 の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

３　普通地方公共団体の長は、地方自治法第２３４条の２第１項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項 の規定による検査の一部を省略することができる。

４　普通地方公共団体の長は、地方自治法第２３４条の２第１項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

建設業法(抜すい)

（定義）

第二条　この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

２　この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

３　この法律において「建設業者」とは、第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

４　この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。

５　この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

（建設業の許可）

第三条　建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

一　建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの

二　建設業を営もうとする者であつて、その営業にあたつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2　前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

3　第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6　第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可（第三項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可（第三項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

（附帯工事）

第四条　建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。

第二節　一般建設業の許可

（許可の基準）

第七条　国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一　法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ　許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二　その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ　許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）によ

る実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法 による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ　許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者

ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

三　法人である場合においては当該法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

四　請負契約（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。）を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

第三節　特定建設業の許可

（許可の基準）

第十五条　国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一　第七条第一号及び第三号に該当する者であること。

二　その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ　第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者

ロ　第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

三　発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。

第四章　施工技術の確保

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条　建設業者は、その請け負つた建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

２　発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

３　公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

４　前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

５　前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

第七章　雑則

（標識の掲示）

第四十条　建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（表示の制限）

第四十条の二　建設業を営む者は、当該建設業について、第三条第一項の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

別表　(第二条及び第三条の建設工事の種類)
　　(第四十条の建設業の名称)

建設工事の種類 (法律別表)	業　　種 (法律別表)
土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事業	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
ほ装工事	ほ装工事業
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事業

建設工事の種類 (法律別表)	業　　種 (法律別表)
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事業	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

(参考)

1　第三条第一項にいう政令で定める軽微な建設工事とは、次の工事をいう。

(1) 工事一件の請負代金の額(取引に係る消費税額を含む。以下同じ)が、建築一式工事にあつては千五百万円に満たない工事又は延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅工事

(2) 建築一式工事以外の建設工事にあつては五百万円に満たない工事

2　第三条第一項第二号にいう政令で定める金額以上となる下請契約とは、次の工事をいう。

(1)　一般建設業者は、発注者から直接請け負った一件の建設工事につき、三千万円以上(建築工事業にあっいては、四千五百万円以上)の下請契約を締結して工事を施工することができない。

(2)　特定建設業者は、発注者から直接請け負った一件の建設工事につき、三千万円以上(建築工事業にあっいては、四千五百万円以上。どちらも、取引に係る消費税額を含む。)の工事を下請契約に施工させて営業する建設業者。

下請契約の金額が制限されるのは、発注者から直接請け負った工事に関してであるので、元請負人から請け負った工事につき、下請負人がさらに次の段階の下請負人と締結するいわゆる孫請以下については、何ら制限はない。そのため、下請負人は特定建設業者であると一般建設業者であるとを問わず、金額の如何にかかわらずさらに下請契約を締結することができる。

3　第十五条第二号にいう指定建設業とは、一式工事業である土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の 7 種類をいう。

4　　法第二十六条第三項にいう公共性のある工作物に関する重要な工事とは、具体的には次に掲げる工作物に関する工事で、工事一件の請負代金の額が、二千五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、五千万円）以上のものである。

(1) 国又は地方公共団体が注文者である工作物

(2) 鉄道、道路、上下水道等の公共施設

(3) 電気事業用施設・ガス事業用施設

(4) 学校、図書館、工場等公衆又は多数の者が利用する施設

5　第四十条にいう標識の記載事項は、次のとおりである。

(1) 一般建設業又は特定建設業の別

(2) 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業

(3) 商号又は名称

(4) 代表者の氏名

(5) 主任技術者又は監理技術者の氏名

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(抜すい)

第四章　施工体制の適正化

（一括下請負の禁止）

第十二条　公共工事については、建設業法第二十二条第三項 の規定は、適用しない。

（施工体制台帳の提出等）

第十三条　公共工事の受注者（建設業法第二十四条の七第一項 の規定により同項 に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項 の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項 の規定は、適用しない。

２　前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

３　第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項 の規定の適用については、同項 中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

（各省各庁の長等の責務）

第十四条　公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

福山市上下水道局工事請負契約約款（逐条解説）

※注　青字は２０１２年度に追加又は改正した部分である。

（総則）

第１条　発注者及び請負者は，この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき，設計図書（別冊の図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は，契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し，工事目的物を発注者に引き渡すものとし，発注者は，その請負代金を支払うものとする。

３　仮設，施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については，この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き，受注者がその責任において定める。

４　受注者は，この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この約款に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除は，書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は，日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は，日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は，設計図書に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては，民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は，日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については，日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が共同企業体を結成している場合においては，発注者は，この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし，発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は，当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし，また，受注者は，発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

【解説】　本条は，この約款の総則規定として，発注者と請負者の間の請負契約が約款及び設計図書の定めるところにより履行されるべきことを定めるとともに，自主施工の原則，守秘義務，書面主義，日本語，日本円の使用，計量法規定単位の使用，日本国法令への準拠，管轄裁判所，共同企業体の特則等の事項について規定している。

(1)　第1項は，契約上の拘束力があるのは約款と設計図書の2種類の契約図書であることを明確にしている。設計図書とは，図面・仕様書・現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含むものであり，基本的には，工事目的の形状等を指示する技術的事項等を規定するものである。（関連；広島県土木工事共通仕様書（以下，共通仕様書）1-1-1適用，1-1-2用語の定義）

(2)　第2項は，発注者と請負者の義務を確認的に明記したものである。実務では，通常，工期には発注者の完成検査期間が含まれておらず，工期内に工事を完成させるとは，工期内に物理的な工事作業を終了し，発注者の完成検査を受けることと解される。したがって，工事目的物の引渡しについては，工期末を過ぎても良いと解されている。

(3)　第3項は，施工方法等については，原則として，請負者がその責任において定めることを明らかにし，請負者の主体性を保証したものである。したがって，発注者は，工事の特殊性，安全確保等のために必要がある場合に設計図書において指定している場合を除いて，施工方法等の選択について注文をつけることは許されない（**自主施工の原則**）。このため，契約後に施工方法等の選択について発注者が注文をつける必要が生じた場合は，第21条に定める手続きに従って設計図書を変更し，必要な施工方法等の指定をしなければならない。（関連；第19条）

(4)　第5項は，請求・通知・報告・申出・承諾・解除といった発注者と請負者の間の行為は書面によって行わなければならないことを定めている（**書面主義**）。契約の履行が円滑に行われている場合は，書面によらずとも問題がないが，紛争になった場合，水掛け論となることを防ぐため，書面によることを求めている。

(5)　第9項は，本約款に「〇日以内」といった期間を規定した条項が多くあるため，期間の算定方法については，民法第138条から第143条までの規定及び商法第520条の規定等の適用を受けることを意味している。

①　「〇日以内」といった場合には，期間の初日は参入せず期間の末日の終了をもって期間の終了とする。

②　期間の末日が休日にあたるときは，期間は，その翌日をもって満了とする。

③　請求その他の行為は，取引時間内に行わなくてはならない。

(6)　第10項は，契約の解釈，契約に記載されていない事項等については民法をはじめとする日本国法令に従うことを示している。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は，受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において，必要があるときは，その施工につき，調整を行うものとする。この場合においては，受注者は，発注者の調整に従い，第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

【解説】　この条による調整の内容は，請負者が契約当初に期待，想定した施工方法，施工日程に影響を与えない範囲内における調整であり，施工日程に制約をつける場合，施工方法等を指定または変更する場合は，第19条または第20条により，設計変更をしなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第３条　受注者は，この契約締結後１４日（発注者が認める場合は，その日数）以内に設計図書に基づいて，請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し，発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

２　前項の内訳書及び工程表は，発注者及び受注者を拘束するものではない。

３　第１項の規定に基づく内訳書及び工程表の提出は，発注者が必要がないと認めたときは，免除することができる。

【解説】　請負代金内訳書及び工程表の取扱いについて規定。この規定については，「内訳書承認型（「発注者に提出しなければならない」の部分が「発注者に提出し，その承認を受けなければならない」となったもの）」と「内訳書提出型」の２通りの約款が存在するが，局では「内訳書提出型」を採用している。「内訳書承認型」は請負代金額の変更等の基礎という拘束力をもっているが，「内訳書提出型」では，単に請負者の考え方，予定等を参考までに発注者が了知しておき，発注者と請負者が協議を行う場合に参考資料として用いるものであ。契約の内容に不確定要素の多い場合，「内訳書承認型」が採用されている。

（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-4請負代金内訳書，1-1-5工程表）

請負代金内訳書に似た物として，工事費構成書があるが，工事費構成書は，発注者・請負者相互に提出しあうも

ので，契約書類ではないため，発注者と請負者の権利義務に影響をあたえるものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は，この契約の締結と同時に，次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし，第５号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付
(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
(3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行，発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
(5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は，請負代金額の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により，受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納付を免除する。

４　請負代金額の変更があった場合には，保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで，発注者は，保証の額の増額を請求することができ，受注者は，保証の額の減額を請求することができる。

５　第１項の規定に基づく契約の保証は，発注者が必要がないと認めたときは，免除することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は，この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

２　受注者は，工事目的物，工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第１３条第２項の規定による検査に合格したもの及び第３７条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し，貸与し，又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受注者は，工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

【解説】　建設工事の一括下請負は，施工の責任を不明確にし，工事の質の低下を招くとともに，不当な中間搾取による工事費用の増加，労働条件の悪化等に繋がるものであり，公共工事においては厳にその排除を図るものである。

（関連；建設業法第22条（一括下請負の禁止），公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下，適化法）第12条）

建設業法第24条において，「委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。」と規定。

「一括下請負の禁止について（平成13年3月30日　国総建第82号）」において，元請人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き，一括下請負に該当するとしている。

①　請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
②　請け負った建設工事の一部であって，他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

ここに，『実質的に関与している』とは，自ら総合的に企画，調整及び指導を行っていることであり，

- 施工計画の総合的な企画
- 工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理
- 工事目的物，工事仮設物，工事用資材等の品質管理
- 下請負人に対する技術指導，監督

等を行っていること。

発注者は，工事の監督行為の中で，元請負人である主任（監理）技術者の所属，現場の常駐実態，施工体制台帳の記載内容により，現場の施工体制の確認を行うとともに，主任技術者等の業務内容等により実質的な関与の度合いを確認し，一括下請負かどうかを判断する。

一括下請負の疑義がある場合には，まず，当該請負人の主任技術者等に対して，具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行う。

ヒアリングの際，その請け負った建設工事の施工管理等に関し，十分に責任のある受け答えができるか否かがポイント。必要に応じ，下請の主任技術者からも同様のヒアリングを行う。

その場合，元請負人が作成する日々の作業打合せ簿，それぞれの請負人が作成する工事日報，安全指示書等を確認して，実際に作業内容を確認する。

これらの帳簿の中に，具体的な作業内容が記載されていない場合，又は形式的記載に過ぎない場合は，一括下請負に該当する可能性が高い。

適化法第11条により，全ての公共工事の発注者は，建設業者に適化法や建設業法の規定に違反すると疑うに足りる事実がある時は，建設業許可行政庁に対してその旨を通知する義務が課されている。

（請負人の通知義務）

第７条　受注者は，この契約の履行につき，工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を第三者に委任し，又は請け負わせたときは，遅滞なく，発注者に対し，次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 受注者に係る事項
　ア　工事名及び工事場所
　イ　請負代金額
(2) 受任者又は下請負人に係る事項
　ア　名称及び所在地
　イ　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による建設業の許可年月日及び許可番号
　ウ　下請負代金額

エ　下請負部分の工事内容
オ　主任技術者の名前
カ　技術者資格

【解説】　建設業法第23条（下請負人の変更請求）「注文者は，請負人に対して，建設工事の施工につき著しく不適当と認められる下請負人があるときは，その変更を請求することができる。ただし，あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については，この限りではない。」（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-11工事の下請負）

（施工体制台帳の提出等）

第７条の２　受注者（建設業法第２４条の７第１項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は，作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。

２　前項の受注者は，発注者から，公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検をもとめられたときは，これを受けることを拒んではならない。

３　第１項の受注者は，建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１４条の６の規定により作成した施工体系図を工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-12施工体制台帳）

（特許権等の使用）

第８条　受注者は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料，施工方法等を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし，発注者がその工事材料，施工方法等を指定した場合において，設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，受注者がその存在を知らなかったときは，発注者は，受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第９条　発注者は，請負工事の施工については，その指定する職員（以下「監督員」という。）にこれを監督させるものとする。

２　発注者は，監督員の名前を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

３　**監督員は，**この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか，設計図書に定めるところにより，**次に掲げる権限を有する。**

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示，承諾又は協議
(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
(3) 設計図書に基づく工程の管理，立会い，工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

４　発注者は，２名以上の監督員を置き，前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を，監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を，受注者に通知しなければならない。

５　第３項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は，原則として，書面により行わなければならない。

６　この約款に定める請求，通知，報告，申出，承諾及び解除については，設計図書に定めるものを除き，監督員を経由して行うものとする。この場合においては，監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（関連；建設業法第19条（現場代理人の選任等に関する通知）第2項「注文者は、請負契約の履行に関し工事現場に監督員を置く場合においては、当該監督員の権限に関する事項及び当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出の方法を、書面により請負人に通知しなければならない。」）

（現場代理人及び主任技術者等）

第１０条　受注者は，次の各号に掲げる者を定めて工事現場に置き，設計図書に定めるところにより，その名前その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人
(2) 主任技術者（建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第２６条第２項に規定する監理技術者をいう。ただし，同条第４項の工事で同条第３項に該当する場合には，監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者をいう。以下同じ。）
(3) 専門技術者（建設業法第２６条の２の規定に該当する建設工事を請負人自ら施工する場合における当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人は，この契約の履行に関し，工事現場に常駐し，その運営，取締りを行うほか，請負代金額の変更，工期の変更，請負代金の請求及び受領，第１２条第１項の請求の受理，同条第３項の決定及び通知，同条第４項の請求，同条第５項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き，この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　発注者は，前項の規定にかかわらず，現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がなく，かつ，発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には，現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　受注者は，前項の規定にかかわらず，自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは，あらかじめ，当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

５　建築工事における主任技術者又は監理技術者は，建築士法（昭和２５年法律第２０２号）に規定する建築士，建設業法第２７条第１項の規定による技術検定のうち検定種目を１級の建築施工管理又は２級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者又は同第１５条第２号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者でなければならない。

６　現場代理人，主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者は，これを兼ねることができる。

７　受注者が現場代理人を置かないときは，第２項に定める現場代理人の職務は，受注者が執行する。

【解説】　主任技術者又は監理技術者は，建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）により配置が義務付けられた技術者で，工事現場における技術上の管理を司る。施工令27条により，当該工事が建築一式工事である場合を除いて，**工事一件の請負代金額が2,500万円以上のものについては，工事現場ごとに、専任の者でなければならない。**

現場代理人は，請負契約の的確な履行を確保するため，工事現場の取締りのほか，工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人であり，工事現場に常駐することとされている。（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-49現場代理人及び主任技術者又は監理技術者，「福山市の入札・契

約制度の概要」福山市契約課2008年4月，建設業法第19条の2（現場代理人の選任等に関する通知））

専門技術者とは，請負者が建築一式工事又は土木一式工事を施工する場合において，その一式工事の一部である専門工事を**自ら施工しようとするとき**に，又は専門工事を施工する場合において自らそれに付帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法第26条の2により配置が義務付けられている技術者である。資格を有する主任技術者等との兼務は認められている。

主任技術者については，建設業法で配置が義務付けられているにも関わらず，専任とされる現場においてさえ，実質的に工事現場に関与していない事例が多く見られる。また，品質証明員と主任技術者の役割を混同している事例も散見される。主任技術者については専任，現場代理人については常駐という言葉の使い分けのせいで主任技術者は現場に来なくてよいと誤解している者すらある。適化法や建設業法の規定に違反すると疑うに足りる事例と思われ，一定の整理が必要である。

特約事項　第2条「現場代理人及び主任技術者を定めて工事現場に置くときは，現場代理人及び主任技術者等指名届（約款第１０条関係）を契約締結後**１４日以内に提出**すること。」

国土建第161号　平成23年11月14日「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」

常駐義務を緩和できる場合についての基本的な考え方

(1)　契約締結後，現場事務所の設置，資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や，工事の全部の施工を一時中止している期間等，工事現場の作業状況等に応じて，発注者との連絡体制を確保した上で，常駐義務を緩和することが考えられる。

(2)　(1)以外にも，次の①及び②をいずれも満たす場合には，常駐義務を緩和することが考えられる。

①　工事の規模・内容について，安全管理，工程管理等の工事現場の運営，取締り等が困難なものでないこと（安全管理，工程管理等の規模にもよるが，例えば，主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）

②　発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任可能とする典型例は，上記(2)の①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合

ア　兼任する工事の件数が少数であること
（工事の規模・内容，兼任する工事間の近接性等にもよるが，例えば2～3件程度）

イ　兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること
（工事の規模・内容，兼任する工事件数等にもよるが，例えば同一市町村内であること）

ウ　発注者又は監督員が求めた場合には，工事現場に速やかに向かう等の対応を行なうこと

（履行報告）

第１１条　受注者は，設計図書に定めるところにより，この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-31履行報告，1-1-47提出書類）

契約約款を根拠として提出される書類

＊現場代理人等通知書　＊引渡書
＊請負代金内訳書　＊工期延長請求書
＊工程表　＊変更工程表
＊請求書（前金払・中間前金払）　＊支給品受領書
＊請求書（完成払・部分払）　＊支給品精算書
＊工事実施状況調書　＊支給品返納書
＊完成通知書　＊その他

共通仕様書を根拠として提出される書類

＊材料確認願　＊確認・立会願
＊工事履行報告　＊段階確認願
＊工事打合せ簿　＊品質証明書
＊施工体制台帳　＊施工体系図
＊品質管理表（測定結果総括表，測定結果一覧表，品質管理図表，度数表）
＊出来形表（測定結果総括表，測定結果一覧表，出来形管理図表）
＊アスファルト混合物敷均し時の温度測定表
＊コンクリート中の塩分測定表　＊塗膜厚測定管理表・塗膜厚測定成績表
＊コンクリート管理図　＊その他

（工事関係者に関する措置請求）

第１２条　発注者は，現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては，それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは，受注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置を採るべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督員は，主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人，労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは，受注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置を採るべきことを請求することができる。

３　受注者は，前２項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を当該請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は，監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは，発注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置を採るべきことを請求することができる。

５　発注者は，前項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

【解説】　**「著しく不適当と認められる」**ためには，客観性がなければならず，単に発注者が不適当と認めても，本項の対象とはならない。監督員の指示に度々従わないで，工事の施工について有形無形の影響があったことを証明するために，工事打合せ簿等の書面を残すこと。必要な措置とは現場代理人の交換を求める等の措置である。

（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-32工事関係者に対する措置要求）

（工事材料の品質及び検査等）

第１３条　工事材料の品質については，設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては，中等の品質（営繕工事あっては，均衡を得た品質）を有するものとする。

２　受注者は，設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと

指定された工事材料については，当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において，検査に直接要する費用は，受注者の負担とする。

3　監督員は，受注者から前項の検査を請求されたときは，請求を受けた日から７日(発注者があらかじめ定める場合は，その日数)以内に応じなければならない。
4　受注者は，工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
5　受注者は，前項の規定にかかわらず，第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については，当該決定を受けた日から７日(発注者が認める場合は，その日数)以内に工事現場外に搬出しなければならない。

【解説】　建設工事は，工事現場において各種の工事材料を組み上げて工事目的物を建設するものであり，適正な品質の工事材料を求めることは，加工又は仕上げの良否と並んで，工事目的物の品質を左右する重要な鍵である。そのため，必要なものについては，発注者が設計図書において品質・規格等を指定しているが，場合によっては設計図書で指定しえないものもあり，本項の規定がある。
**　中等のものとは，社会通念に従って判定されるべきものであり，ここでの趣旨は下等のものの使用を禁ずるものであって，上等のものの使用は，工事目的物の全体の調和を破壊しない限りこれを拒むものではないが，構造物においては，一部分に他より強度の高いものを使用したために，相対的に強度の弱い部分が発生し，応力の集中により全体の強度が低下することがないように注意する。**

特約事項　第４条「約款第13条第2項による工事材料に関しては，特別に定めるもののほかに，福山市水道局共通仕様書の第2章に記載された工事材料とする。」
水道局共通仕様書の第2章に記載された工事材料とは，
①土石材　②木材　③瀝青材料　④鋼材　⑤セメント　⑥コンクリート用水　⑦混和材料
⑧セメントコンクリート製品　⑨芝　⑩塗料　⑪区画線　⑫JISの水道用品規格　⑬JWWAの水道用品規格

(関連；共通仕様書第2編　材料編　第1章　一般事項　第2節　工事材料の品質及び検査)

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)
第１４条　受注者は，設計図書において監督員の立会いの上，調合し，又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については，当該立会いを受けて調合し，又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
2　受注者は，設計図書において監督員の立会いの上，施工するものと指定された工事については，当該立会いを受けて施工しなければならない。
3　受注者は，前２項に規定するほか，発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは，設計図書に定めるところにより，当該見本又は工事写真等の記録を整備し，監督員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
4　監督員は，受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは，当該請求を受けた日から７日(発注者が認める場合は，その日数)以内に応じなければならない。
5　前項の場合において，監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日(発注者が認める場合は，その日数)以内に応じないため，その後の工程に支障を来すときは，受注者は，監督員に通知した上，当該立会い又は見本検査を受けることなく，工事材料を調合して使用し，又は工事を施工することができる。この場合において，受注者は，当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し，監督員の請求があったときは，当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
6　第１項，第３項又は前項の場合において，見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は，受注者の負担とする。
(関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-22監督員による検査(確認を含む)及び立会等)

(支給材料及び貸与品)
第１５条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所及び引渡時期は，設計図書に定めるところによる。
2　監督員は，支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては，受注者の立会いの上，発注者の負担において，当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において，当該検査の結果，その品名，数量，品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり，又は使用に適当でないと認めたときは，受注者は，その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
3　受注者は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは，引渡しの日から７日以内に，発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
4　受注者は，支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後，当該支給材料又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり，使用に適当でないと認めたときは，その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
5　発注者は，受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において，必要があると認められるときは，当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し，支給材料若しくは貸与品の品名，数量，品質若しくは規格若しくは性能を変更し，又は理由を明示した書面により，当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
6　発注者は，前項に規定するほか，必要があると認めるときは，支給材料又は貸与品の品名，数量，品質，規格若しくは性能，引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
7　発注者は，前２項の場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
8　受注者は，支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
9　受注者は，設計図書に定めるところにより，工事の完成，設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
10　受注者は，故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し，又はその返還が不可能となったときは，発注者の指定した期間内に代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
11　受注者は，支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは，監督員の指示に従わなければならない。
(関連；福山市水道局共通仕様書　第2章　材料　第2節　支給材料及び貸与品)

（工事用地の確保等）

第１６条　発注者は，工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは，その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は，確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　工事の完成，設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において，当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料，建設機械器具，仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは，受注者は，当該物件を撤去するとともに，当該工事用地等を修復し，取り片付けて，発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において，受注者が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは，発注者は，受注者に代わって当該物件を処分し，又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては，受注者は，発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず，また，発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者の採るべき措置の期限，方法等については，発注者が受注者の意見を聴いて定める。

【解説】本項は，発注者の工事用地等確保義務を明らかにし，これを工期延長請求（第21条）あるいは工事中止（第19条）に結びつけて，発注者と請負者の契約関係の適正化を図っている。工事用地とは，工事目的物が建設される場所そのものを意味し，その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地とは，設計図書に置いて，発注者が提供すべきと明示した工事用道路の用地，機械プラントの用地，労働者宿舎の用地等がある。これらの用地については，設計図書において，発注者が特に提供することが定められたときにのみ確保義務が生ずる。

（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-9工事用地等の使用）

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第１７条　受注者は，工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において，監督員がその改造を請求したときは，当該請求に従わなければならない。この場合において，当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督員は，受注者が第１３条第２項又は第１４条第１項から第３項までの規定に違反した場合において，必要があると認められるときは，工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか，監督員は，工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において，必要があると認められるときは，当該相当の理由を受注者に通知して，工事の施工部分を破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において，検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

【解説】請負者は，監督員の改造請求に応じて，原則として，請負者の負担において設計図書に適合するように改造を行わなければならない。ただし，不適合が監督員の指示によるときなど発注者の帰責事由によるときは，発注者の負担において改造を行う。

**　また，工事材料についての監督員の検査，監督員の立会い等が要求されているにも関わらず，検査，立会い等を得ずに工事を施工した場合には，監督員は破壊検査を行うことができ，その検査，破壊の復旧に直接必要な費用は請負者の負担となる。**

（条件変更等）

第１８条　受注者は，工事の施工に当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに監督員に通知し，その確認を請求しなければならない。

(1) 図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状，地質，わき水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督員は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは，受注者の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合には，受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は，受注者の意見を聴いて，調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）を取りまとめ，調査の終了後１４日以内に，その結果を受注者に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ，受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。

４　発注者は，前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，次の各号に掲げるところにより，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　　発注者が行う。

(2) 第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　　発注者が行う。

(3) 第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　　発注者と受注者が協議して発注者が行う。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【解説】本項では，契約当初と事情が変わり，当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと思われる場合を列挙し，そのような場合には，請負者に通知を義務付けるとともに，通知を受けた発注者が一定の手続きに従って，必要と認められるときには，設計書の変更又は訂正を行い，これに伴う工期又は請負代金額の変更等について規定している。

（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-1適用，1-1-3設計図書の照査等）

　設計変更は，第18条第１項第１号から第５号までのいずれかに該当する場合のみ変更の対象。第１項第１号から第３号までは設計ミスにあたるため，通常，第１項第４号又は第５号に該当する理由を掲げて変更する。

以下の場合は，原則として設計変更が不可能なケースである。
(1) 設計図書に条件明示がない事項において，発注者に通知を行わず請負業者が独自に判断して施工を実施した場合
(2) 発注者に通知し，請負業者がその確認を受けずに施工を実施した場合
(3) 工事請負契約約款の第18条から第24条及び広島県土木工事共通仕様書1-1-3(設計図書の照査等)，1-1-6(施工計画書)，1-1-12(施工体制台帳)，1-1-13(請負者相互の協力)及び1-1-14(調査・試験に対する協力)により定められている所定の手続きを経ていない場合
(4) 正式な書面によらない場合(口頭のみの指示・協議等)
(5) 承諾事項で施工した場合
(6) 多少の数量の変更があっても，設計表示単位に満たなければ対象としない。
(7) 一式として，内訳書や工法・数量などを問わない契約は，施工条件が変わらない限り原則として対象としない。

(設計図書の変更)

第１９条　発注者は，必要があると認めるときは，設計図書の変更内容を受注者に通知して，設計図書を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【解説】第18条の場合と異なり，本項では，工事の途中において発注者が社会情勢の変化などにより，その意図・判断を変更せざるを得ない事態が生じた場合の規定である。なお，負担すべき費用の算定方法については，第23条第3項の規定に従う。

(工事の中止)

第２０条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって，受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ，若しくは工事現場の状態が変動したため，受注者が工事を施工できないと認められるときは，発注者は，工事の中止内容を直ちに受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は，前項の規定によるほか，必要があると認めるときは，工事の中止内容を受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は，前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し，若しくは労働者，建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし，若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【解説】第1項は請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められるときは，発注者が工事の中止を命じなければならないことを規定している(発注者の中止指示義務)。　これにより，工期又は請負代金額の変更等が適正に行われることを確保しようとしている。

第2項において，発注者が必要があると認めるとき，請負者の意思に関わらず工事を中止することができる(発注者の中止権)。第19条の規定により，発注者が自己の都合で設計図書を変更しようとしているとき，工事を続行させると変更時の工事の手戻りが大きくなると発注者が判断するときは，本項の規定を用いて工事を中止させることができる。(関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-15工事の一時中止)

(受注者の請求による工期の延長)

第２１条　受注者は，天候の不良，第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは，その理由を明示した書面により，発注者に工期の延長を請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があった場合において，必要があると認められるときは，工期を延長しなければならない。発注者は，その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては，請負代金額について必要と認められる変更を行い，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【解説】工事の工期内完成が不可能となる場合は，一般的に次の３つに分類される。

①　請負者の帰責事由により工事の着手が遅れ，又は工事の進捗がはかどらない場合

②　条件変更，設計図書の変更，前払金等の不払いに対する工事中止の場合など契約内容の変更または発注者の帰責事由により当初の工期が不適当となる場合

③　天候の不良，発注者が行う関連工事の調整への協力等，請負者の責に帰することができない事由により工事が遅れる場合

以上の内，①は第45条(履行遅滞の場合における損害金等)の適用を受ける工事遅延であり，工期は延長されない。②は請負代金の変更を伴う工期延長，③は請負代金の変更を伴わない工期延長である。この場合，延長日数については，第22条の規定に従って定められる。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第２２条　発注者は，特別の理由により工期を短縮する必要があるときは，工期の短縮を受注者に請求することができる。

２　発注者は，この約款の規定により工期を延長すべき場合において，特別の理由があるときは，当該工期の変更について，通常必要とされる工期に満たない工期への変更を受注者に請求することができる。

３　発注者は，前２項の場合において，必要があると認められるときは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第２３条　工期の変更については，発注者受注者協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日(発注者があらかじめ定める場合は，その日数)以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が工期の変更事由が生じた日（第２１条の場合にあっては，発注者が工期変更の請求を受けた日，前条の場合にあっては，受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

【解説】協議が整わなかった場合には，発注者が工期の変更を決定するが，請負者がこの決定に不服があるときは，第52条に定める調停，あっせんといった紛争処理手続きに進む。（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-17工期変更）

(請負代金額の変更方法等)

第２４条　請負代金額の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日(発注

者があらかじめ定める場合は，その日数）以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。
３　この約款の規定により，受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については，発注者受注者協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第２５条　発注者又は受注者は，工期内で，かつ，請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは，相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
２　発注者又は受注者は，前項の規定による請求があったときは，変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１０００分の１５を超える額につき，請負代金額の変更に応じなければならない。
３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は，請求のあった日を基準とし，物価指数等に基づき発注者受注者協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日（発注者があらかじめ定める場合は，その日数）以内に協議が整わない場合にあっては，発注者が定め，受注者に通知する。
４　第１項の規定による請求は，本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において，第１項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ，請負代金額が不適当となったときは，発注者又は受注者は，前各項の規定によるほか，請負代金額の変更を請求することができる。
６　予期することのできない特別の事情により，工期内に日本国内において急激なインフレーションション又はデフレーションを生じ，請負代金額が著しく不適当となったときは，発注者又は受注者は，前各項の規定にかかわらず，請負代金額の変更を請求することができる。
７　前２項の場合において，請負代金額の変更額については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日（発注者があらかじめ定める場合は，その日数）以内に協議が整わない場合にあっては，発注者が定め，受注者に通知する。
８　第３項及び前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が第１項，第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２６条　受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置を採らなければならない。この場合において，必要があると認めるときは，受注者は，あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし，緊急やむを得ない事情があるときは，この限りでない。
２　前項の場合においては，受注者は，その採った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
３　監督員は，災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは，受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
４　受注者が，第１項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において，当該措置に要した費用のうち，受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については，発注者が負担する。

（一般的損害）

第２７条　工事目的物の引渡し前に，工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第２９条第１項に規定する損害を除く。）については，受注者がその費用を負担する。ただし，その損害（第４７条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち，発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。

【解説】工事の損害に関して生じた損害についての総括規定であり，本条の特則として他の条項に規定があるものを除き，工事の施工に関して生じた全ての損害を対象とする。他の条項の規定として

①	工事の施工について第三者に及ぼした損害について	第28条
②	不可抗力による損害について	第29条
③	特許権等の使用に関する損害について	第8条
④	支給材料又は貸与品による損害について	第15条第7項
⑤	施工条件の変更等による損害について	第18条第5項
⑥	設計図書の変更による損害について	第19条
⑦	工事の中止による損害について	第20条
⑧	工期の短縮等による損害について	第22条第3項
⑨	部分使用による損害について	第33条第3項
⑩	前払金等不払いに対する工事中止による損害について	第43条第2項

（第三者に及ぼした損害）

第２８条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは，受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし，その損害（第４７条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち，発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。
２　前項の規定にかかわらず，工事の施工に伴い通常避けることができない騒音，振動，地盤沈下，地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは，発注者がその損害を負担しなければならない。ただし，その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては，受注者が負担する。
３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては，発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

【解説】発注者と請負者の双方の責任による損害が発生したとき，民法第719条では，被害者は，発注者と請負者のどちらの責任を追及しようとも自由であり，責任を追及された者は，他にも責任を負うべきものがあることを理由に損害賠償の一部免除を求め，責任を限定することはできない。
しかしながら，発注者と請負者の間で損害負担の分担について取り決めることは自由であり，本条はこれを規定したものである。

（不可抗力による損害）

第２９条　工事目的物の引渡し前に，天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては，当該基準を超えるものに限る。）で発注者受注者双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により，工事目的物，仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは，受注者は，その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，前項の規定による通知を受けたときは，直ちに調査を行い，前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第４７条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において「損害」という。）の状況を確認し，その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は，前項の規定により損害の状況が確認されたときは，損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は，前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは，当該損害の額（工事目的物，仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって，第１３条第２項，第１４条第１項若しくは第２項又は第３７条第３項の規定による検査，立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち，請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は，次の各号に掲げる損害につき，それぞれ当該各号に定めるところにより，算定する。

⑴　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

⑵　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし，残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

⑶　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて，当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし，修繕によりその機能を回復することができ，かつ，修繕費の額が本文の規定により算出した損害の額より少額であるものについては，その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については，第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計額」と，「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計額」と，「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

【解説】本条は，工事目的物の引渡し前における不可抗力による損害の負担については，損害額と損害の取方付け額の合計額のうち請負代金額の1/100を超えるものについて，工事の完成が可能・不可能に関わらず，発注者が負担することを定めたものである。民法上は，契約の性質上，不可抗力による損害は請負者が負担するとなっているので本条により否定している。（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-61不可抗力による損害）

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第３０条　発注者は，第８条，第１５条，第１７条から第２０条まで，第２２条，第２５条から第２７条まで，前条又は第３３条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において，特別の理由があるときは，請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において，設計図書の変更内容は，発注者受注者協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日（発注者があらかじめ定める場合は，その日数）以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

【解説】本条は，請負代金額を変更する場合であるか，予算制度，予算の運営上，請負代金額の増額が出来ない時に，かわりに設計図書の変更を行うことができることを規定している。予算が不足している場合，発注者の負担しうる範囲内の増額に相応する工事量とすることができるようにしたのが本条の趣旨である。

（検査及び引渡し）

第３１条　受注者は，工事を完成したときは，その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，前項の規定による通知を受けたときは，通知を受けた日から１４日以内に，受注者の立会いの上，設計図書に定めるところにより，工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは，工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。

４　発注者は，第２項の検査によって工事の完成を確認したときは，当該工事目的物の引渡しを受けたものとする。

５　受注者は，工事が第２項の検査に合格しないときは，直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては，修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

【解説】建設業法は，工事完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期を契約書においてあらかじめ定めておくべきこととしており（建設業法第19条第1項第8号），政府契約の支払遅延防止等に関する法律第4条第1項にも同様の規定がある。

国または地方公共団体が建設工事の請負契約を締結した場合には，権限のある職員が給付の完了の確認のための検査をしなければならないこととされている（地方自治法第234条の2第1項及び地方自治法施行令167条の15）

第1項は，請負者は工事が完成したことを書面により発注者に通知しなければならないことを規定している（工事完成検査通知義務）

第2項は，完成検査の時期及び方法を定めたものである。通知を受けた日から14日以内に検査を完了するとは，地方公共団体の契約に準用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条第1項が，14日以内としていることを受けたものである。（日数の計算は，同法の取扱いに従い，初日参入）　通知は，営業日の営業時間内に届けられなければならない。

（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-25工事完成検査及び部分引渡し検査）

（請負代金の支払）

第３２条　受注者は，前条第２項の検査に合格したときは，請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責に帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において，その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは，約定期間は，遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

【解説】請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払うとしたのは，政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項に支払請求書を受理した日から40日以内と規定していることにあわせたものである。同法の取扱いに従い40日には初日参入である。

（部分使用）

第３３条　発注者は，第３１条第４項の規定による引渡し前においても，工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては，発注者は，その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は，第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは，必要な費用を負担しなければならない。

【解説】本条は，発注者が工事目的物を引き渡し前に使用しようとするときは，請負者の同意を得ることを規定するとともに，発注者の工事目的物の使用条の善管注意義務及び使用により生じた損害の賠償義務を合わせて規定している。部分使用の場合，部分引渡しと異なり，請負者の管理責任はなくならない。

（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-29部分使用）

（前金払）

第３４条　受注者は，請負代金額１件１３０万円以上のものに限り，保証事業会社と，契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し，その保証証書を発注者に寄託して，請負代金額の１０分の４を超えない範囲内において前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし，発注者は特に必要と認める場合は，請負代金額に乗じる当該割合を引き下げることができる。

２　受注者は，前項の前払金の支払を受けた後，追加の前払金に関し，保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し，その保証証書を発注者に寄託して，請負代金額の１０分の２を超えない範囲内で追加の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし，発注者は特に必要と認める場合は，請負代金額に乗じる当該割合を引き下げることができる。

３　受注者は，前項の規定による追加の前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求しようとするときは，あらかじめ，中間前払金に係る発注者の認定を受けなければならない。この場合において，発注者は，受注者の請求があったときは，直ちに認定し，又は認定しないことを決定し，その結果を受注者に通知しなければならない。

４　発注者は，第１項又は第２項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

５　受注者は，請負代金額が増額された場合においては，その増額後の請負代金額の１０分の４（中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては，前項の規定を準用する。

６　受注者は，請負代金額が著しく減額された場合において，受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１０分の５（中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）を超えるときは，受注者は，請負代金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし，本項の期間内に第３７条又は第３８条の規定による支払をしようとするときは，発注者は，その支払額の中からその超過額を控除することができる。

７　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に，請負代金額を増額した場合において，増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは，受注者は，その超過額を返還しないものとし，増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であり，かつ，受領済みの前払金の額がその増額後の請負代金額の１０分の５（中間前払金の支払を受けているときは１０分の６）の額を超えるときは，受注者は，その超過額を返還しなければならない。

８　前２項の超過額が相当の額に達し，返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは，発注者受注者協議して返還すべき超過額を定める。ただし，請負代金額が減額された日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

９　発注者は，受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは，その未返還額につき，同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について，その日数に応じ，年３．１パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は，支払遅延防止法の率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第３５条　受注者は，前条第３項の規定により受領済みの前払金に追加して，さらに前払金の支払を請求する場合には，あらかじめ，保証契約を変更し，変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は，前項に定める場合のほか，請負代金額が減額された場合において，保証契約を変更したときは，変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は，前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には，発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第３６条　受注者は，前払金をこの工事の材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第３７条　受注者は，工事の完成前に，出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第１３条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの，監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の１０分の９以内の額について，次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし，この請求は，月１回を超えることができない。

２　受注者は，部分払を請求しようとするときは，あらかじめ，当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は，前項の場合において，当該請求を受けた日から１４日以内に，受注者の立会いの上，設計図書に定めるところにより，前項の確認をするための検査を行わなければならない。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。
５　受注者は，第３項の規定による確認があったときは，部分払を請求することができる。この場合においては，発注者は，当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。
６　部分払金の額は，次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は，発注者受注者協議して定める。ただし，発注者が前項の請求を受けた日から１０日(発注者があらかじめ定める場合は，その日数)以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／１０－前払金額／請負代金額）

７　第５項の規定により部分払金の支払があった後，再度部分払の請求をする場合においては，第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

【解説】本条は，出来形部分と一定の工事材料について，請求回数を限定して，部分払の請求を行うことが出来ることを定めるとともに，発注者は部分払に先立って，出来形部分と工事材料の検査・確認を行うことを定めている。

（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-26部分払検査）

部分払の限度を9/10としているのは，予算決算及び会計令第101条の10が部分払の限度を工事の既済部分に対する代値の9/10としていることを受けたものである。1/10を保留するのは，部分払の段階では，出来形部分等に相応する請負代金相当額の算定が必ずしも確定的に行うことができないこと，工事として完全に目的を達したわけではないことなどの理由により，過払を避ける意味もあわせ，安全を見込んだものである。

第3項は，地方自治法第234条の2第1項が，部分払にあたっては，給付の完了の確認をするための検査を義務付けていることを受けた規定である。

部分払いをした部分について，天災その他の不可抗力によって損害を被った場合，その損害を発注者・請負者のいずれが負担するかについては意見が分かれている。**会計法**の規定により，部分払いには当然，部分引渡しが伴わなければならないと解する場合は，損害は発注者が負担すべきものとなる。**民法**上では，請負人が自己の材料を使用して完成する工事・製造等の請負契約については，原則として全体が完成した後，引渡しがあったときに所有権が注文者に移転するものとされているから，部分払いによって直ちに所有権が移転することはなく，部分引渡し等の場合を除き，損害は請負者が負担すべきものとなる。

（部分引渡し）

第３８条　工事目的物について，発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において，当該指定部分の工事が完了したときの当該工事に係る検査，工事目的物の引渡し，請負代金の支払等については，第３１条及び第３２条の規定を準用する。この場合において，第３１条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と，「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と，第３２条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

２　前項の規定により準用される第３２条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は，次の式により算定する。この場合において，指定部分に相応する請負代金の額は，発注者受注者協議して定める。ただし，発注者が前項の規定により準用される第３２条第１項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金額／請負代金額）

【解説】部分引渡しは，工事が複数の工区に分けて施工される場合において，そのうちの1工区の工事が完了したときに，当該工区のみを他の工区から切り離して発注者に引渡し，その使用に供するというように，当該部分だけ独立した工事の完了として認められる場合に行われるものである。

部分引渡しは，発注者にとっては工事全体の完成前に必要な部分を使用しえる利点があり，請負者にとっては当該部分の請負代金を工事全体の完成前に受け取ることができるとともに，その管理責任を免れるという利点をもつものである。

第33条(部分使用)との相違は，部分引渡しは，契約締結前に発注者が設計書に指定して行われるのに対し，部分使用は，契約締結後に発注者が請負者の承諾を得て行われるものであり，臨時，特例的に発生する場合を想定している。また，部分使用の当該部分の管理責任は，請負者に残されているが，部分引渡しを受けた部分は，発注者に所有権が帰属することになり，請負者は管理責任を負わない。

また，部分払いであれば9/10を乗ずる必要があるが，部分引渡しでは10/10であり，用語を曖昧に使用すると大きな問題になる(業者との係争，会計検査での指摘etc)。

共通仕様書第1編　共通編の1-1-25に部分引渡し検査，1-1-26に部分払い検査と別々に規定することによって，部分払いに伴って自動的に部分引渡しが行われるものではないことを明確にしていると解することができるか？

第37条の解説の中で，民法上の解釈と会計法上の解釈の違いを述べたが，「特別法は一般法に優先する」という原則に立てば，官の事業に対しては，一般法である民法上の解釈より，特別法である会計法上の解釈が優先する。しかし，契約上の取り決めがある場合は，契約が法律よりも優先される。共通仕様書は契約書の一部であるから，そこで部分払いとは別に部分引渡しの行為が行われると規定してあれば，部分払いに伴って発生する危険負担の論議の余地はなくなる。

（第三者による代理受領）

第３９条　受注者は，発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき，第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は，前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において，受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは，当該第三者に対して第３２条（第３８条において準用する場合を含む。）又は第３７条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第４０条　受注者は，発注者が第３４条，第３７条又は第３８条において準用される第３２条の規定に基づく支払を遅延し，相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは，工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては，受注者は，その理由を明示した書面により，直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は，前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し，若しくは労働者，建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし，若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第４１条　発注者は，工事目的物にかしがあるときは，受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し，又は修補に代え，若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし，かしが重要ではなく，かつ，その修補に過分の費用を要するときは，発注者は，修補を請求することができない。

２　前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は，第３１条第４項（第３８条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から２年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあっては，１年）以内に行わなければならない。ただし，そのかしが受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合，又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第１項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には，請求を行うことのできる期間は１０年(設計図書に特別の定めがあるときはその定められた期間)とする。

３　発注者は，工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは，第１項の規定にかかわらず，その旨を直ちに受注者に通知しなければ，当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし，受注者がそのかしがあることを知っていたときは，この限りでない。

４　発注者は，工事目的物が第１項のかしにより滅失し，又はき損したときは，第２項の定める期間内で，かつ，その滅失し，又はき損の日から６月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

５　第１項の規定は，工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし，受注者がその材料又は指図が不適当であると知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

【解説】建設工事における瑕疵の例としては，漏水，破損，錆，がた，クラック，防音性・制振性の不備等があるが，建設工事の目的物の引渡し後において，工事目的物にこのような不完全な点があった場合に，請負人が負う責任が瑕疵担保責任である。

請負契約における瑕疵担保責任については，民法第634条から第640条までに定められており，請負契約についての規定全11条の大半を占めている。

通説では，民法第634条から第640条までの規定での請負における瑕疵担保責任は，不完全履行についての特則であるとしており，請負者は，仕事の完成前は，不完全履行による債務不履行責任を負い，仕事の完成後は，瑕疵担保責任を負うとしている。また，一般的に不完全履行に対して，発注者に損害賠償請求権，完全給付請求権または解除権が生じる。建設工事については，瑕疵担保責任として，発注者に損害賠償請求権と完全給付請求権のみがあり，解除権はない。

民法634条は，瑕疵担保責任として瑕疵修補請求権及び損害賠償請求権があることを規定しているが，本条1項もこれと同趣旨を規定している。また，民法635条ただし書により，建物その他土地工作に係る請負契約は解除することはできないので，一般に建設工事の請負契約を瑕疵を理由として解除することはできない。

瑕疵担保責任は無過失責任であり，発注者の指示によるものを除き請負者が責任を負う。また，売買の場合と異なり，隠れた瑕疵であることを必要としない。

瑕疵修補請求権を行使するためには，①工事目的物に瑕疵があること　②「瑕疵が重要ではなく，かつ，その修補に過分の費用を要すること」に該当しないこと　③相当の期間を置くこと　の３つの要件が必要である。②について，瑕疵が重要なものである場合，発注者は修補に要する費用に関わらず修補を要求できる。③の相当の期間とは，瑕疵を修補するために通常必要な期間である。

発注者は，修補請求と損害賠償のいずれかを自由に選択することができる。ただし，瑕疵が重要でなく，修補に過分の費用がかかる場合は，損害賠償のみが可能である。逆に，修補が容易であり，損害が全く残らない場合は，信義則上，損害賠償請求は制限される。修補をしてもなお生ずる損害については修補とともに損害賠償を請求できる。

瑕疵担保期間について，民法637条第1項の規定によれば，引渡しの時から1年であるが，民法638条第1項により，目的物が土地の工作物である場合は，普通の工作物については５年，石造・土造・煉瓦造又は金属造の工作物については１０年とされている。また，民法638条第2項により，工作物がその瑕疵により滅失又は毀損したときは，その滅失又は毀損したときから1年以内に修補請求又は損害賠償請求をしなければならない。

請負人の担保責任に関する民法の規定は任意規定なので，原則として特約により排除し得るが，請負人が知っていながら告げなかった事実については，特約をしても請負人はその責を免れることが出来ない。(民法640条)

約款では木造の建物等の建設工事又は設備工事等の場合は**１年**に，コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合は**２年に短縮**している。また，請求権の行使の期間も**６月に短縮**している。これは，発注者が専門家により監督・検査を行っていることと，長期間経過すれば施工上の瑕疵か使用上の瑕疵かを巡って係争が生じ，速やかに修補請求に応じることが期待し難いこと，また，請負者を長期間に渡って不安定な地位に置くのは過酷なことであること等を勘案したものである。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第４２条　受注者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては，発注者は，損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は，請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき，遅延日数に応じ，年３．１パーセント(算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は，支払遅延防止法の率)の割合で計算した額とする。

３　発注者の責に帰すべき事由により，第３２条第２項（第３８条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては，受注者は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，年３．１パーセント(算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は，支払遅延防止法の率)の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

【解説】第1項及び第2項は，請負者の履行遅滞に関する規定である。

請負者の責に帰すべき事由とは，例えば，資材や労働者の確保の不手際，工程管理の誤り，怠慢など請負者としての当然の注意，努力を欠いている場合である。

請負者の責に帰すことが出来ない事由とは，支給材料又は貸与品に問題があるとき(第15条)，発注者の帰責事由による設計図書不適合部分の改造を行うとき(第17条)，条件変更等のとき(第18条)，工事の中止のとき(第20条)，請負者の責に帰すことが出来ない事由により工期内に工事を完成することが出来ないとき(第21条)と各条項に規定が置かれている。

請負者の帰責事由により工期内に工事が完成できない場合は，発注者は，第1項の規定により損害金の支払いを請求できる(実務的には要求しなければならないと読むべきで，支払いを要求していない場合，議会・監査・会計検査等で厳しい追及を受けることを覚悟しておかなければならない)。この場合，**工期は延長されず**，請負者は損害金を支払いながら，早期に工事を完成しなければならない。又，この場合，発注者は工期経過後相当の期間内に工事を完成する**見込みが明らかにないと認められるとき**は，第43条第2項の規定により契約を解除することが出来る。

完成検査の結果不合格とされた場合，修補が工期内に完了しなければ，この条項の対象となる。

（発注者の解除権）

第４３条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

⑴ 正当な理由なく，工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

⑵ その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

⑶ 第１０条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

⑷ 前３号に掲げる場合のほか，契約に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

⑸ 第４５条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては，受注者は，請負代金額の１０分の１（受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは，１０分の３）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において，第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，発注者は，当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第４３条の２　発注者は，本契約に関し，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

⑴ 受注者（共同企業体にあっては，その構成員を含む。以下この項及び次項並びに次条第１項において同じ。）が，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。），第８条の２第１項若しくは第３項，第１７条の２又は第２０条第１項の規定による命令を受け，かつ，独占禁止法第４９条第６項の規定による審判を同項の期間内に請求しなかったとき。

⑵ 受注者が，独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受け，かつ，独占禁止法第５０条第４項の規定による審判を同項の期間内に請求しなかったとき。

⑶ 受注者が，独占禁止法第６６条第１項の規定による却下の審決，同条第２項の規定による棄却の審決又は同条第３項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし，又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け，かつ，当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第７７条第１項の期間内に提起しなかったとき。

⑷ 受注者が，独占禁止法第７７条第１項の規定により審決の取消しの訴えを提起し，当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

⑸ 受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の規定による刑に処せられたとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は，前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第４３条の３　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

⑴ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を，受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が，集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

⑵ 役員等が，暴力団，暴力団関係者，暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

⑶ 役員等が，暴力団，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。

⑷ 前３号のほか，役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　第４３条第２項及び第３項の規定は，前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第４４条　発注者は，工事が完成するまでの間は，第４３条第１項，第４３条の２第１項及び前条第１項の規定によるほか，必要があるときは，契約を解除することができる。

２　発注者は，前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第４５条　受注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，契約を解除することができる。

⑴ 第１９条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

⑵ 第２０条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは，６月）を超えたとき。ただし，中止が工事の一部のみの場合は，その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても，なおその中止が解除されないとき。

⑶ 発注者が契約に違反し，その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は，前項の規定により契約を解除した場合において，損害があるときは，その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第４６条　発注者は，契約が解除された場合においては，出来形部分を検査の上，当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし，当該引渡しを受けたときは，当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは，その理由を受注者に通知して，出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において，検査又は復旧に直接要する費用は，受注者の負担とする。

３　第１項の場合において，第３４条の規定による前払金があったときは，当該前払金の額（第３７条の規定による部分払をしているときは，その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第１項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において，受領済みの前払金額になお余剰があるときは，受注者は，解除が第４３条，第４３条の２又は第４３条の３の規定によるときにあっては，その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ，年３．１パーセント（算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は，支払遅延防止法の率）の割合で計算した額の利息を付した額を，解除が第４４条又は前条の規定によるときにあっては，その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は，契約が解除された場合において，支給材料があるときは，第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き，発注者に返還しなければならない。この場合において，当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき，又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されている

ときは，代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
５　受注者は，契約が解除された場合において，貸与品があるときは，当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において，当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは，代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
６　受注者は，契約が解除された場合において，工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料，建設機械器具，仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは，受注者は，当該物件を撤去するとともに，工事用地等を修復し，取り片付けて，発注者に明け渡さなければならない。
７　前項の場合において，受注者が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは，発注者は，受注者に代わって当該物件を処分し，工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては，受注者は，発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず，また，発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限，方法等については，契約の解除が第４３条，第４３条の２又は第４３条の３の規定によるときは，発注者が定め，第４４条又は前条の規定によるときは，受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし，第４項後段，第５項後段及び第６項に規定する受注者の採るべき措置の期限，方法等については，発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（損害金の予定）

第４６条の２　発注者は，第４３条の２第１項の規定により契約を解除することができる場合においては，契約を解除するか否かにかかわらず，請負代金額の１０分の１に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。
２　前項の規定は，発注者に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において，発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
３　前２項の規定は，第３１条第４項及び第５項の規定により工事目的物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。
４　前項の場合において，受注者が共同企業体であり，既に解散しているときは，発注者は，当該共同企業体の構成員であったすべての者に対し，損害金の支払を請求することができる。この場合において，当該構成員であった者は，連帯して第１項及び第２項の責任を負うものとする。

（火災保険等）

第４７条　受注者は，工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険，建設工事保険その他の保険（これらに準じるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。
２　受注者は，前項の規定により保険契約を締結したときは，その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
３　受注者は，工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは，遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

【解説】本条は，請負者は，設計図書に定めるところにより，工事目的物，工事材料等に保険等をかけなければならないことを規定している。

建設工事中の火災，爆発，工事材料の盗難等の事故は，発注者と請負者の負担の問題として処理するよりも保険等によって填補するほうが合理的である。

第3項は，請負者が任意保険等をかけた場合，その旨を発注者に通知するように定めたものであり，発注者は請負者に任意保険等の保険金の請求を行うよう指示することはできない。

（関連；共通仕様書第1編　共通編　1-1-63保険の付保及び事故の補償）

保険の種類

目　　的	保険の種類	関連条文
工事目的物，工事材料及び仮設物等に生じる損害を補填する保険	建設工事保険 土木工事保険 組立保険 火災保険	第 27 条　一般的損害 第 29 条　不可抗力による損害
建設機械器具に生じる損害を補填する保険	動産総合保険 機械保険	第 27 条　一般的損害 第 29 条　不可抗力による損害
運送中の工事材料，建設機械器具等に与えた損害を補填する保険	貨物海上保険 運送保険	第 27 条　一般的損害
工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補填する保険	請負業者賠償責任保険	第 28 条　第三者に及ぼした損害
作業員の身体障害を填補する保険	法定外労災補償(建設共済等) 労働災害総合保険，障害保険	第 28 条　第三者に及ぼした損害

（賠償金等の徴収）

第４８条　発注者は，この契約に基づく受注者の賠償金，損害金又は違約金と，発注者の支払うべき請負代金とを相殺し，なお不足があるときは追徴する。

（あっせん又は調停）

第４９条　この約款の各条項において発注者受注者協議して定めるものにつき，協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者受注者間に紛争を生じた場合には，発注者及び受注者は，建設業法による広島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
２　前項の規定にかかわらず，現場代理人の職務の執行に関する紛争，主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人，労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については，第１２条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後，又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ，発注者及び受注者は，前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第５０条　発注者及び受注者は，その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは，前条の規定にかかわらず，仲裁合意書に基づき，審査会の仲裁に付し，その仲裁判断に服する。

（補則）
第５１条　この約款に定めのない事項については，必要に応じて発注者受注者協議して定める。

契約約款の改正点

(1)「甲」「乙」の略称表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記する。

発注者を「甲」、受注者を「乙」とする呼称は、発注者が受注者に優位するとの印象を与えているおそれがあるため、「甲」を発注者、「乙」を受注者と表記を改めるもの。併せて、委託者を発注者、受託者及び請負者を受注者と表記し、用語の統一を図る。

(2)発注者との連絡体制が確保される等一定の要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる規定を新設する。

（第 10 条第 3 項として追加）

通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、発注者との連絡体制が確保される等一定の要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる規定を新設する。

(3)工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には、発注者が費用を負担する旨明確化する。

（第 21 条第 2 項として追加）

受発注者間の対等性を確保する観点から追加するもの。

(4)支払い遅延に対する遅延利息の率を改正する。（3.3%⇒3.1%）

（第 34 条、第 42 条、第 46 条の改正）

財務省告示に基づき遅延利息の率を改正するもの。

建設工事の種類

建設工事の種類 （法律別表） 建設業法 別表第一（上欄）	建設工事の内容 昭和47年3月8日　建設省告示第350号		建設工事の例示 平成13年4月3日　国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」		業　　種 （法律別表） 建設業法 別表第一（下欄）
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）				土木工事業
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）				建築工事業
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事		大工工事、型枠工事、造作工事		大工工事業
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事		左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事		左官工事業
とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事業	イ）	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事	イ）	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事	とび・土工工事業
	ロ）	くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ）	くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
	ハ）	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ）	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
	ニ）	コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ）	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	
	ホ）	その他基礎的ないしは準備的工事	ホ）	地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事	
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事		石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事		石工事業
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事		屋根ふき工事		屋根工事業
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事		発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事		電気工事業
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事		冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事		管工事業
ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事		コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事		ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事業
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事		鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事		鋼構造物工事業
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事		鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事		鉄筋工事業
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事		アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事		ほ装工事業
しゆんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事		しゆんせつ工事		しゆんせつ工事業
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事		板金加工取付け工事、建築板金工事		板金工事業
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事		ガラス加工取付け工事		ガラス工事業
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事		塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事		塗装工事業
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事		アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事		防水工事業
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事		インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事		内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事		プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事		機械器具設置工事業
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事		冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事		熱絶縁工事業
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事		電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事		電気通信工事業
造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事		植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事		造園工事業
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事		さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事		さく井工事業
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事		金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事		建具工事業
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事		取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事		水道施設工事業
消防施設工事	火災警報設備、消化設備、避難設備若しくは消化活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事		屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、		消防施設工事業
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事		ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事		清掃施設工事業

建設工事の業種区分

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
		建設業法別表	昭和47年告示代350号	平成13年国総建第97号建設業許可事務ガイドライン別	平成13年国総建第97号建設業許可事務ガイドライン別表1
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画，指導，調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修，改造又は解体する工事を含む。以下同		
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画，指導，調整のもとに建築物を建設する		
3	大工工事	大工工事業	木材の加工または取付により工作物を築造し，または工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事，型枠工事，造作工事	
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土，モルタル，漆くい，プラスター，繊維等をこて塗り，吹付け，又は貼り付ける工事	左官工事，モルタル工事，	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業，防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能。 ②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については，通常，左官工事を行う際の準備作業として当然含まれているものであ
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	①足場の組立て，機械器具・建設資材の運搬配置，鉄骨等の組立て，工作物の解体等を行う工事 ②くい打ち，くい抜き及び場所打ちぐいを行う工事 ③土砂の掘削，盛上げ，締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないし準備的工事	①とび工事，ひき工事，足場等仮設工事，重量物の揚重運搬配置工事・鉄骨組立て工事・コンクリートブロック据付工事・工作物解体工事 ②杭工事・杭打ち工事・くい抜き工事・場所打ちぐい工事 ③土工事・掘削工事・根切り工事・発破工事・盛土工事 ④コンクリート工事 ⑤地すべり防止工事・地盤改良工事・ボーリンググラウト工事・はつり工事	①コンクリートブロック積みにおける業種 『とび・土工・コンクリート工事』， 大型消波ブロック等 『石工事』 建物の内外装の疑石の貼り付け，のり面処理,擁壁のブロック 『タイル・れんが・ブロック工事』 ブロック建築のブロック積 ②「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物の築造は土木一式工事 ③吹付け工事はモルタル吹付け，種子吹付けの総称で，ラスモルタル吹付けは左官工事 ④地盤改良工事とは，薬液注入，ウェル
6	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）の加工又は積方によりエ作物を築造し，または工作物に石材を取り付ける工事。	石積み（張り）工事，コンクリートブロック積（張り）工事，	
7	屋根工事	屋根工事業	瓦，スレート，金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①他の材料も含め屋根ふき工事とする。板金屋根工事も板金工事ではなく屋根工事である。 ②屋根断熱工事は断熱処理を施した材料による場合屋根工事である。
8	電気工事	電気工事業	発電設備，変電設備，送配線設備，構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事，変電設備工事，送配線設備工事，構内電気設備工事，照明設備工事，信号設備工事，ネオン装置工事等	
9	管工事	管工事業	冷暖房，空気調和，給排水，衛生等のための設備を設置し，又は金属製等の管を使用して水，油，ガス，水蒸気などを送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事，空気調和設備工事，冷凍冷蔵設備工事，給排水・給湯設備工事，衛生設備工事，水洗便所設備工事，ガス配管工事，ダクト工事	し尿処理に関する施設の建設工事における管工事，水道施設工事及び清掃施設工事間の区分の考え方は，規模の大小を問わず浄化槽（合併浄化槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が管工事に該当し，公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する建設工事が水道施設工事に該当し公共団体が設置するもので汲み取り方式により収集されたし尿を処理する建設工事が清掃施設工事に該当す
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが・コンクリートブロックなどにより工作物を築造し，又はコンクリートブロック，タイル等を取付又は貼り付ける工事。	コンクリートブロック積み（張り）工事，レンガ積み工事，タイル張り工事，築炉工事，石綿スレート張り工事	①石綿スレート張り工事とは，外壁に張る場合，屋根にふく場合は屋根工事。 ②コンクリートブロックにはプレキャストパネル，軽量ブロックも含む。
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼，鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事，橋梁工事，鉄塔工事，貯蔵用タンク設置工事，屋外広告工事，閘門・水門設置工事	鋼構造物工事における鉄骨工事ととび土工コンクリート工事における鉄骨工事の区別は，鉄骨の加工製作から組立てまで一貫して請け負う場合が鋼構造物工事であり加工済みのものを組み立てるだけの場合とび土工工事である。

建設工事の業種区分

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
		建設業法別表	昭和47年告示代350号	平成13年国総建第97号建設業許可事務ガイドライン別	平成13年国総建第97号建設業許可事務ガイドライン別表1
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し，接合し又は組み立てる工事。	鉄筋加工組立て工事，ガス圧接工事	
13	ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト，コンクリート，砂，砂利，砕石などにより舗装する工	アスファルト舗装工事，コンクリート舗装工事，ブロック舗装工事，路盤築造工事	①ガードレール設置工事は『とび土工コンクリート工事』 ②人工芝貼り付け工事は『舗装工事』
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業			
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取り付け，又は工作物に金属製等の付属物を取り付ける工事		
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取り付ける工事		
17	塗装工事	塗装工事業	塗料，塗材等を工作物に吹き付け，塗付け，又は貼り付ける工事		
18	防水工事	防水工事業	アスファルト，モルタル，シーリング材などにより防水を行う工事	アスファルト防水工事 塗膜防水工事 シート防水工事 注入防水工事	『防水工事』に含まれるものは建築系の防水工事のみ。 トンネル等の防水は『とび土工』に該当する。
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材，石膏ボード，吸音版，壁紙，たたみ，ビニール床タイル，カーペット，ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事		
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立等により工作物を建設し，又は工作物に機械器具を取り付ける工事	プラント設備工事 運搬機器設置工事 揚排水機設置工事 給排気機器設置工事	『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具の設置に関する工事が含まれているため，機械器具の種類によっては『電気工事』，『管工事』，『電気通信工事』，『消防施設工事』等と重複する場合があるが，これらに該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具設置が『機械器具設置工事』に該当する。 建築物の中に空調機器の設置は『管工事』に該当する。
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事		
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備，無線電気通信設備，放送機械設備，データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事 無線電気通信設備工事	
23	造園工事	造園工事業			
24	さく井工事	さく井工事業			
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事		
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道，工業用水道などのための，取水，浄水，配水などの施設を築造する工事，又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事 下水処理設備工事	上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』，『管工事』，及び土木一式工事間の区分の考え方は 上水道等の取水，浄水，配水等の施設及び下水処理場内の処理設備の築造設置する工事が『**水道施設工事**』であり， 家屋その他の施設内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事が『**管工事**』であり， これらの敷地外の例えば公道下の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『**土木一式工事**』である。 なお，農水，灌漑用水は『土木一式工事』に該当する。
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備，消火設備，非難設備，若しくは消火活動に必要な設備を設置し，又は工作物に取り付ける工事		
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設，又はごみ処理施設を設置する工事		

許可業種と資格

◎･･･特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格
○･･･一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格

･･･ 指定建設業（7業種）
（施工技術の総合性，施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定められた業種。特定建設業の場合，技術者要件が厳しくなっている。）

資格区分		建設業の種類	土木	建築	大工	左官	とび	石	屋根	電気	管	タイル	鋼構造物	鉄筋	ほ装	浚渫	板金	ガラス	塗装	防水	内装	機械器具	熱絶縁	通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設
建設業法「技術検定」	合格証明書	1級建設機械施工技士	◎				◎								◎															
		2級建設機械施工技士（1種～6種）	○				○								○															
		1級土木施工管理技士	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎		
		2級土木施工管理技士 種別 土木	○				○	○					○		○	○												○		
		2級土木施工管理技士 種別 鋼構造物塗装																	○											
		2級土木施工管理技士 種別 薬液注入					○																							
		1級建築施工管理技士		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎			
		2級建築施工管理技士 種別 建築		○																										
		2級建築施工管理技士 種別 躯体			○		○					○	○	○																
		2級建築施工管理技士 種別 仕上げ			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○				○			
		1級電気工事施工管理技士								◎																				
		2級電気工事施工管理技士								○																				
		1級管工事施工管理技士									◎																			
		2級管工事施工管理技士									○																			
		1級造園施工管理技士																							◎					
		2級造園施工管理技士																							○					
建築士法「建築士試験」	免許証	1級建築士		◎	◎			◎				◎	◎								◎									
		2級建築士		○	○			○				○									○									
		木造建築士			○																									
技術士法「技術士試験」	登録証	（部門）　（選択科目）																												
		建設・総合技術監理（建設）	◎				◎			◎					◎	◎									◎					
		建設・鋼構造物・コンクリート	◎				◎			◎					◎	◎									◎					
		農業・農業土木	◎				◎																							
		電気電子・総合技術監理（電気電子）								◎														◎						
		機械・総合技術監理（機械）																				◎								
		機械・流体又は熱工学									◎											◎								
		上下水道・総合技術監理（上下水道）									◎																	◎		
		上下水道・上水道及び工業用水道									◎															◎		◎		
		水産・総合技術監理（水産土木）	◎				◎																		◎					
		水産・水産土木	◎				◎																		◎					
		森林・総合技術監理（林業）																							◎					
		森林・森林土木	◎				◎																		◎					
		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									◎																			
		衛生工学・水質管理									◎																	◎		
		衛生工学・廃棄物管理									◎																	◎		◎
電気工事士法「電気工事士試験」	免状	合格後の実務経験年数																												
		第1種電気工事士								○																				
		第2種電気工事士　3年								○																				
電気事業法		電気主任技術者（1･2･3種）　5年								○																				
水道法	免状	給水装置工事主任技術者　1年									○																			
消防法	免状	甲種消防設備士																											○	
		乙種消防設備士																											○	
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	検定職種（等級区分が2級のものは合格後3年の実務が必要）																												
		建築大工			○																									
		左官				○																								
		とび・型枠施工・コンクリート圧送施工					○																							
		ウェルポイント施工					○																							
		冷凍空気調和機器施工									○																			
		配管（選択科目「建築配管作業」）									○																			
		タイル張り										○																		
		築炉・レンガ積み										○																		
		ブロック建築・コンクリート積みブロック施工										○																		
		石材施工						○																						
		鉄工（製缶・構造物鉄工作業）											○																	
		鉄筋作業												○																
		工場板金															○													
		建築板金							○								○													
		かわらぶき・スレート施工							○																					
		ガラス施工																○												
		塗装																	○											
		路面標示施工																	○											
		畳製作																			○									
		内装仕上げ施工・表装																			○									
		熱絶縁施工																					○							
		建具製作・カーテンウォール施工・サッシュ施工																									○			
		造園																							○					
		防水施工																		○										
		さく井																								○				
その他		地すべり防止工事士　1年					○																							
		建築設備士　1年								○	○																			
		一級計装士　1年								○	○																			